

(仮称)伊勢原市第6次総合計画

基本構想(案)・前期基本計画(案)

令和4(2022)年9月

伊勢原市

— 目 次 —

第1章	基礎的な条件	1
1	策定の趣旨	2
2	計画の構成と期間	2
3	人口と世帯	3
	(1) 総人口・総世帯数及び世帯人員の推移	
	(2) 年齢階層別人口の推移	
	(3) 外国人住民の人口の推移	
	(4) 将来人口推計	
4	土地利用の現況	7
5	財政の状況	8
	(1) 市税収入の推移	
	(2) 一般会計歳出総額の推移	
6	まちの特性・強み	10
	(1) 首都近郊都市	
	(2) 雄大な自然と温暖な気候	
	(3) 日本遺産をはじめとする歴史文化	
	(4) 充実した医療環境	
	(5) バランスのとれた多彩な産業	
	(6) 広域幹線道路の開通効果	
7	まちづくりの課題	13
	(1) 人口減少・少子高齢社会への対応	
	(2) 自然災害のリスクと安全意識の高まりへの対応	
	(3) 暮らしに安心が持てるセーフティネットの充実と健康意識の高まりへの対応	
	(4) 子育て世代の定住促進と教育を取り巻く環境変化への対応	
	(5) 経済規模縮小による活力低下と地球規模での環境問題への対応	
	(6) まちの成長を促す基盤づくりと都市インフラの老朽化への対応	
	(7) 「つながり」の再認識と持続可能な行財政運営の実現	
	(8) 公共施設の縮充・最適配置、老朽化への対応	

1	将来都市像	20
2	計画期間	20
3	人口の将来展望	21
4	まちづくりの基本理念	21
	安全・安心な暮らしを守ります	
	多様なパートナーとの連携を進めます	
	強みを生かしまちの成長を促します	
	時代にふさわしい行財政運営を進めます	
5	基本政策	22
	災害や危険から暮らしを守る 強くしなやかなまちづくり(防災・安全分野)	
	誰もが生涯にわたり、安心して健やかに暮らせるまちづくり(福祉・保健分野)	
	子どもを産み育てやすく 豊かな学びで未来を拓くまちづくり(子育て・教育分野)	
	活気にあふれ地球環境にやさしいまちづくり(産業・環境分野)	
	都市基盤が整った快適で暮らしやすいまちづくり(都市基盤分野)	
	みんなの力で進める持続可能なまちづくり(市民・行政分野)	
6	土地利用構想	25
	(1) 基本方針	
	(2) 土地利用の方向	

1	前期基本計画の概要	30
	(1) 計画の役割	
	(2) 計画の構成と期間	
	(3) 包摂する事項	
	(4) 進行管理	
2	施策の体系	33
3	施策	34
	(1) 施策の構成と見方	
	(2) 施策の展開	
	基本政策Ⅰ（防災・安全分野）	
	01 防災	
	02 消防・救急	
	03 防犯・消費生活	
	04 交通安全	
	基本政策Ⅱ（福祉・保健分野）	
	05 地域福祉	
	06 高齢者福祉	
	07 障がい者福祉	
	08 健康づくり	
	09 地域医療	
	10 運動・スポーツ	
	基本政策Ⅲ（子育て・教育分野）	
	11 子育て支援	
	12 幼児教育・保育	
	13 若者・青少年	
	14 学校教育	
	15 教育環境整備	
	16 生涯学習	
	17 歴史文化	
	基本政策Ⅳ（産業・環境分野）	
	18 商工業	
	19 観光	
	20 農林業	
	21 地球・生活環境	
	22 循環型社会	

基本政策Ⅴ（都市基盤分野）

- 23 新たな土地利用
- 24 都市整備
- 25 道路
- 26 公園・緑化
- 27 河川・下水道
- 28 住宅
- 29 景観
- 30 公共交通

基本政策Ⅵ（市民・行政分野）

- 31 コミュニティ・市民協働
- 32 人権・男女共同参画
- 33 平和・多文化共生
- 34 広報・シティプロモーション
- 35 行財政運営
- 36 公共施設マネジメント
- 37 ICTの利活用

4 未来を見据えた いせはら元気創生戦略

（第2期伊勢原市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

122

- (1) 目的
- (2) 位置付け
- (3) 構成
- (4) 基本目標
- (5) 基本目標の展開

基本目標1

まちの特性や強みを生かした地域産業の振興により、新たな雇用を創出する

基本目標2

魅力の効果的な発信により 多彩な人の流れをつくる

基本目標3

結婚・妊娠・出産・子育ての希望に応え、選ばれるまちをつくる

基本目標4

持続可能な地域社会を築き、健康で快適な暮らしを創出する

- (6) 基本目標と施策の関連付け

第1章 基礎的な条件

1 策定の趣旨

本市は、昭和46(1971)年の市制施行以来、5次にわたる総合計画を策定し、まちの発展と市民福祉の向上に取り組んできました。

この間、豊かな自然と歴史文化のもと、首都近郊都市として居住環境・産業・自然のバランス良いまちづくりを進め、市制施行当時に45,102人であった人口は10万人を超え、令和3(2021)年3月に市制施行50周年を迎えるなど、順調に発展してきました。

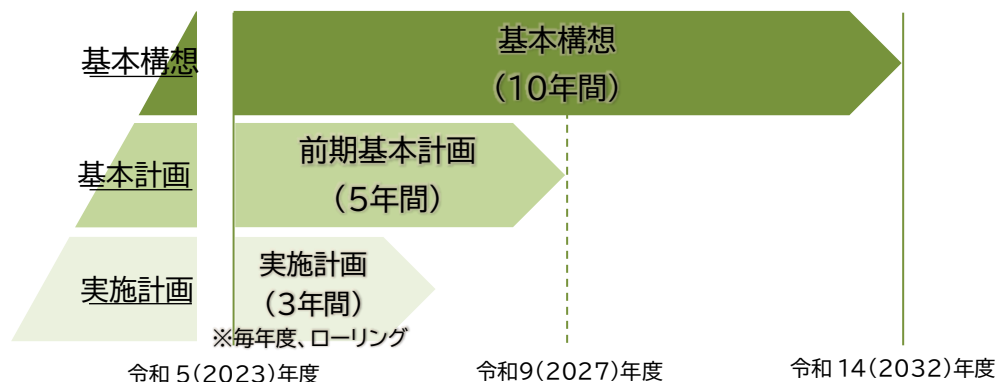
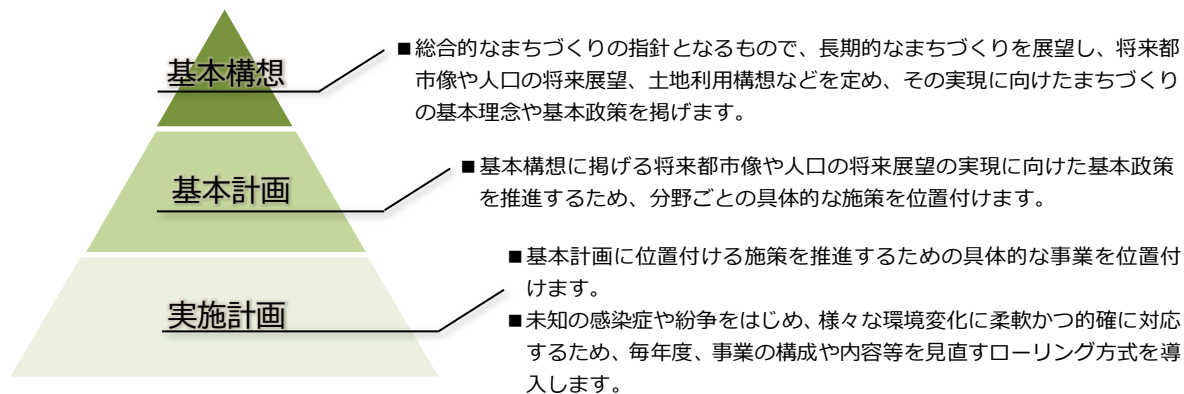
平成25(2013)年度にスタートした第5次総合計画では、将来都市像「豊かな自然に包まれみんなの力が次代を拓く しあわせ創造都市いせはら」の実現をめざし、市民、地域、企業、団体などが支え合い・つながり、行政と連携する「みんなの力」を原動力に、まちづくりを推進してきました。

第5次総合計画は、令和4(2022)年度をもって終了となりますが、今後の本格的な人口減少が予測される中、変化の激しい時代に対応した市政運営が求められています。

このような中、これまでの取組を足がかりに、本市の持つ特性や強みを生かしながら、更なる課題に対応し、市民の暮らしやすさと持続性の高いまちづくりを進めるため、令和5(2023)年度を初年度とする伊勢原市第6次総合計画を策定します。

2 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」からなる3層構造とします。

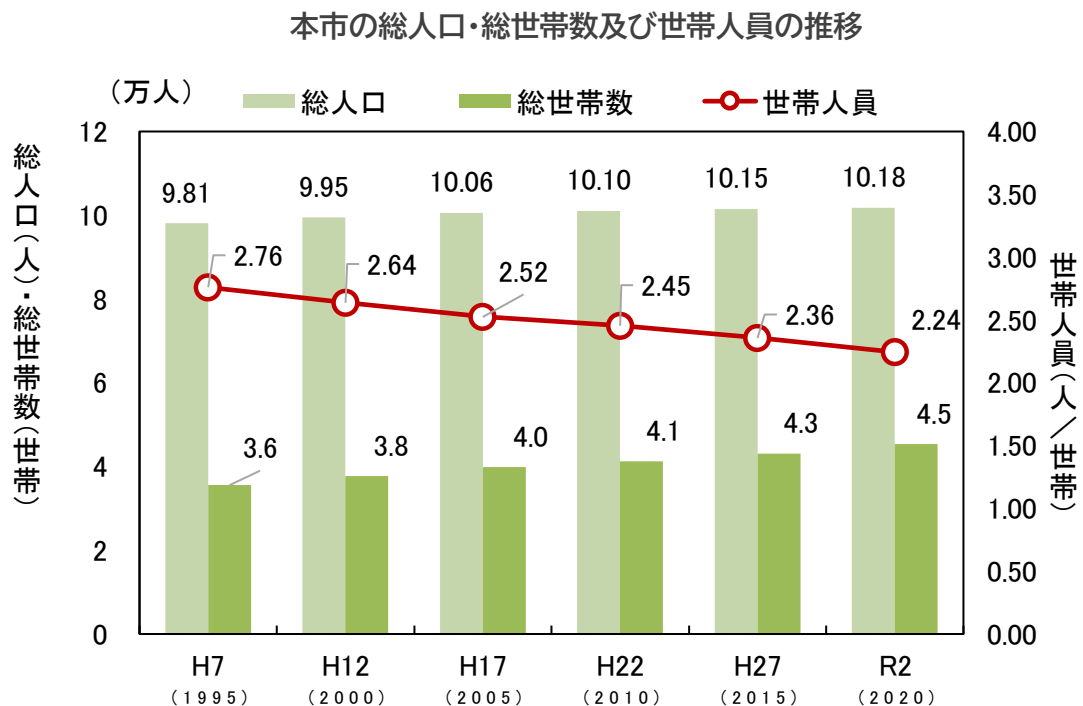


3 人口と世帯

(1) 総人口・総世帯数及び世帯人員の推移

本市の人口は、昭和46(1971)年の市制施行当時は45,102人でしたが、平成13(2001)年9月に10万人を超えました。国勢調査の結果では、平成7(1995)年からは、微増から横ばい傾向で推移し、令和2(2020)年では101,780人となっています。

総世帯数は、総人口を上回るペースで増加し、令和2(2020)年では45,361世帯となっています。一方で、1世帯当たりの世帯人員は、2.24人まで減少しています。



資料:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在の人口)

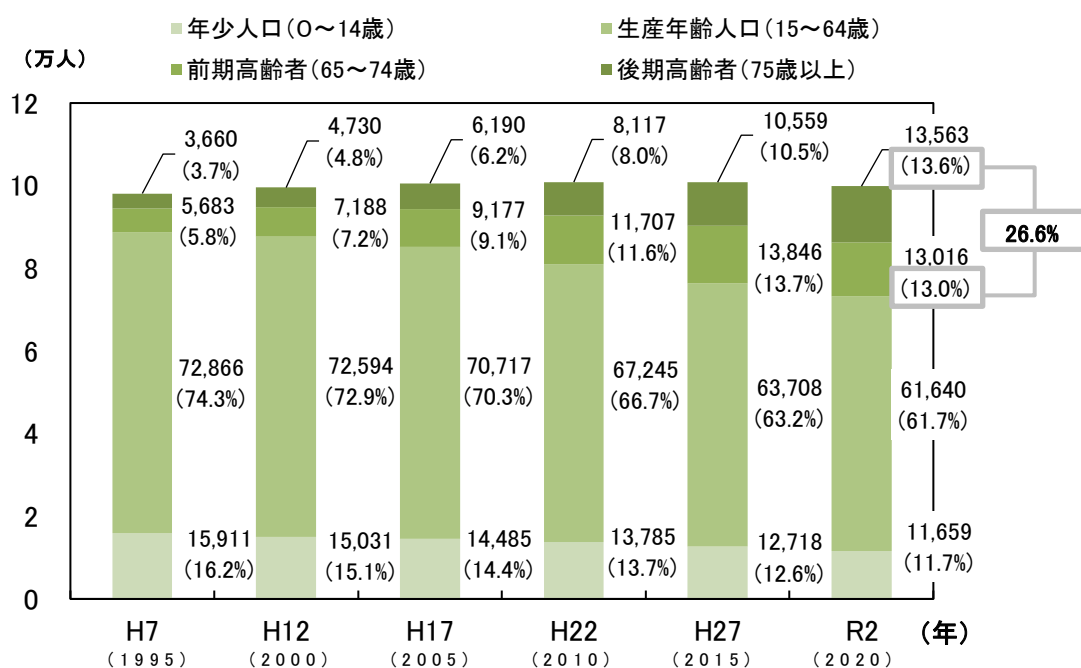
第1章 基礎的な条件

(2) 年齢階層別人口の推移

本市の年齢階層別人口は、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)の割合が減少を続け、令和2(2020)年の構成比では、年少人口(0～14歳)が11.7%、生産年齢人口(15～64歳)が61.7%となっています。

一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は増加を続け、令和2(2020)年の構成比は26.6%で、人口の4人に1人が65歳以上である超高齢社会が更に進んでいます。また、後期高齢者(75歳以上)の人口が前期高齢者(65～74歳)を上回っています。

本市の年齢階層別人口の推移



資料:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在の人口)

※年齢不詳人口は除く

(3) 外国人住民の人口の推移

本市の外国人住民の人口は、平成28(2016)年では1,814人でしたが、令和元(2019)年までは増加傾向で推移しました。令和2(2020)年以降は、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、やや減少し、令和3(2021)年では2,497人となっています。

国籍の内訳は、令和3(2021)年時点でベトナムが最も多く、次いで中国、フィリピン、ブラジル、韓国の順となっています。

本市の外国人住民の人口の推移(上位8カ国)

単位(人)

年	総数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	
H28 (2016)	1,814	ベトナム	中国	フィリピン	ブラジル	韓国	ペルー	インドネシア	ネパール	その他
		502	355	247	145	104	65	42	37	317
H29 (2017)	2,070	ベトナム	中国	フィリピン	ブラジル	韓国	ペルー	インドネシア	ネパール	その他
		615	382	261	159	113	68	48	52	372
H30 (2018)	2,391	ベトナム	中国	フィリピン	ブラジル	韓国	ペルー	インドネシア	ネパール	その他
		768	416	305	186	117	71	63	48	417
R元 (2019)	2,678	ベトナム	中国	フィリピン	ブラジル	韓国	インドネシア	ペルー	ネパール	その他
		910	437	291	212	133	77	74	51	493
R2 (2020)	2,629	ベトナム	中国	フィリピン	ブラジル	韓国	インドネシア	ペルー	インド	その他
		905	429	277	222	109	85	70	53	479
R3 (2021)	2,497	ベトナム	中国	フィリピン	ブラジル	韓国	ペルー	インドネシア	マレーシア	その他
		861	369	282	207	110	74	72	50	472

資料:住民基本台帳人口(各年12月31日現在)

第1章 基礎的な条件

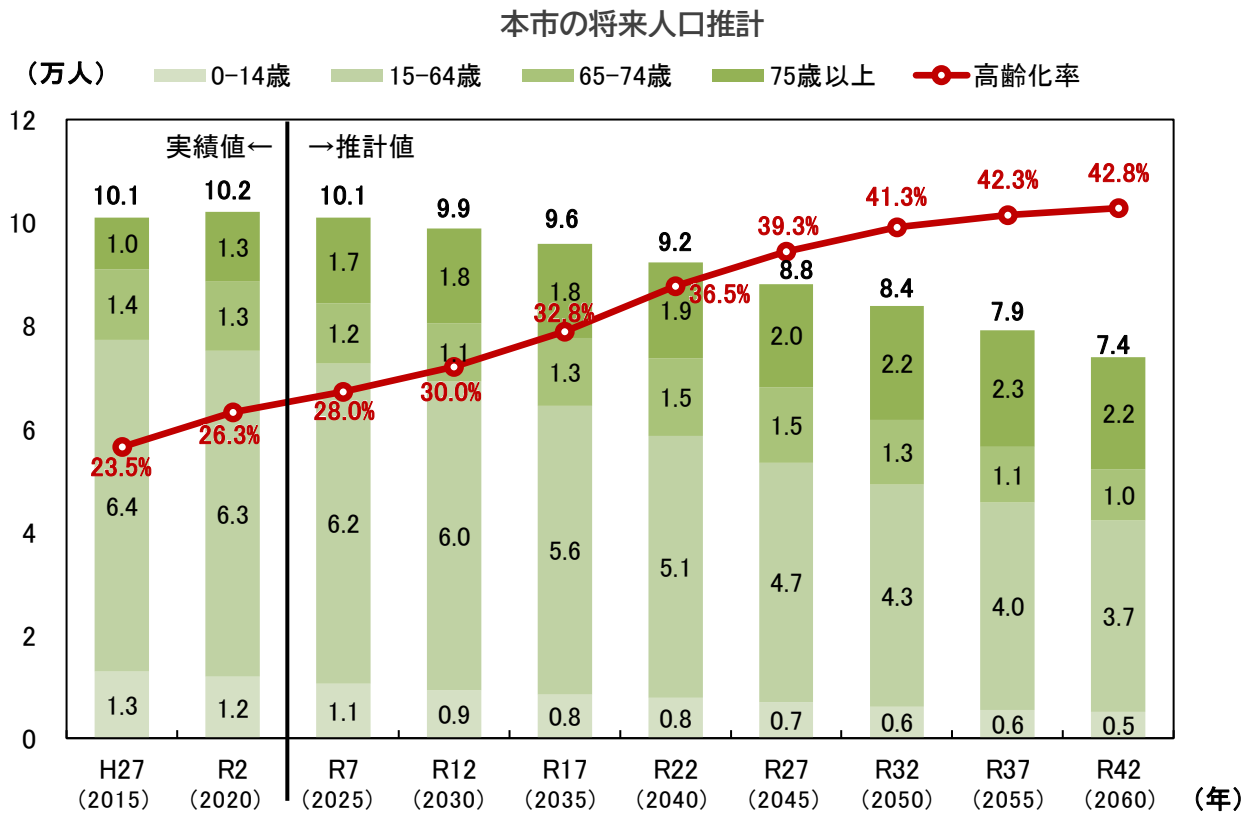
(4) 将来人口推計

平成 30 (2018) 年をピークに減少に転じた本市の人口は、令和 42 (2060) 年に約 73,900 人になると推計されています。

年齢階層別人口でみると、年少人口 (0~14 歳) は、令和 2 (2020) 年の約 1 万 2 千人から令和 42 (2060) 年には約 5 千人と約 6 割減少し、また、生産年齢人口 (15~64 歳) は、約 6 万 3 千人から約 3 万 7 千人と約 4 割減少すると推計されています。

一方で、高齢者人口 (65 歳以上) は増加を続け、令和 12 (2030) 年の高齢化率は 30% に達すると推計されています。また、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年には、後期高齢者 (75 歳以上) の人口が更に増加することが推計されています。

今後の人口減少・少子高齢化に伴い、労働力の減少による地域経済の活力低下や社会保障関連経費の増加などが懸念されます。



資料:「令和2年度伊勢原市次期総合計画策定基礎調査における将来人口推計結果」

4 土地利用の現況

本市は、東京都心から50km圏域に位置し、新東名高速道路伊勢原大山インターチェンジの開設(令和2(2020)年3月)や圏央道の開通により、広域的な交通アクセス性が向上しています。

都市構造においては、小田急小田原線の伊勢原駅、愛甲石田駅、鶴巻温泉駅から半径2km圏内に包含されるコンパクトで高密度な市街地が形成されています。

市域の全体面積5,556haのうち、市街化区域が1,207ha(市域の21.7%)、市街化調整区域が4,349ha(市域の78.3%)となっています。

市街化区域は、昭和45(1970)年の当初決定(当初線引き)時には、約902haでしたが、その後、土地区画整理事業などにより、計画的に区域が拡大されてきました。

また、市街化調整区域では、山林を除いた大部分が農業振興地域に指定されており、そのうち約636haが農用地区域となっています。

令和2(2020)年における本市の利用区別の土地利用の状況をみると、農地の面積が1,070ha、森林の面積が2,063haとなっており、農地と森林が市域全体の約56%を占めています。

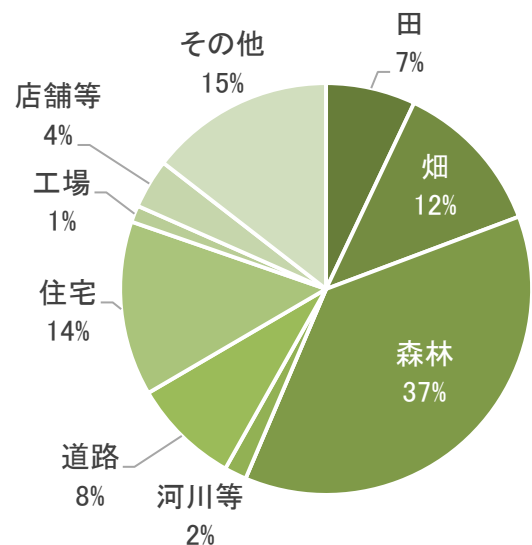
一方、住宅地や工業用地、店舗用地などの宅地等の面積は、1,052haであり、市域全体の約19%となっています。

近年では、令和3年に本市の中央に位置する伊勢原大山インターチェンジ周辺地区が市街化区域に編入され、産業系市街地の整備が進められています。

今後は、新東名高速道路等の広域幹線道路の全線開通を見据え、都市の活力を創出する新たな市街地整備を進めていきます。

また、伊勢原駅北口周辺地区においては、市の玄関口にふさわしい活力と魅力ある中心市街地を形成する街路や駅前広場など、交通結節点機能の向上を図りながら、市街地整備を進めていきます。

■利用区別の土地利用状況(令和2年)



■利用区別土地利用面積の推移

単位(ha)

年	市域面積	農地		森林	原野	河川等	道路	住宅	工場	店舗等	その他
		田	畑								
H22(2010)	5,552	417	725	2,048	-	99	441	729	61	222	811
H27(2015)	5,556	406	704	2,054	-	98	447	748	62	222	815
R2(2020)	5,556	391	681	2,063	-	97	469	763	73	216	806

資料: 神奈川県土地統計資料

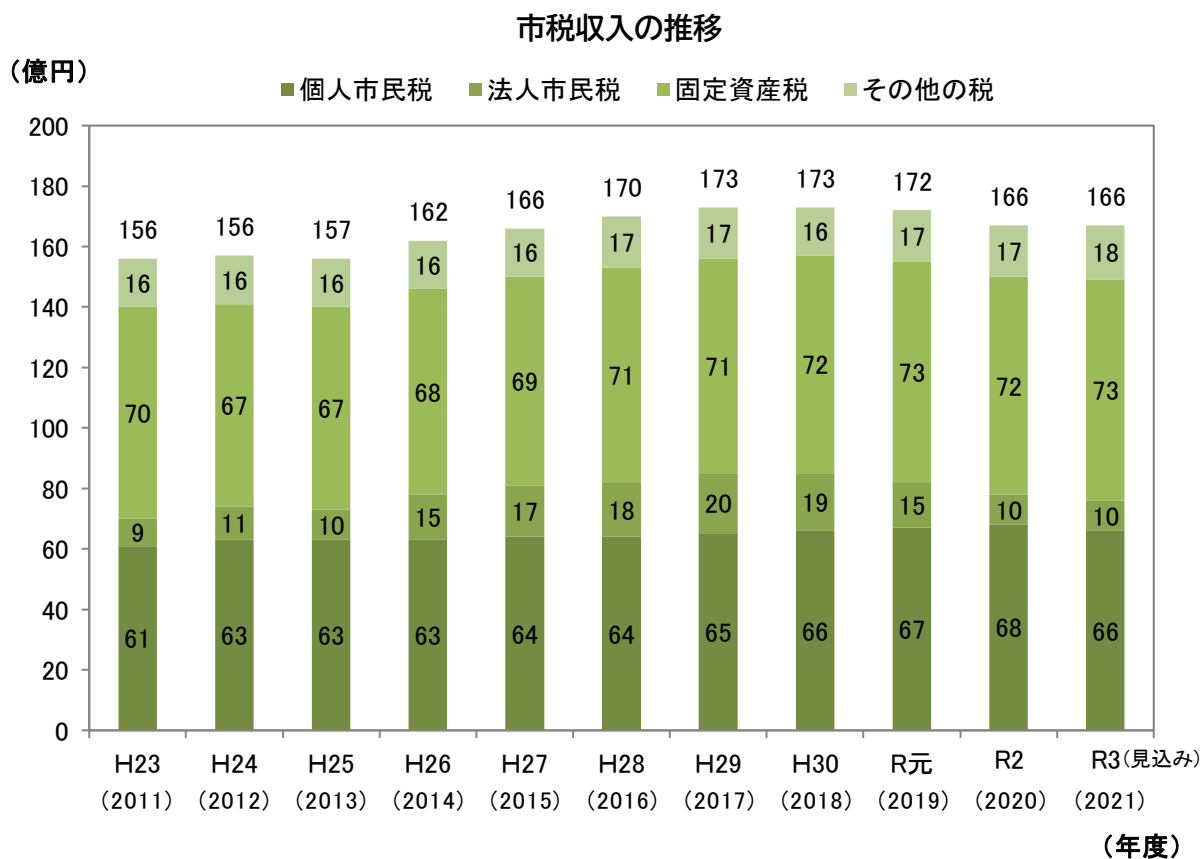
5 財政の状況

(1) 市税収入の推移

本市の市税収入は、国内経済の緩やかな回復基調が続く中、増加傾向で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による国内外の景気の減速により、法人市民税が減少に転じたため、令和元(2019)年度から減少しています。

リーマンショック(平成20(2008)年)で落ち込んだ個人市民税は、継続的な雇用情勢の改善に伴い回復傾向にあるものの、予想される生産年齢人口(15~64歳)の減少等により、大幅な増加は期待できない状況にあります。

また、新型コロナウイルスの完全収束が見通せない中、この先も不透明な市税収入の状況が続くものと想定されます。

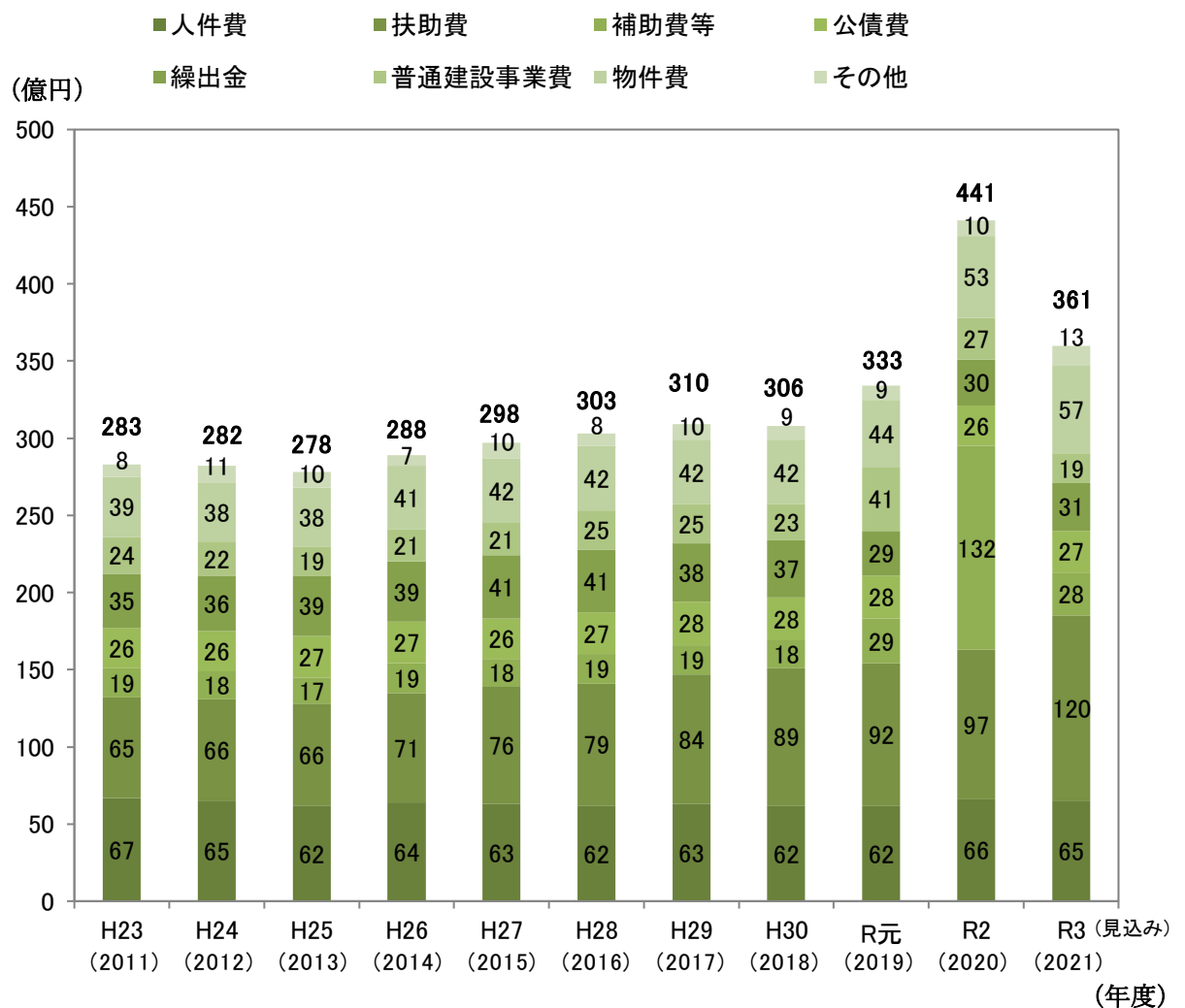


(2) 一般会計歳出総額の推移

本市の一般会計歳出総額は、令和元(2019)年度まで横ばいから微増で推移しています。今後の更なる高齢化の進行により、引き続き扶助費をはじめとする社会保障関連経費の増加が続くことが想定されます。

なお、令和2(2020)年度は国の交付金等を活用した新型コロナウイルス感染症対策の実施により、補助費等が前年度の約29億円から約132億円に増加したため、歳出総額が大幅に増加しています。

一般会計 歳出総額の推移



6 まちの特性・強み

(1) 首都近郊都市

本市は神奈川県ほぼ中央、東京から50km圏内に位置し、南部を平塚市、西部を秦野市、北東部を厚木市と接しています。東京からは新東名高速道路を経由して40分弱、小田急小田原線で伊勢原駅から新宿駅までを約60分、小田原駅までを約35分で結びます。また、県都である横浜まで、海老名駅から相模鉄道を利用して約50分で結ぶ交通の利便性が高い首都近郊に位置しています。

市内の道路網は、東名高速道路、新東名高速道路、小田原厚木道路、国道246号が東西に走り、都心と地方の広域的な道路網を形成する圏央道への接続も含め、首都圏域における優れたアクセス性を有しています。

さらには、観光・行楽の地である鎌倉、江ノ島、箱根、伊豆方面等への利便性も高い場所に位置しています。

(2) 雄大な自然と温暖な気候

本市の総面積5,556haのうち、山林原野が約3分の1を占め、北西部には、伊勢原のシンボルである標高1251.7mの大山がそびえ、その一帯は丹沢大山国定公園となっています。季節の自然と多くの歴史文化に囲まれた大山は、古来、霊山として人々の信仰を集め、近年では都心から近距離にある憩いの地として多くの観光客や登山客が訪れています。その眺望は、眼下に広がる相模平野の先に、相模湾に浮かぶ江ノ島や三浦半島をはじめ、遠くは房総半島、伊豆大島を一望することができます。

また、市域の約2割を占める農地や北部に広がる里地里山と、大山や日向地区を源とする鈴川、日向川や、田園地帯を流れる歌川、渋田川などの河川が合わさり、伊勢原らしい素朴でのどかな景観が形成され、市民や訪れる人に潤いや安らぎを与えています。

本市の年間平均気温は16℃前後と比較的温暖で、大山を背にする地形から神奈川県内の他地域と比較しても降雪が少なく、年間降水量は1,500mm前後と、居住に適した暮らしやすい気候です。

(3) 日本遺産をはじめとする歴史文化

市域には、旧石器・縄文の時代から人が住み続け、これまでの営みや信仰の歴史などにより生み出された多くの文化財が継承されています。特に日向薬師宝城坊には、平安時代作の本尊薬師三尊像をはじめ、10件もの国指定重要文化財を有する文化財の宝庫となっています。

また、信仰の地である大山は、江戸の時代に「大山詣り」として、関東一円から多くの人々が訪れ、伊勢原は参拝者を受け入れる門前町として大いに賑わいました。

こうした大山を巡る歴史的・文化的ストーリーが、大山、日向、三ノ宮地区を中心とした社寺や文化財、伝統文化とともに、日本遺産として国から認定されました。現在でも、大山の参道では、当時の風情を感じさせる景観や料理を楽しむことができます。

このように本市には、連綿と続く歴史に裏打ちされた地域に根ざした文化が現代まで引き継がれており、まちの大きな魅力となっています。

(4) 充実した医療環境

本市には、100を超える内科・歯科診療所をはじめとする一次救急から、入院を要する救急医療を担う二次救急、救命救急や高度先進医療が整った大学病院の三次救急まで、役割に応じた医療機関を有しており、充実した地域医療体制が構築されています。また、人口1万人当たりの医師数、看護師・准看護師数は、県内市町村で常に上位を維持しています。

少子・高齢社会が進む中、こうした恵まれた医療環境が、市民の心身の健康を支えるとともに、安心できる生活環境として都市の魅力を高めています。

さらに、医療機関と行政が連携した取組の推進は、市民の健康の維持・増進を促進し、生涯にわたって健康で暮らしていける地域社会の実現を後押ししています。

(5) バランスのとれた多彩な産業

丘陵部から平地部に広がる農地では、水稻や野菜、果樹や花き、畜産などの多彩な農業が営まれています。恵まれた温暖な気候により、特に果物の栽培が盛んで、みかんやブドウ、梨、柿など、年間を通じて多くの果物が楽しめる「フルーツの里」として親しまれています。また、安全で新鮮な地元野菜は学校給食に利用されるなど、都市農業の強みを生かした地産地消の取組が進められています。さらに、畜産も盛んな土地柄で、酪農は県内で上位の生乳生産量を誇るとともに、6次産業化に取り組む都市型酪農も見受けられます。他にも地場産ブランドの牛肉、豚肉、鶏卵が生産されています。

都市部では、広域幹線道路を生かした操業環境が整う3つの工業団地を中心に、多様な産業が集積し、地域の産業を支えています。

山地部の大山や日向地区は、横浜・鎌倉・箱根に次ぐ神奈川県第4の観光の核づくりの拠点として認定されています。これまでの観光業とともに、豊かな自然や日本遺産に認定された歴史文化を活用した多くの観光施策が展開され、観光やレジャーの場として賑わいがもたらされ、地域の活性化につながっています。

(6) 広域幹線道路の開通効果

新東名高速道路伊勢原大山インターチェンジの開設により、首都圏への交通アクセスは飛躍的に向上していることに加え、厚木南インターチェンジの開設も含め、圏央道までのアクセスが向上したことにより、北関東、東北方面等への利便性も高まっています。

また、今後予定される新東名高速道路の全線開通や関連道路の整備により、東海・近畿方面を加えた広域的な交通環境の優位性が更に高まり、各産業の活性化や市外からの観光客の増加が見込まれるほか、雇用の創出に大きな役割を果たす企業の進出など、市

第1章 基礎的な条件

内経済への好循環が期待されます。

さらには、伊勢原大山インターチェンジ周辺地区では、市内4カ所目となる産業拠点の整備が進められ、今後の企業立地による産業振興や雇用の創出など、新たな人や物の交流による市域全体の活性化が期待されています。

7 まちづくりの課題

(1) 人口減少・少子高齢社会への対応

日本の人口は、平成20(2008)年から減少局面に入り、さらに少子高齢化が深刻化しています。本市の人口は、昭和46(1971)年の市制施行以来、増加傾向で推移してきましたが、少子高齢化の流れを受けて、平成30(2018)年の約10万3千人をピークに減少へと転じました。将来人口推計では、更なる少子化の進行により、令和42(2060)年には、令和2(2020)年と比べ、年少人口は約6割減少し、生産年齢人口は約4割減少すると推計されています。一方で、高齢化の進行により、高齢者人口は、令和12(2030)年には3割に達するとされ、団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護態勢等が逼迫する「2025年問題」も間近に迫っています。

人口減少や少子高齢化が進む中、地域経済の安定や成長を阻害し、市税収入の減少とともに扶助費や医療費等の社会保障関連経費の更なる増加を招き、市の財政面に深刻な影響を及ぼします。また、行政サービスやインフラ施設の維持管理の非効率化、地域間での人口の偏在化、日常生活を支える商業・公共交通等のサービス縮小による利便性の低下など、地域社会への様々な影響が懸念されます。

こうした課題に的確に対応して地域社会の活力を維持するため、各政策分野にわたり、現段階から十分な対策を講じていく必要があります。

(2) 自然災害のリスクと安全意識の高まりへの対応

気候変動の影響などから、近年、全国で台風や豪雨による甚大な風水害・土砂災害が頻発し、市内でも風水害による被害が度々生じています。また、市域への被災が想定される首都直下型地震等の巨大地震も切迫し、市民の防災に対する関心は高まっています。

大規模災害から市民の生命・財産を守るため、市民の防災行動の向上や様々な機関と連携・協力した地域防災力の強化とともに、土砂災害や河川の氾濫、地震等が発生した場合の備えや、消防・救急体制の強化などが求められています。

全国で高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法、SNS等のインターネットによる犯罪が後を絶ちません。また、全国各地で通学路上や高齢者に関わる深刻な交通事故も発生し、市民の安全に対する意識は高まっています。

市民が安全に生活できるよう、警察等の関係機関と地域が連携した防犯活動や交通安全対策の推進、相談・支援体制の充実などが求められています。

(3) 暮らしに安心が持てるセーフティネットの充実と健康意識の高まりへの対応

パンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症は、令和2(2020)年1月に国内で初めて感染が確認されて以降、健康被害に加えて市民生活に多大な影響を及ぼし、孤独・孤立の問題をはじめとする現代社会に潜在していた課題を浮き彫りにしました。加えて、更なる超高齢社会が進行する中、医療・介護需要の一層の高まりとともに、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯の増加により、地域での見守りや支援の充実が求められています。また、高齢の親がひきこもりの子の生活を支える、いわゆる「8050問題」や、虐待、貧困、介護・育児のダブルケアなど、福祉的課題は複雑多岐にわたり、従来の行政サービスでは対応できない事例が増えています。

今後は、コロナ禍で得た経験を踏まえ、経済的な不安やストレスなどに対する支援の充実に向け、地域医療体制の維持・充実や介護サービスの基盤整備とともに、誰もが社会参加し、孤独・孤立に陥ることなく住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現が求められています。

平均寿命の延伸とともに、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加しており、市民の健康への意識が高まっています。

市民が心身ともに健康で生き生きと暮らせるよう、自ら進んで健康づくりや運動・スポーツに取り組める環境整備などが求められています。

(4) 子育て世代の定住促進と教育を取り巻く環境変化への対応

経済的な不安や結婚観の変化、仕事と家庭の両立の難しさなどによる未婚化・晩婚化や子育てに対する不安などから、少子化の進行は深刻さを増す一方で、家族形態の変化や女性の社会進出などを背景に、子育て支援に関するニーズは多様化しています。

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産から子育て期までの各段階に応じた切れ目のない支援や、仕事と子育てを両立できる環境の充実、さらには子どもの貧困対策やヤングケアラーへの対応などが求められています。

学校教育においては、個々のニーズに応じたきめ細やかな学習指導や児童生徒が抱える様々な課題への対応など、学校に求められる役割は幅広く多岐にわたっています。また、デジタル社会や情報のグローバル化が進む中、ICTの効果的な活用や国際化に対応した環境整備が求められています。さらには、子どもたちの健やかな成長と確かな学力の向上に向け、学校・保護者・地域が連携・協力した学校運営とともに、安全で多様な学びに対応した教育環境の整備が求められています。

人生100年時代を見据え、より豊かに人生を送るためには、学び直しも含め、生涯にわたり学び合うことができる学習環境の充実が求められています。また、先人が大切に守り引き継いできた貴重な歴史文化を次代に継承するため、文化財の適切な保存・活用を図るとともに、地域の活性化にも取り組むことが求められています。

(5) 経済規模縮小による活力低下と地球規模での環境問題への対応

少子高齢化による生産年齢人口の減少は、地域経済の縮小とともに、各産業における労働力不足や後継者問題をもたらし、市内産業の活力低下を招くことが危惧されます。

これまで本市の発展を支えてきた各産業の維持・発展に向け、担い手の確保や生産性向上に向けた支援などが求められています。また、伊勢原大山インターチェンジの開設などによる交通アクセスの優位性を生かし、ポストコロナ社会に対応した観光施策を推進するとともに、地域の産業や商店街の活性化を図っていくことも求められています。

地球温暖化による気候変動や海洋プラスチックごみ、生物多様性の損失などの環境問題は、世界的な危機として認識されています。こうした中、本市は、令和 32(2050)年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする国の方針を踏まえ、令和 3(2021)年に「ゼロカーボンシティいせはら」を宣言しました。

地球環境を守り、持続可能な社会を実現するため、市民・企業・大学・行政が連携した脱炭素社会に向けた取組や、ごみの減量化・資源化等による循環型社会の構築が求められています。

(6) まちの成長を促す基盤づくりと都市インフラの老朽化への対応

新東名高速道路や圏央道の全線開通が目前となり、本市を取り巻く広域交通ネットワークは大きく変わろうとしています。こうした環境変化を踏まえ、広域交通ネットワークを生かし、伊勢原大山インターチェンジ周辺地区の基盤整備を推進するとともに、更なる産業集積・機能強化が求められています。また、中心市街地における交通結節点の機能向上を図り、魅力的で利便性の高い交流拠点を整備するため、伊勢原駅北口周辺地区における再開発などの整備推進が求められています。

一方で、今後の人口減少によって市街地の低密度化が進んだ場合、インフラ施設の維持管理の効率性の低下や、公共交通などの生活サービスの維持への影響が懸念されます。また、今後、適正管理が及ばない空き家の増加も予想され、治安や景観の悪化、災害時の危険や被害拡大などにつながるものが危惧されます。

こうしたことから、自然や歴史文化を生かした景観形成や、都市機能の充実による活気と賑わいの創出とともに、本格的な人口減少社会の到来を見据えた効率的な集約型のまちづくりが求められています。

本市の道路や公共下水道等のインフラ施設は、人口急増期である昭和 40 年代から 50 年代にその多くが整備されていることから、老朽化や耐震性が懸念されています。

計画的かつ効率的な維持管理や更新、長寿命化への対応とともに、災害に強いインフラ施設の整備などが求められています。

第1章 基礎的な条件

(7) 「つながり」の再認識と持続可能な行財政運営の実現

生活様式や価値観の多様化などによる地域社会の変容により、コミュニティ機能の低下や地域活動の担い手不足が懸念されています。一方で、自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行により、改めて人や地域のとつながりの重要性が再認識されています。こうしたつながりを大切にしながら、地域課題の解決を図るため、市民主体のまちづくりを進めるとともに、市民、企業、各種団体との適切な役割分担に基づく連携強化が求められています。

グローバル化の進展により外国籍市民が増える中、国籍や文化、性別、障がいの有無に関わらず、互いを認め合い、尊重し、平和な地域社会を実現するため、人権・平和への理解や多文化共生の推進などが求められています。また、性への考え方も多様化し、更なる社会全体での理解の醸成が求められています。

今後の人口減少による市税収入の減少や行政サービスに対するニーズの多様化、社会保障関連経費の増加などにより、本市の財政運営は厳しい状況が続きます。

こうした財政状況の中、持続的に質の高い行政サービスを提供していくため、行財政基盤を強化するとともに、デジタル化による業務の効率化や効果的な執行体制の構築などが求められています。

(8) 公共施設の縮充・最適配置、老朽化への対応

小中学校や公民館など、現在約 200 棟ある本市の公共施設の多くは、人口急増期の昭和 40 年代から 50 年代に集中的に建設されたものであり、老朽化が進行しています。令和 22(2040)年には 8 割の施設が築年数 50 年以上となる見込みであり、今後、一斉に大規模改修や建替え時期を迎えることから、多額の維持管理・更新経費の捻出が必要となります。

こうした中、今後も持続的に公共施設サービスを提供していくためには、長期的な視点で、既存施設の長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、将来にわたる利用ニーズを的確に捉え、既存施設の機能集約化や統廃合等を行いながら施設機能の充実を図る「縮充」という考え方のもとで、公共施設の最適な配置を実現していくことが求められています。

また、誰もが安全・安心に利用しやすい公共施設とするため、ユニバーサルデザインの推進が求められています。

■ 市民参加について

計画策定に当たっては、今後のまちづくりの課題を整理するため、初期段階からアンケート調査や市民ワークショップなどの多様な市民参加により、広く意見や提案を伺ってきました。

また、現行計画の評価・検証を行うため、第5次総合計画後期基本計画に位置付ける40本の施策の成果について、市民意識調査などを踏まえながら、職員による内部評価に加え、その客観性及び透明性を担保する観点から、公募市民をはじめとする外部有識者による評価を行ってきました。

基本構想は、こうした様々な市民の声や評価・検証などの過程を経て、まちづくりの基本的な考え方や方向性を取りまとめています。

第1章 基礎的な条件

第2章 基本構想

■ 基本構想の役割

この基本構想は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、本市が目指す 10 年後の都市像や人口の展望を掲げるとともに、その実現に向けた基本的な政策や土地利用の方針を示します。

1 将来都市像

《本市の将来都市像の考え方》

本市は、昭和 46(1973)年 3 月、風格と調和のとれた都市づくりをめざした市制施行から、これまで 5 次わたる総合計画において、その時代に応じた将来都市像を掲げ、総合的かつ計画的なまちづくりを進め、市民福祉の向上に取り組み順調に発展してきました。

しかしながら、本市においても、今後想定される本格的な人口減少・少子高齢社会の進行により、これまで経験したことのない様々な社会環境の変化に直面することになります。

こうした中、私たちは、これまでのまちづくりを礎に、新たな時代を見据えた持続可能なまちづくりを進め、先人から受け継いだ大切な「ふるさと伊勢原」を確実に将来世代へつなげていく必要があります。

よって、新たな総合計画の策定にあたり、本市を取り巻く環境変化とともに、まちの特性や市民の想いを踏まえ、伊勢原の未来へ向けた将来都市像を掲げます。

《将来都市像》

～ 人と自然と歴史が織りなす ～

暮らしやすさ実感都市 伊勢原



まちの主役である多様な市民や市と関わる全ての人が、秀峰大山の麓に広がる豊かな自然や、先人が築き上げた誇れる歴史文化がつながりを持ちながら、相乗効果が生まれるまちづくりを進め、大切な故郷を未来につなげていきます。

こうした伊勢原らしいまちづくりにより、安心して暮らせる地域社会の実現と、市民生活の質や利便性の向上が図られ、誰もが暮らしやすさを実感し、住み続けたいと思えるまちになっています。

2 計画期間

令和 5 (2023) 年度を初年度とするこの基本構想は、令和 14 (2032) 年度を目標年次とします。

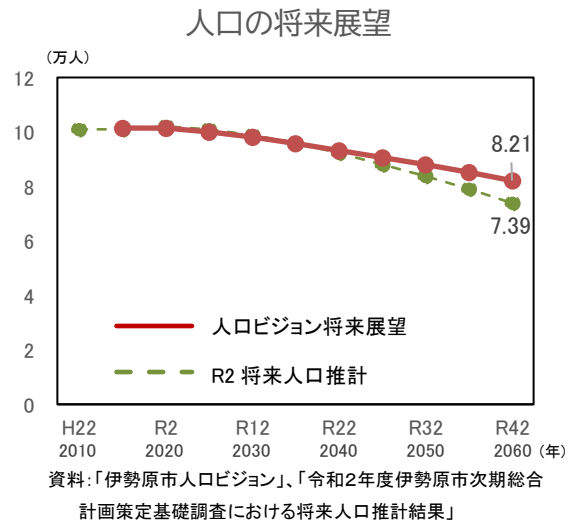
3 人口の将来展望

人口減少社会に的確に対応した持続可能なまちづくりを推進するため、まちづくりの最も重要な要素の一つである人口について、今後10年間の展望を示します。

国勢調査に基づく本市の人口は、これまで増加傾向で推移し、令和2(2020)年に約10万1,800人となっています。しかしながら、毎年的人口動態によると、本市の人口は平成30(2018)年をピークに減少に転じており、令和42(2060)年には約73,900人となると推計されています。

将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるには、人口減少にブレーキをかけ、バランスのとれた人口構造にしていく必要があります。

本市の人口ビジョンにおいて、出生率の改善などが実現した場合の将来展望人口として設定した「令和42(2060)年に82,100人」の確保を見据え、今後10年間は、多くの人々が暮らしやすく、住み続けたいと思えるまちづくりを進めることで、人口の減少幅を可能な限り小さくしていきます。



4 まちづくりの基本理念

今後のまちづくりを進める上での共有すべき考え方を明確にするため、4つのまちづくりの基本的な理念を示します。

安全・安心な暮らしを守ります

災害や様々な脅威に強く、誰もが日々の暮らしに安全・安心を実感できるまちづくりに努めます。また、将来世代が安心して住み続けられる環境を守るため、カーボンニュートラルを念頭に、環境負荷が少ないまちづくりを進めます。

多様なパートナーとの連携を進めます

市民や地域をはじめ、様々な人材やノウハウを有する関係機関、企業、大学、各種団体など、多様なパートナーと連携・協力しながら、地域課題の解決に取り組むまちづくりを進めます。

強みを生かしまちの成長を促します

豊かな自然や日本遺産をはじめとする歴史文化、広域的な交通アクセスの優位性など、地域資源やまちの特性を生かしながら、新たな視点と柔軟な発想によりまちの成長を促進し、活気と賑わいにあふれた魅力あるまちづくりを進めます。

時代にふさわしい行財政運営を進めます

将来にわたって持続可能な行政サービスを提供するため、健全で安定した行財政基盤の構築に努めます。また、各分野でのスマート技術の活用を促進し、市民の暮らしの質と利便性を高めるまちづくりを進めます。

5 基本政策

将来都市像の実現に向けた計画的なまちづくりを推進するため、10年先を見据えた本市のめざす方向性を分野別に整理した6つの基本政策を示します。

基本政策Ⅰ

災害や危険から命と暮らしを守る 強くしなやかなまちづくり（防災・安全分野）

近年、全国で自然災害が頻発・激甚化しており、首都直下地震等の巨大災害も切迫しています。

自治体が行う「公助」の強化に加え、自分の身は自分で守る「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」の適切な組合せと効果的な連携により、災害等の被害を最小限に抑えるとともに、迅速に復旧できるまちづくりを進めます。

また、子どもや高齢者などの社会的弱者が被害者となる事件や事故は後を絶たず、人々の安全に対する意識は高まっています。

警察等の関係機関と連携しながら、地域と一体となった交通安全・防犯・消費者対策の充実に取り組むとともに、迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制を整え、安全な日常生活が送れる環境づくりを進めます。

基本政策Ⅱ

誰もが生涯にわたり、 安心して健やかに暮らせるまちづくり（福祉・保健分野）

我が国は世界に例を見ない超高齢社会を迎えています。

団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年が目前に迫る中、医療・介護需要の増加や福祉ニーズの多様化・複雑化が見込まれます。

一方で、年齢や障がいの有無などに関わらず、健康で自立した生活ができることは、QOLの向上のみならず、まちの活力維持や社会保障費の抑制にもつながります。

地域のつながりによる支え合い・助け合いを基本としながら、子どもから高齢者、障がいのある人もない人も全ての方が、福祉のセーフティネットからこぼれることなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、本市の恵まれた医療環境を維持しながら、多くの方が健康づくりに親しみ、心身ともに健やかに暮らすことができるまちづくりを進めます。

基本政策Ⅲ

子どもを産み育てやすく

豊かな学びで未来を拓くまちづくり（子育て・教育分野）

我が国全体で少子化が長期に渡って継続する中、子育て世代が子育てと子どもの将来に、展望を描くことができる環境をつくる必要があります。

結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目のない支援を充実することで、子どもを産み育てたいと思えるまちづくりを進めます。

これからの時代に求められる資質・能力の育成や個々の教育的ニーズへの対応など、学校教育への要請は複雑多岐にわたります。

学校・家庭・地域の相互の連携と協働により、伊勢原の将来を担う子どもたちが、伊勢原への愛着と誇りを持ち、たくましく未来を切り拓いていくことのできる力を育てていきます。

人生100年時代を見据え、生涯学習の重要性は高まっています。市民一人ひとりが、先人から受け継いだ歴史文化を大切にするとともに、未来に向かって学び合い、学習の成果を生かすことのできるまちづくりを進めます。

基本政策Ⅳ

活気にあふれ

地球環境にやさしいまちづくり（産業・環境分野）

人口減少に伴う消費活動の低下や担い手不足、さらには経済のグローバル化に伴い、世界情勢の影響を受けやすい国内経済は、持続的な事業活動や地域経済の不安定要素となります。

一方で、広域幹線道路開通による交通アクセスの飛躍的な向上や、マイクロツーリズムの普及など、発展の好機も訪れています。

本市の特性や恵まれた地域資源を活用しながら、商工農のそれぞれの特性に応じた産業の活性化や雇用の創出、魅力ある観光の振興に取り組み、多くの人が行き交い、賑わいと活力があふれるまちづくりを進めます。

また、人間活動の活発化とともに、気候変動や海洋プラスチックごみ問題、生物多様性の損失など、地球規模で環境に及ぼす問題が深刻化しています。

市民・企業・大学・行政が連携しながら、地球温暖化対策の取組を推進し、カーボンニュートラルの実現をめざすとともに、人と自然が調和した自然共生社会の実現に向けた取組や、廃棄物の発生抑制・資源化を推進し、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを進めます。

基本政策Ⅴ

都市基盤が整った

快適で暮らしやすいまちづくり（都市基盤分野）

今後の人口減少社会を見据え、集約型都市構造の実現に向けた効果的かつ効率的な都市基盤の整備が求められます。

広域交通ネットワークを生かした産業系市街地の創出や機能的で魅力ある交流拠点の形成などにより、まちの成長を促す新たな土地利用や都市整備を進めます。

高度経済成長期に整備された都市インフラについて、計画的な機能更新を進めます。

国や県等の取組みとも連携しつつ、市民の暮らしを支える生活基盤を計画的に整備するとともに、利便性の高い交通環境や良好な景観を形成することで、市民誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます。

基本政策Ⅵ

みんなの力で進める

持続可能なまちづくり（市民・行政分野）

核家族化や個人主義化により地縁の結びつきが希薄化する中、相次ぐ大規模災害や感染症の流行を契機に、人と人とのつながりや地域コミュニティの大切さが再認識されています。

また、国籍や人種、性別などの違いを互いに認め合い、多様性を尊重し合える社会の実現が求められています。

誰もが他者をいたわり・思いやる心を持ち、将来にわたってつながり合える地域づくりを進めます。

人口減少・少子高齢社会が進む中、公共施設の老朽化、市民ニーズの多様化、都市間競争の激化など、地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増しています。

限られた行政資源を戦略的に活用しながら、人口減少時代に対応した行財政運営に取り組み、選ばれ続けるまちづくりを進めます。

6 土地利用構想

土地利用は、市民の暮らしや生産といった様々な活動を支える共通の基盤であり、将来にわたる貴重な資源であるため、大切に次代に引き継がなければなりません。

このような中、本市の新東名高速道路や国道246号バイパスなどの広域交通ネットワークが、都市活力の増進に大きく寄与するものと期待されます。

また、人口減少社会、自然災害、環境共生などの地域の自然的、社会的条件を踏まえ、長期にわたって安定した土地利用を確保することが求められます。

土地利用に当たっては、豊かな自然や先人から受け継がれた歴史文化の保全・継承とともに、災害被害の最小限化や都市の成長を促す新たな土地利用の展開など、広域的かつ長期的な観点で持続可能なまちづくりに資する土地利用を推進する必要があります。

(1) 基本方針

将来都市像を実現するため、限られた市域の中で、多彩な特性を踏まえた土地の有効利用を図るため、次の基本方針を定め、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

安全で快適に暮らすための土地利用

激甚化する自然災害から生命や財産を守る防災力・減災力を高めるとともに、公共施設機能の集約再編や緑豊かなまちなみの形成などにより、市民が安全で快適に暮らすことができる土地利用を推進します。

自然環境との共生に配慮した土地利用

大山の裾野に広がる森林や平野部の田園風景などの豊かな自然環境は、これまで守り受け継いできた本市の貴重な財産です。今後もこうした自然環境を適切に保全・継承するとともに、森林や農地が持つ多様な機能の活用や自然とのふれあいを通じた人々の交流促進、脱炭素、循環型社会の実現など、自然環境と共生する土地利用を推進します。

強みを生かし活力と賑わいを創出する土地利用

人口減少社会に対応した持続可能な集約型の市街地形成を図るとともに、都市の活力を増進するため、本市の交通アクセスの優位性を生かした広域交流拠点の形成や新たな産業基盤の創出を図ります。また、中心市街地の活性化を図り、人やもの、情報などの多様な交流による活力と賑わいを生み出す土地利用を推進します。

(2) 土地利用の方向

都市の持続的な発展を支える利用区分別の土地利用の方向を示すとともに、本市の暮らしと地勢的な特徴を捉えた「やま」「おか」「まち」「さと」の地域ごとに、それぞれの特徴を發揮した土地利用の方向を示します。

第2章 基本構想

利用区分別の土地利用の方向

利用区分に応じた適切な土地利用を図り、都市の健全な発展に寄与する土地利用を推進します。

【森林】

森林には林業資源のほか、生物多様性の保全や土砂災害、洪水被害の防止、レクリエーションの場など、多面的な機能を有しています。また、市域の森林は、地域住民の生活に密着した里山や天然樹林帯、人工林など、バラエティーに富んでおり、自然とふれあう憩いの場になっています。こうした森林資源の特性を生かした保全と活用を図りながら、適切な森林環境の維持・管理を行います。

【農地】

農地は、農産物を供給する役割をはじめ、自然環境の保全や良好な景観形成、防災など、私たちの生活と深く関わりがあります。こうした貴重な都市の資源である優良農地を次代に継承するため、農業の効率性や生産性向上に資する集積・集約化を促進するとともに、農業体験による市民との交流など、農地の保全と活用を図ります。また、広域幹線道路の整備などにより新たな土地利用への転換が必要な区域は、周辺農地に配慮した計画的な土地利用を推進します。

【住宅地】

地域特性に応じた暮らしやすい居住環境の形成とともに、人口減少社会に対応した、まとまりのある適切な土地利用を推進します。

また、都市機能の再編・更新を適切に行い、防災や交通、防犯など、安全で安心な住環境づくりに資する土地利用を推進します。

【産業系用地】

工業地

周辺地域の環境に配慮しながら、交通アクセスの優位性を生かし、円滑な事業活動を支える操業環境の確保や集積を促進するとともに、伊勢原ならではの技術や製品開発など、活発な企業活動を支える適切な土地利用を推進します。

商業・業務地

市民の日常生活を支える都市機能の適切な集積を図るとともに、鉄道駅を起点とする移動の円滑化や地域公共交通の利便性を高めることで、中心市街地における商業の活性化を促進します。

伊勢原駅北口周辺地区は、都市基盤施設の整備と多様な都市機能の高度な集積を図り、本市の玄関口にふさわしい土地利用を推進します。

市役所周辺の行政センター地区は、公共施設の集約再編による機能集積を図り、市民生活に不可欠な都市拠点としての土地利用を推進します。

愛甲石田駅周辺地区は、近隣市と連携を図りながら、日常生活の拠点としてふさわしい土地利用を推進します。

新たな産業系用地

都市計画道路や鉄道等の広域交通ネットワークを生かし、産業系土地利用をつな

ぐ新たな連携や機能強化により、製造業・研究施設等の集積による産業系用地の創出を図ります。

伊勢原大山インターチェンジ周辺地区では、豊かな自然環境や集落環境と調和した産業・交流拠点の形成を推進します。

地域特性別の土地利用の方向

それぞれの地域の地形条件、自然環境、歴史・風土など、地域の特性を生かした土地利用を推進します。

【やまの地域】

大山・日向地域を中心にひろがる「やま」の地域は、緑豊かな自然環境と歴史的な街並みや史跡が、地域の魅力を高めています。この恵まれた環境を保存・継承・活用しながら、多くの人が親しむことができる個性豊かな地域として発展していくことが必要です。

こうした資源を大切に守りながら、生活環境の向上と地域産業の振興を図る地域づくりをめざします。

【おかの地域】

高部屋や比々多地域を中心にひろがる「おか」の地域は、野菜や果樹をはじめとする畑や畜舎など、里地里山の風景が広がっています。また、幹線道路沿道に集落地が形成されており、研究施設や大学、スポーツ施設などの多様な施設が立地しています。

新東名高速道路等の広域幹線道路網の整備効果を都市の活力につなげるため、伊勢原大山インターチェンジ周辺地区における産業基盤整備の推進や、道路ネットワークの利便性を生かした新たな産業用地の創出など、豊富な地域資源の活用と連携を図りながら、本市の広域交流の拠点となる地域づくりをめざします。

【まちの地域】

伊勢原や成瀬、比々多地域を中心にひろがる「まち」の地域は、小田急線の伊勢原駅、愛甲石田駅、鶴巻温泉駅を中心とした市街地が形成され、住宅や商業、工業など、様々な都市活動が営まれています。また、駅周辺部は商業・業務機能が集積するとともに、産業拠点を結ぶ都市軸の形成・強化などにより、多様な都市活動を支える地域となっています。

都市の魅力と機能の向上に取り組み、移住・定住につながる住環境や、職住が近接した安全で快適な地域づくりをめざします。

【さとの地域】

大田地域を中心にひろがる「さと」の地域は、歌川や渋田川、鈴川などの伊勢原を代表する河川が流れる、水稻栽培や酪農などが盛んな地域です。今後は、近接するツインシティ大神地区土地区画整理事業など、他都市のまちづくりとの連携や交流を生み出す基盤づくりを進めていくことが必要です。

周辺市街地とのネットワーク形成の充実を図るとともに、水辺空間や集落地のまとまりなど、良好な田園風景を生かした住みやすい地域づくりをめざします。

第2章 基本構想

土地利用構想参考図



○利用区分

凡例

	森林
	住宅地
	工業地
	商業・業務地

○地域特性区分

凡例 (●●●●)

	やま
	おか
	まち
	さと

○その他の凡例

凡例

	広域幹線道路
	道路
	鉄道
	ケーブルカー
	駅周辺拠点
	産業系用地のつながり (新たな産業系用地を含む)

第3章 前期基本計画

1 前期基本計画の概要

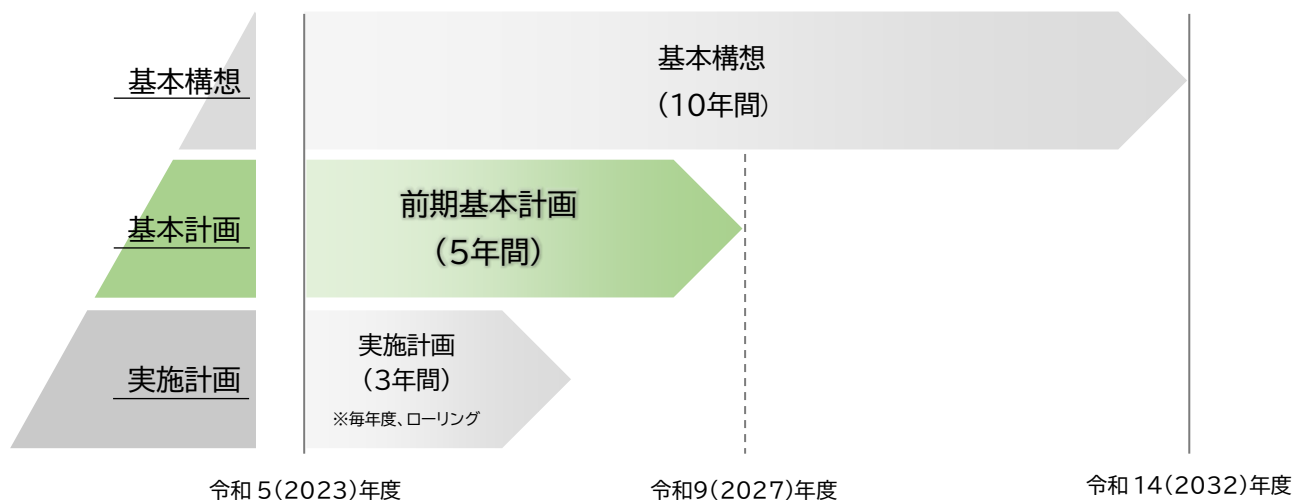
(1) 計画の役割

前期基本計画は、令和14(2032)年度を目標年次とする基本構想に掲げた将来都市像や人口の将来展望の実現に向け、今後10年間で進めるまちづくりの方向性を示した6つの基本政策に即し、分野別に整理した施策を体系的に位置付け、計画的に総合計画を推進するものです。

(2) 計画の構成と期間

前期基本計画は、行政分野ごとに、現状・課題を明らかにし、めざす姿や取組の内容等を示した37本の「施策」とあわせ、重点的に取り組む施策を分野横断的に整理した「未来を見据えた いせはら元気創生戦略（第2期伊勢原市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」で構成します。

計画期間は、10年間の基本構想の前半部分に当たる、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。



(3) 包摂する事項

① まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化

本市では、人口減少・少子高齢社会の進行に的確に対応し、将来的な人口減少や地域経済縮小の課題に対応した活力あるまちづくりに向け、平成 27(2015)年度に伊勢原市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、将来を見据えた取組を進めてきました。

総合戦略が令和 4(2022)年度を持って終了することから、本格化する人口減少・少子高齢社会の進行に伴う様々な課題に対し、より長期的な視点による総合的かつ効率的に取組を推進するため、前期基本計画と一体的に策定します。

② SDGsの実現

平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12(2030)年までの国際目標である持続可能な開発目標 (SDGs) は、17 のゴール・169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むこととしています。

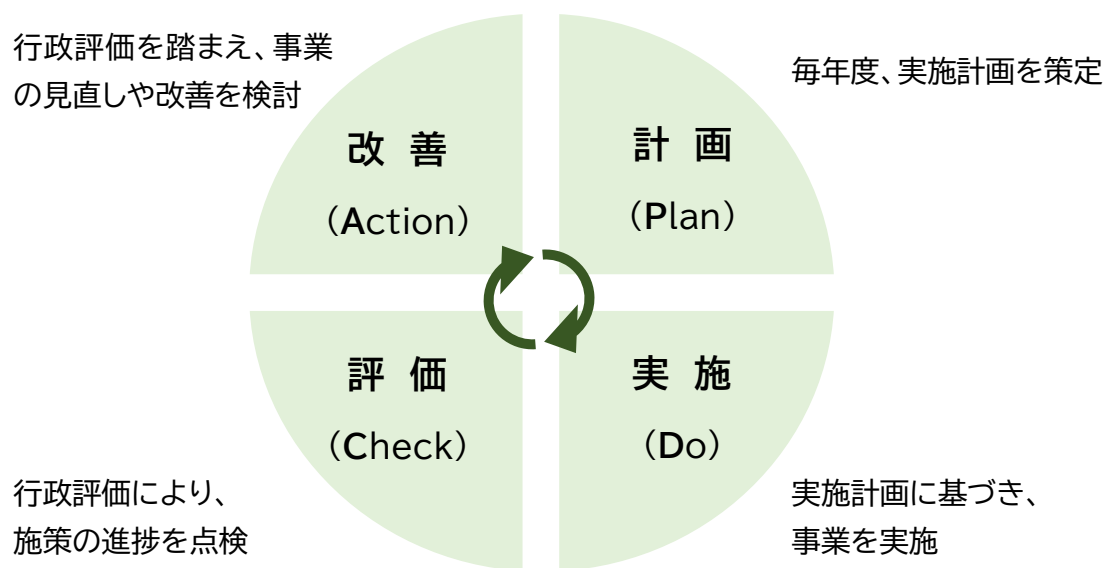
総合計画に掲げる「暮らしやすさ実感都市」の実現は、その理念と重なるものであることから、総合計画の推進により持続可能なまちづくりを進め、SDGs の実現に貢献していきます。

また、各施策が関連する SDGs のゴールを整理し、総合計画と SDGs の関係性を明確にします。



(4) 進行管理

前期基本計画で示す施策等は、施策に対応した具体的な事務事業を定める実施計画により推進します。進行管理にあたっては、毎年度実施する行政評価により、施策の効果や構成する事業の妥当性を点検し、事業の見直しやスクラップアンドビルドなどの改善を行う「PDCAサイクル」を確立することで、効果的・効率的な施策の展開を図ります。

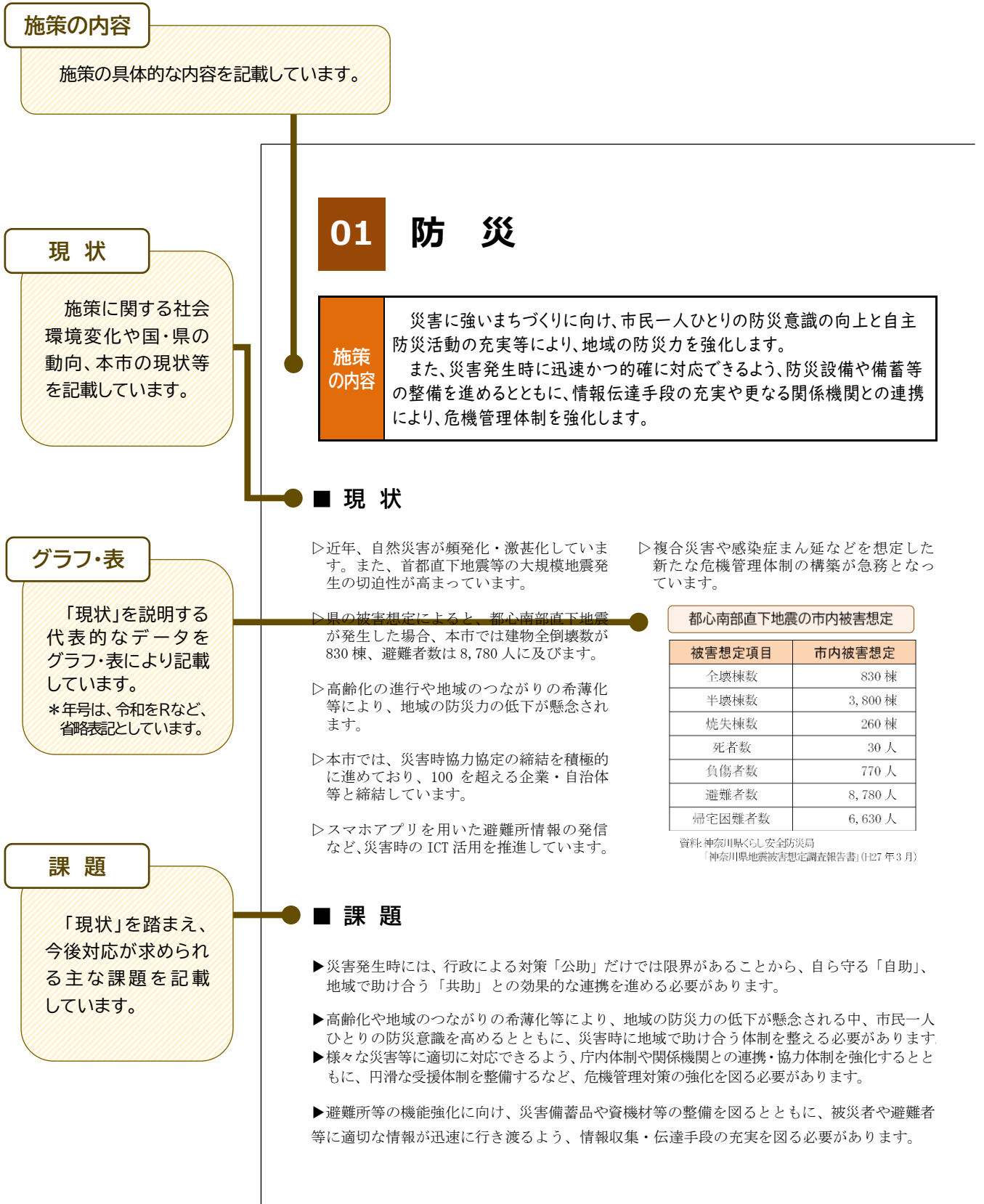


2 施策の体系



3 施策

(1) 施策の構成と見方



めざす姿

「課題」を踏まえ、施策を推進した成果として、5年後のまちの姿(市民の生活やまちの状態など)を記載しています。

対応するSDGs

施策の推進により、達成に寄与するSDGsのゴールを記載しています。



めざす姿

- 地域全体で日頃から災害に備え、いざという時に迅速・適切な行動をとれる、災害に強いまちとなっています。

成果指標の項目

施策の成果を測る指標の項目を記載しています。

※成果として数値化又はデータの取得が困難な場合には、アウトプット指標(活動指標)で代替しています。

成果指標の項目

指標名	指標の定義
災害への備えに取り組んでいる家庭の割合	市民意識調査における数値 (災害への備え:家具の転倒防止、家庭備蓄・非常持出品の準備、災害時の連絡手段等)
防災訓練の延べ参加者数	1年間に防災訓練に参加した市民や企業、防災関係機関等の人数
災害に対する市の備えが十分だと思う市民の割合	市民意識調査における数値 (災害に対する市の備え:避難所用資機材・水食料等備蓄、情報伝達体制、災害時協定、ハザードマップ作成等)

※成果指標に係る現状値については、市民意識調査等により調査中です。
また、目標値については、今後、市民意識調査等の結果を踏まえて検討します。

想定される主な取組

各施策に基づき、今後5年間で実施が想定される主な取組を記載しています。

◇ 想定される主な取組

(地域防災力の強化に向けた取組)

- 自主防災活動の支援
- 家庭備蓄の普及
- 防災教育の実施
- 防災訓練の実施

(危機管理体制の強化に向けた取組)

- 防災資機材・備蓄品の整備
- 避難所機能の強化
- 災害時協定等の推進
- 災害情報伝達体制の整備
- 減災対策の推進

関連する個別計画

各施策に関連する代表的な個別計画(ビジョン、指針等含む)を記載しています。

◇ 関連する個別計画

- ・ 伊勢原市地域防災計画

(2) 施策の展開

基本政策 I

災害や危険から命を守る

強くしなやかなまちづくり

近年、全国で自然災害が頻発・激甚化しており、首都直下地震等の巨大災害も切迫しています。

自治体が行う「公助」の強化に加え、自分の身は自分で守る「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」の適切な組み合わせと効果的な連携により、災害等の被害を最小限に抑えるとともに、迅速に復旧できるまちづくりを進めます。

また、子どもや高齢者などの社会的弱者が被害者となる事件や事故は後を絶たず、人々の安全に対する意識は高まっています。

警察等の関係機関と連携しながら、地域と一体となった交通安全・防犯・消費者対策の充実に取り組むとともに、迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制を整え、安全な日常生活が送れる環境づくりを進めます。

01	防 災	p.38
02	消防・救急	p.40
03	防犯・消費生活	p.42
04	交通安全	p.44

01 防 災

施策の内容

災害に強いまちづくりに向け、市民一人ひとりの防災意識の向上と自主防災活動の充実等により、地域の防災力を強化します。

また、災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、防災設備や備蓄等の整備を進めるとともに、情報伝達手段の充実や更なる関係機関との連携により、危機管理体制を強化します。

■ 現 状

- ▷近年、自然災害が頻発化・激甚化しています。また、首都直下地震等の大規模地震発生 の切迫性が高まっています。
- ▷複合災害や感染症まん延などを想定した新たな危機管理体制の構築が急務となっ ています。
- ▷県の被害想定によると、都心南部直下地震が発生した場合、本市では建物全倒壊数が 830 棟、避難者数は 8,780 人に及びます。
- ▷高齢化の進行や地域のつながりの希薄化等により、地域の防災力の低下が懸念され ます。
- ▷本市では、災害時協力協定の締結を積極的に進めており、100 を超える企業・自治体 等と締結しています。
- ▷スマホアプリを用いた避難所情報の発信 など、災害時の ICT 活用を推進しています。

都心南部直下地震の市内被害想定

被害想定項目	市内被害想定
全壊棟数	830 棟
半壊棟数	3,800 棟
焼失棟数	260 棟
死者数	30 人
負傷者数	770 人
避難者数	8,780 人
帰宅困難者数	6,630 人

資料: 神奈川県くらし安全防災局
「神奈川県地震被害想定調査報告書」(H27 年 3 月)

■ 課 題

- ▶災害発生時には、行政による対策「公助」だけでは限界があることから、自ら守る「自助」、地域で助け合う「共助」との効果的な連携を進める必要があります。
- ▶様々な災害等に適切に対応できるよう、庁内体制や関係機関との連携・協力体制を強化するとともに、円滑な受援体制を整備するなど、危機管理対策の強化を図る必要があります。
- ▶高齢化や地域のつながりの希薄化等により、地域の防災力の低下が懸念される中、市民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、災害時に地域で助け合う体制を整える必要があります。
- ▶避難所等の機能強化に向け、災害備蓄品や資機材等の整備を図るとともに、被災者や避難者等に適切な情報が迅速に行き渡るよう、情報収集・伝達手段の充実を図る必要があります。



■ めざす姿

●地域全体で日頃から災害に備え、いざという時に迅速・適切な行動をとれる、災害に強いまちとなっています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
災害への備えに取り組んでいる家庭の割合	市民意識調査における数値 (災害への備え:家具の転倒防止、家庭備蓄・非常持出品の準備、災害時の連絡手段 等)
防災訓練の延べ参加者数	1年間に防災訓練に参加した市民や企業、防災関係機関等の人数
災害に対する市の備えが十分だと思う市民の割合	市民意識調査における数値 (災害に対する市の備え:避難所用資機材・水食料等備蓄、情報伝達体制、災害時協定、ハザードマップ作成 等)

◇ 想定される主な取組

(地域防災力の強化に向けた取組)

- 自主防災活動の支援
- 家庭備蓄の普及
- 防災教育の実施
- 防災訓練の実施

(危機管理体制の強化に向けた取組)

- 防災資機材・備蓄品の整備
- 避難所機能の強化
- 災害時協定等の推進
- 災害情報伝達体制の整備
- 減災対策の推進

◇ 関連する個別計画

- ・伊勢原市地域防災計画

02 消防・救急

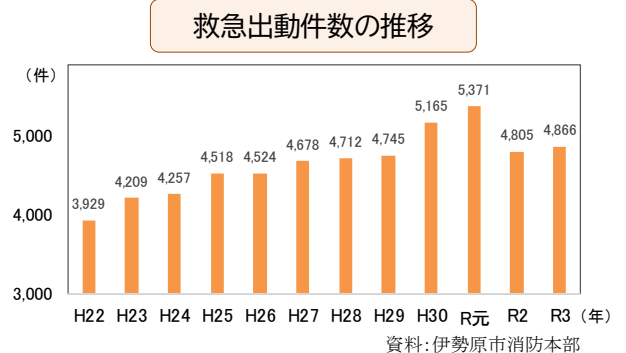
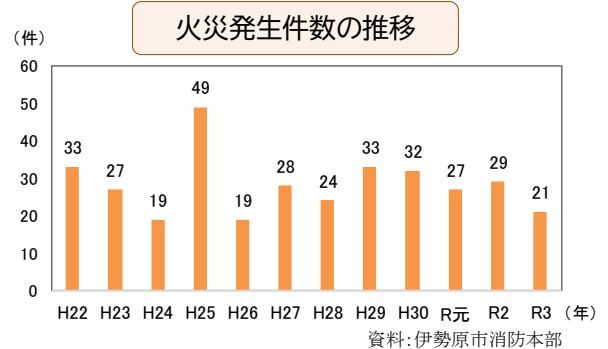
施策の内容

火災をはじめ、あらゆる災害から市民を守るため、消防施設や資機材等の適切な整備とともに、救急救命士の養成等の人材育成に取り組み、消防・救急体制を強化します。

また、火災予防や救急車の適正利用など、市民一人ひとりの消防・救急意識を高めるため、必要な意識啓発や支援を推進します。

■ 現 状

- ▷本市の火災発生件数は、近年、概ね横ばいで推移しています。
- ▷本市の救急出動件数は、増加傾向であることから、救急車の適正利用の啓発に取り組んでいます。
- ▷消防署本署庁舎の老朽化が進行しています。また、消防団車庫・待機室の一部でも老朽化が進行しています。
- ▷秦野市と消防指令業務の共同運用を令和7(2025)年度より開始する予定です。
- ▷消防水利の脆弱地域への消火栓や耐震性貯水槽の計画的な整備を進めています。
- ▷消防団が果たす役割が増す一方で、高齢化・なり手不足が全国的に問題化しています。



■ 課 題

- ▶新東名高速道路の開通や新たな感染症の感染拡大など、社会環境変化に適切に対応できるよう、消防職員の育成や資機材の整備等を行う必要があります。
- ▶老朽化が進む消防署本署庁舎や消防団拠点施設について、計画的な整備を進める必要があります。
- ▶大規模災害等への対応に万全を期すため、引き続き、消火栓や耐震性貯水槽を整備する必要があります。
- ▶救急需要の更なる増加が想定される中、救急業務の安定的かつ持続的な提供と救命率の向上に取り組む必要があります。



■ めざす姿

- 迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制が整い、火災をはじめ、あらゆる災害から市民の生命・身体・財産が守られています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
消防・救急体制に対して安心感を持つ市民の割合	市民意識調査における数値
出火率	人口1万人当たりの出火件数
消防団員の充足率	消防団の条例定数に対する団員数

◇ 想定される主な取組

(消防・救急体制の強化に向けた取組)

- 消防車両の更新整備
- 救急救命士の養成
- 消防指令業務の共同運用
- 消火栓・耐震性貯水槽の整備
- 消防署本署庁舎の整備
- 消防団施設の計画的な改修
- 消防団の活動支援・加入促進

(消防・救急意識の向上に向けた取組)

- 救急車の適正利用の意識啓発
- 救命講習会の実施
- 火災予防の意識啓発

◇ 関連する個別計画

03 防犯・消費生活

施策の内容

安全で犯罪の起きにくいまちをつくるため、防犯活動の支援や効果的な啓発活動に取り組み、地域の防犯力の向上を図るとともに、防犯灯や防犯カメラの適切な維持管理と計画的な設置を進めます。

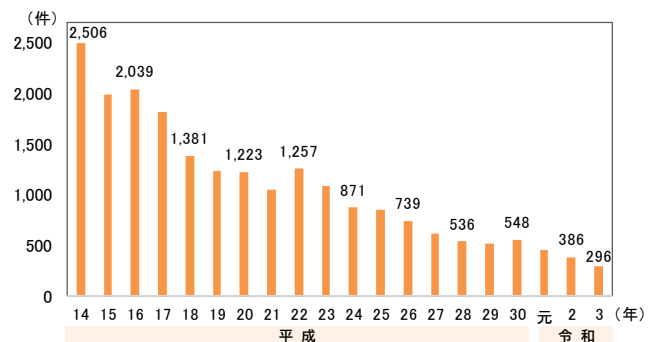
また、複雑・多様化する消費者トラブルに的確に対応するため、相談支援体制の維持・充実や被害の未然防止、自立した消費者の育成に向けた教育を推進します。

■ 現 状

- ▷ 全国の刑法犯認知件数は、平成 14 (2002) 年をピークに毎年連続で減少を続けており、本市においても、減少傾向にあります。
- ▷ 市内の特殊詐欺の認知件数と被害額は、令和 3 (2021) 年には減少したものの、依然として深刻な状況にあります。
- ▷ 本市では、防犯灯及び防犯カメラの設置を計画的に進めています。
- ▷ 防犯情報等を配信する「いせはら 暮らし安心メール」の登録者数は、年々増加しています。
- ▷ 情報社会の進展や取引形態の変化等を背景に、消費者トラブルは複雑・多様化しています。

- ▷ 消費生活相談件数は、近年、減少していますが、長期的には増加傾向にあります。また、令和 4 (2022) 年の成年年齢引き下げに伴い、若年層への消費者被害の拡大が懸念されます。

刑法犯認知件数の推移



資料:伊勢原警察署

■ 課 題

- ▶ 自主防犯活動を活性化し、地域ぐるみの防犯体制の確立を図るとともに、暮らし安心メールの普及や様々な情報媒体の活用等を通じ、市民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚を図る必要があります。
- ▶ 高齢化や情報社会の進展に伴い、犯罪や悪質商法等の手口が巧妙化する中、時代の変化に対応した対策が求められます。
- ▶ 犯罪の未然防止を図るため、防犯灯及び防犯カメラの維持管理と計画的な設置を進める必要があります。
- ▶ 消費生活問題が複雑・多様化する中、相談しやすい体制づくりが求められるとともに、消費者自らが公正かつ持続可能な社会づくりに積極的に参画する「消費者市民社会」の実現に向けた消費者教育に取り組む必要があります。

対応する
SDGs



■ めざす姿

- 防犯意識の向上と防犯体制の整備により、犯罪の起きにくい環境が整い、安心して暮らすことができます。
- 消費者がトラブルにあった際に気軽に相談できる体制が整い、安全・安心な消費生活を営むことができます。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
刑法犯認知件数	市内における刑法犯の認知件数
地域の治安が良いと感じる市民の割合	市民意識調査における数値
消費生活相談窓口を知っている市民の割合	市民意識調査における数値

◇ 想定される主な取組

(防犯活動の推進に向けた取組)

- 防犯パトロールの実施
- 地域での見守り活動の実施
- 防犯情報の発信

(防犯設備の充実にに向けた取組)

- LED 防犯灯の維持管理と計画的な設置
- 防犯カメラの維持管理と計画的な設置

(消費者対策の充実にに向けた取組)

- 消費生活相談の実施
- 消費生活相談員研修の実施
- 消費者教育の実施

◇ 関連する個別計画

04

交通安全

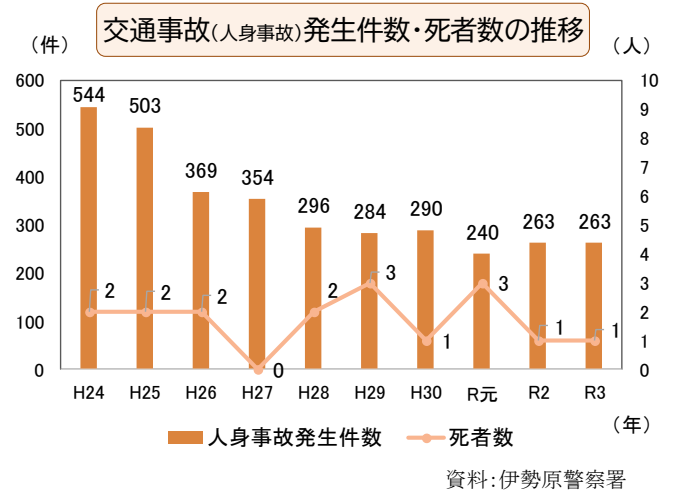
施策の内容

交通事故を防止するため、関係機関と協力した交通安全パトロールや啓発活動により、市民の交通安全に対する意識の向上を図ります。
また、交通危険箇所等の点検に基づく、交通安全施設の整備や関係機関への要請等を通じ、交通環境の改善を図ります。

■ 現 状

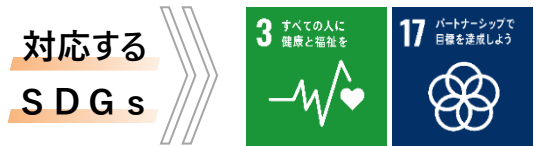
- ▷市内における交通事故（人身事故）の発生件数及び死傷者数は、長期的には減少傾向にありますが、ここ数年は概ね横ばいで推移しています。
- ▷本市では、年間の24時間死者数を0にすることを目標に、関係機関等と一体となった交通安全対策を推進していますが、依然として死亡事故は、ほぼ毎年発生しています。
- ▷内閣府によると、自転車対自動車の出会い頭事故（自転車乗用中の死者・重傷者）は、自転車側の約8割が法令違反を犯しています。
- ▷令和4（2022）年に公布された改正道路交通法では、自転車を利用するすべての人が乗車時のヘルメット着用努力義務の対象となりました。

- ▷本市では、幼少期から、交通ルールを遵守することの大切さを教えるため、幼稚園や保育所、小学校において、交通安全教室等を実施しています。



■ 課 題

- ▶誰もが交通安全に対する正しい知識・マナーを身に付け、思いやりと余裕を持って移動する意識を醸成する必要があります。
- ▶自転車は、幼児から高齢者まで幅広い世代が利用する便利な乗り物ですが、ルールを守らない危険な運転による交通事故が発生していることから、自転車乗用時の安全対策を図る必要があります。
- ▶交通事故の実態や自治会要望等を踏まえ、市内の交通危険箇所等を把握し、警察署や関係機関等と連携した計画的な改善を進める必要があります。



■ めざす姿

- 交通ルールへの遵守やマナーの向上、安全な交通環境づくりの推進により、交通事故が減少し、市民が安全・安心に暮らしています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
交通マナーが良いまちだと感じる市民の割合	市民意識調査における数値
交通事故死者数	市内における交通事故による死者数 (交通事故発生から24時間以内に死亡した人数)
交通事故(人身事故)発生件数	市内における交通事故(人身事故)発生件数

◇ 想定される主な取組

(交通安全意識の向上に向けた取組)

- 自転車交通安全教室の開催
- 体験型交通安全教室の開催
- 自転車マナーアップキャンペーンの実施
- 自転車用ヘルメット着用の普及啓発

(安全な交通環境づくりの推進に向けた取組)

- 交通危険箇所等の点検
- 注意喚起看板等の設置
- 信号機設置や交通規制強化等の要請

◇ 関連する個別計画

- ・ 伊勢原市交通安全対策方針

基本政策Ⅱ

誰もが生涯にわたり、安心して 健やかに暮らせるまちづくり

我が国は世界に例を見ない超高齢社会を迎えています。

団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年が目前に迫る中、医療・介護需要の増加や福祉ニーズの多様化・複雑化が見込まれます。

一方で、年齢や障がいの有無などに関わらず、健康で自立した生活ができることは、QOLの向上のみならず、まちの活力維持や社会保障費の抑制にもつながります。

地域のつながりによる支え合い・助け合いを基本としながら、子どもから高齢者、障がいのある人もない人も全ての方が、福祉のセーフティネットからこぼれることなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、本市の恵まれた医療環境を維持しながら、多くの方が健康づくりに親しみ、心身ともに健やかに暮らすことができるまちづくりを進めます。

05	地域福祉	p.48
06	高齢者福祉	p.50
07	障がい者福祉	p.52
08	健康づくり	p.54
09	地域医療	p.56
10	運動・スポーツ	p.58

05

地域福祉

施策の内容

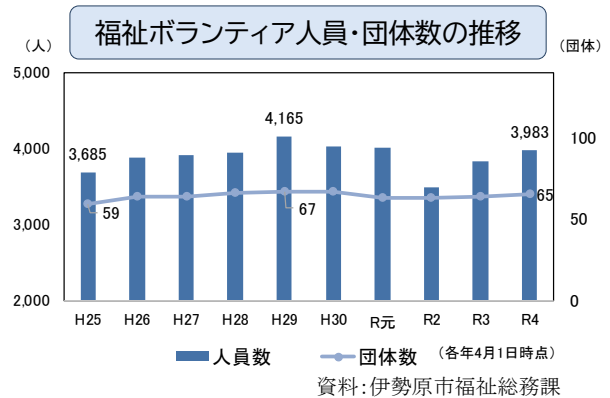
誰もが安心して、暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、福祉活動の担い手を育成し、関係機関等と連携した地域福祉のネットワークづくりを進めるとともに、複雑・複合化する福祉課題に対応するため、包括的・総合的な相談支援体制の充実等を図ります。

また、生活困窮者に対する必要な支援を行い、経済的・日常的・社会的な自立を促進します。

■ 現 状

- ▷ 高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、地域における支え合いの基盤が弱まってきています。
- ▷ 一方で、8050 問題や介護と育児のダブルケア、ヤングケアラー、老老介護など、地域住民が抱える課題は複雑・複合化しています。
- ▷ 市内の福祉ボランティアの登録人数は、新型コロナウイルス感染拡大を背景に一時減少しましたが、直近では増加傾向にあります。
- ▷ 平成 28(2016)年に伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターを設置し、市民後見人の育成を進めています。
- ▷ 近年の大規模災害では、高齢者や障がい者などの要配慮者が多数犠牲になっています。

- ▷ 平成 27(2015)年に、生活保護申請に至る前段階で支援を講じる生活困窮者自立支援制度がスタートしました。
- ▷ 生活保護世帯数は、コロナ禍の影響等により増加傾向にあります。



■ 課 題

- ▶ 地域福祉に関わる人材の高齢化・担い手不足が深刻化する中、市民の福祉意識の向上を図るとともに、地域福祉活動の担い手の発掘・育成を進める必要があります。
- ▶ 子ども・高齢者・障がい者など、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会をめざし、地域での支え合い・助け合いを促進するネットワークづくりを進める必要があります。
- ▶ 複合的な福祉課題が顕在化する中、制度の狭間のない福祉社会を実現するため、包括的な支援体制を整備するとともに、効果的な情報発信を行っていく必要があります。
- ▶ コロナ禍の長期化等により生活困窮者が増加する中、生活保護に至る前の段階での関係機関と連携した支援が求められます。



■ めざす姿

●多様な担い手が連携した支援体制が整い、地域で互いに助け合い・支え合いながら、すべての人が孤立することなく、安心して暮らしています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
困った時に相談できる人や場所がある市民の割合	市民意識調査における数値
福祉ボランティアの人数	社会福祉協議会で把握している登録ボランティア数及び福祉ボランティア保険の加入者数（4月1日現在）
生活困窮状態が改善した件数	生活困窮者自立支援事業により、家計の改善につながった件数

◇ 想定される主な取組

（地域共生社会の実現に向けた取組）

- 地域の支え合い組織の啓発・支援
- 災害時要援護者に対する個別避難支援
- ボランティアセンターの運営
- 重層的支援体制の整備（断らない相談支援）
- 市民後見人の育成と活動支援
- 地域福祉に関する研修・講座の開催

（生活困窮者の自立の促進に向けた取組）

- 生活困窮者に対する自立支援

◇ 関連する個別計画

- ・伊勢原市地域福祉計画
- ・伊勢原市災害時要援護者避難支援計画

06

高齢者福祉

施策の内容

高齢者がいつまでも自立した生活が送れるよう、介護予防に関する高齢者保健福祉施策を充実させるとともに、生きがいつくりや就労、地域活動などの社会参加を支援します。

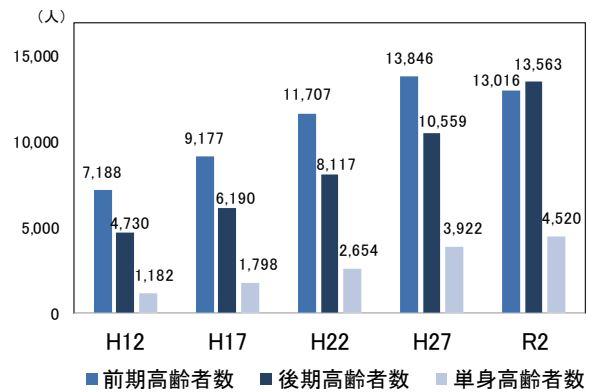
また、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケア体制の充実を図るとともに、持続的かつ安定的に介護保険制度を運営します。

■ 現 状

- ▷市内の高齢者数は年々増加しており、令和2(2020)年の国勢調査では、初めて、後期高齢者数が前期高齢者数を上回りました。
- ▷要介護等認定者数及び認知症高齢者数は年々増加傾向にあり、今後も当面は増加が見込まれます。
- ▷団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に備え、国では、地域包括ケアシステムの構築・深化を推進しています。
- ▷健康寿命を伸ばすために、フレイル(要介護状態の前段階)対策の重要性が高まっています。
- ▷人生100年時代を迎えつつある中、高齢者の身体機能に若返りの傾向がみられ、更なる社会参加・役割創出が期待されます。

- ▷高齢化の進行に伴い、介護が必要な高齢者も増加し、介護保険給付費の増加が見込まれます。

高齢化の進行状況



(各年10月1日時点)
資料:総務省統計局「国勢調査」

■ 課 題

- ▶高齢者の誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケア体制を充実する必要があります。
- ▶認知症高齢者の増加が見込まれることから、本人や家族のニーズに合った支援の充実や正しい理解の啓発を進める必要があります。
- ▶少子高齢社会が進行する中、高齢者の社会参加を促進するとともに、要介護状態になることを予防し、高齢者とその家族が安心して在宅生活を続けられるよう、地域の健康づくりの場やその担い手を増やす必要があります。
- ▶介護保険サービスの安定的な供給と介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護サービスの基盤整備や介護人材の育成・確保及び給付の適正化を進める必要があります。



■ めざす姿

- 高齢者の生きがいづくりと社会参加が活発で、高齢者の豊かな経験や知識が地域で発揮されています。
- 医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保され、いつまでも、住み慣れた地域で自分らしく生活できています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
要介護（要支援）認定率	介護保険の第1号被保険者に対する要介護（要支援）認定者の割合（10月1日時点）
老後も住み慣れた地域で安心して暮らせると思う市民の割合	市民意識調査における数値
認知症サポーターの人数	認知症サポーター養成講座を受講しサポーターとなった人の数

◇ 想定される主な取組

（地域包括ケアシステムの推進に向けた取組）

- 地域包括支援センターの運営支援
- 総合相談事業の充実
- 認知症対策の充実
- 在宅医療と介護の連携推進
- 生活支援体制整備事業の推進

（生活支援の充実にに向けた取組）

- 社会参加と生きがいづくりの推進
- 地域での健康づくりの場の支援
- 介護予防の推進
- 在宅生活を支えるサービスの提供
- 権利擁護の啓発・支援

（介護保険運営の安定化に向けた取組）

- 適正な介護サービス基盤整備
- 介護人材の育成・確保
- 介護保険サービスの質の向上
- 保険給付費の適正化
- 自立支援・重度化防止の取組

◇ 関連する個別計画

- ・ 伊勢原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

07 障がい者福祉

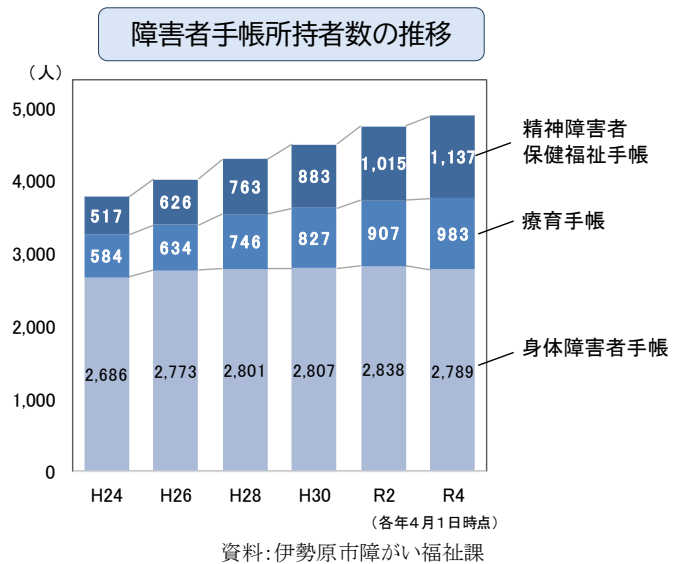
施策の内容

障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、多様なニーズに対応できる相談支援体制の充実を図るとともに、障がい者の人権が尊重され、自らの能力を発揮できるよう、特性に応じた就労や社会参加を支援します。

また、障がいに対する理解の促進や差別解消を図るため、啓発活動等に取り組めます。

■ 現 状

- ▷本市の障害者手帳所持者数は、増加傾向にあり、特に精神障がい者の増加が顕著です。
- ▷障がい者や支える家族等の高齢化が進行しています。
- ▷障がい者相談の件数は、年々増加しています。また、社会環境や障がい福祉サービスの体系の変化を背景に、相談内容は複雑・多様化しています。
- ▷就労移行支援及び就労継続支援サービスの利用者数は、年々増加傾向にあります。
- ▷令和3(2021)年に、障害者差別解消法が改正され、障がい者への「合理的配慮」を事業者に義務付けるとともに、国と自治体に対しては、相談体制の強化を求めています。



■ 課 題

- ▶社会環境の変化や障がい者の重度化・高齢化等に伴い、相談内容が多様化・複雑化する中、きめ細やかな対応ができる体制を整備する必要があります。
- ▶精神障がい者が増加する中、入院医療中心から地域生活中心へという方針を踏まえ、地域生活が可能な長期入院者の移行を円滑に進める支援が求められます。
- ▶重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が自らの意思により、地域で自立した生活を送れる環境を整備する必要があります。
- ▶障がいを理由とする差別解消の一層の推進を図るため、広く権利擁護の考え方を周知啓発するとともに、障がい者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向け、障がい者雇用を促進する必要があります。



■ めざす姿

- 適切な支援の提供と社会参加の促進により、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしています。
- 障がいに対する理解が深まり、障がいのある人もない人も、お互いを尊重し合う、ともに生きる社会が築かれています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
相談支援事業所数	市内の相談支援事業所の設置数
福祉施設から一般就労への移行人数	就労支援による一般就労移行者数
障害者差別解消法の認知度	市民意識調査における数値

◇ 想定される主な取組

(障がい福祉サービスの充実に向けた取組)

- 相談支援専門員の確保
- 地域生活支援拠点等の整備
- 相談支援事業従事者向け研修会の開催
- 医療的ケア児者支援の推進

(自立と社会参加の促進に向けた取組)

- 就労移行支援及び就労継続支援の推進
- 企業訪問の実施
- 就労定着支援の推進
- 障がい福祉事業所説明会の実施

(障がい者理解・権利擁護の促進に向けた取組)

- 虐待防止研修会の実施
- 障害者差別解消法の普及啓発

◇ 関連する個別計画

- ・伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

08

健康づくり

施策の内容

市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせる環境を整えられるよう、ライフステージに応じた健康づくりの支援を行うとともに、健康診査や各種検診の充実等により、疾病予防と早期発見を図ります。

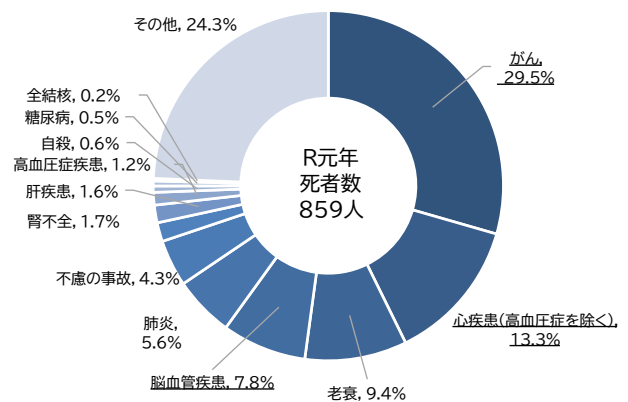
また、誰もが自殺に追い込まれることのない地域社会の実現をめざし、こころの健康づくりを推進します。

■ 現状

- ▷本市の平均寿命は、平成 27(2015)年時点では、男性が81.7歳、女性が87.4歳であり、男女ともに全国平均、神奈川県平均を上回っています。
- ▷主要死因別死亡割合を見ると、「がん」「心疾患」「脳血管疾患」が半数以上を占めています。
- ▷がん検診の受診率は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控え等を背景に、伸び悩んでいます。
- ▷全国の医療費を示す国民医療費は、ほぼ一貫して増加しており、団塊の世代が後期高齢者に移行する令和 7(2025)年には社会保障費の更なる増加が予想されています。
- ▷特定健康診査・特定保健指導の受診率は、県内平均を上回っていますが、ここ数年横ばいの状況が続いています。

- ▷全国の自殺者数は平成 22(2010)年以降減少が続いていましたが、コロナ禍の令和 2(2020)年は、11年ぶりの増加となりました。令和 3(2021)年は、再び減少に転じましたが、依然2万人を超えています。

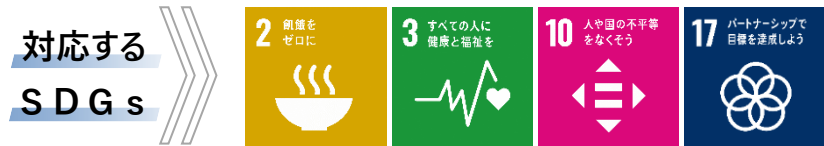
主要死因別死亡割合



資料: 神奈川県「令和2年度平塚保健福祉事務所秦野センター年報」

■ 課題

- ▶コロナ禍を契機に人々の生活や意識は大きく変化する中、健康無関心層も含めた多くの人が、自ら進んで健康づくりに取り組み、生活習慣の見直しや改善を図る環境づくりを進める必要があります。
- ▶死因の第1位であるがんをはじめとする生活習慣病の予防や早期発見に向け、がん検診をはじめとする各種健(検)診の充実や受診率の向上を図る必要があります。
- ▶国民健康保険制度を安定的に運営するため、医療・健診データ等を活用した特定健康診査及び特定保健指導の効果的な実施により、医療費の適正化を図る必要があります。
- ▶コロナ禍の影響等により、仕事や生活に不安を感じている方の増加が懸念される中、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、相談支援や自殺予防の普及啓発が求められます。



■ めざす姿

- 市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、ライフステージに応じた健康づくりに取り組むことで、心身ともに健やかな毎日を送っています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
日頃、自分の健康に気を配っている人の割合	市民意識調査における数値
定期的に健康診査等を受けている人の割合	市民意識調査における数値 *過去1年以内に健康診査または健康診断（市や職場、学校などが実施したもの、または人間ドック）を受けたと回答した人の割合
こころサポーター養成者数	こころサポーター養成講座の受講者数

◇ 想定される主な取組

（健康的な生活習慣の確立に向けた取組）

- 食育の推進
- 健康づくりを担う個人・団体の育成
- 未病改善の推進
- 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施

（疾病の早期発見の推進に向けた取組）

- がん検診の実施
- 39歳以下健康診査の実施
- 一般健康診査の実施
- 特定健康診査の実施
- 特定保健指導の実施

（こころの健康づくりの推進に向けた取組）

- こころサポーター養成講座の開催
- 自殺予防の普及啓発

◇ 関連する個別計画

- ・健康いせはら21計画
- ・伊勢原市食育推進計画
- ・伊勢原市自殺対策計画

09 地域医療

施策の内容

市民がいつでも安心して医療サービスを受けられる環境を維持するため、かかりつけ医の普及促進など、医療機関の役割分担と連携を促進するとともに、救急医療体制を維持するための支援等を図ります。

また、関係機関等と連携しながら、新たな感染症や災害発生等の危機事態に対応可能な医療体制の確保に努めます。

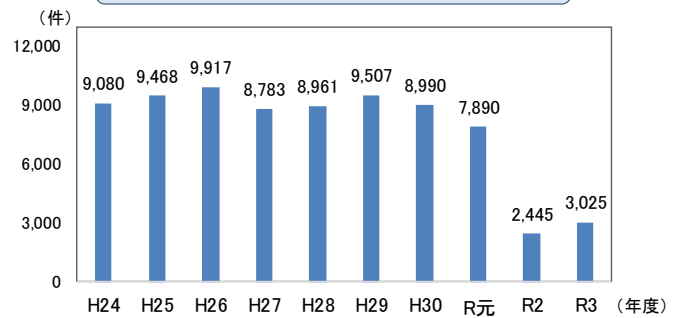
■ 現 状

- ▶本市は、県内でも有数の医療環境を有しており、令和2(2020)年時点の人口10万人当たりの医師数及び病院の一般病床数は、県内19市中第1位となっています。
- ▶夜間や休日など、緊急的かつ一時的に応急対応をする初期救急医療機関として、休日夜間急患診療所を365日開設しています。また、市内には一次から三次までの救急医療機関が立地しています。
- ▶新型コロナウイルス感染症への対応を通じ、感染拡大期やクラスター発生時の医療福祉人材の確保、病床や医療機器・材料等の確保の困難さが全国的な問題として顕在化しました。
- ▶国全体として、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の普及を促進しています。本市のアンケートによると、かかりつけ医を持つ市民の割合は過半数を超えています。

市内の休日・夜間救急医療体制

区 分	医療機関
一次救急機関	休日夜間急患診療所(内科・小児科・外科)、休日歯科診療所、休日夜間薬局
二次救急機関	J A神奈川県厚生連 伊勢原協同病院
三次救急機関	東海大学医学部付属病院

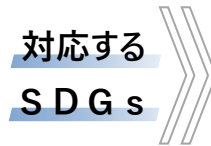
休日夜間急患診療所の対応件数の推移



資料:伊勢原市健康づくり課

■ 課 題

- ▶住み慣れた地域で安心した医療を受けられる環境を維持するため、医療機関の役割分担と連携を促進する必要があります。
- ▶高齢化の進行や医療ニーズの高度化・多様化等に対応した医療環境の整備を促進する必要があります。
- ▶休日や夜間等にも必要な医療サービスを受けられるよう、市内医療機関との連携と、継続的な支援が求められています。
- ▶新たな感染症や災害発生など、非常時に対応できる医療体制の整備が求められています。



■ めざす姿

●ニーズに対応した地域医療体制が整い、いつでも安心して医療サービスを受けることができます。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
安心して医療機関を利用できると感じる市民の割合	市民意識調査における数値
かかりつけ医がいる市民の割合	市民意識調査における数値

◇ 想定される主な取組

(地域医療体制の充実に向けた取組)

- かかりつけ医の普及啓発
- 保健医療活動団体に対する財政支援
- 医師会との協働による社会状況に応じた新たな医療体制の整備

(救急医療体制の維持・確保に向けた取組)

- 救急医療機関への財政支援
- 休日・夜間急患診療所等への運営支援

◇ 関連する個別計画

10 運動・スポーツ

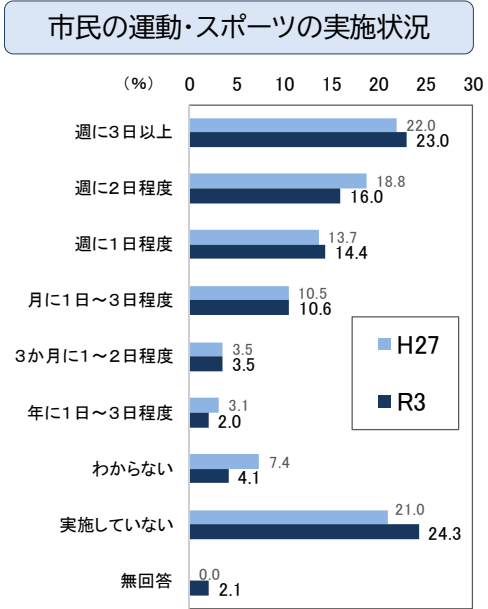
施策の内容

多くの市民が健康で活力ある生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた運動・スポーツに親しむ機会の提供や、それらを支える人材の育成を推進します。

また、計画的な改修・維持管理により、スポーツ環境の確保を図るとともに、将来的なスポーツ施設の適正配置に向けた検討を進めます。

■ 現 状

- ▷ コロナ禍における外出自粛が長期化し、運動不足から身体的及び精神的な健康を脅かす健康二次被害が懸念されます。
- ▷ 運動・スポーツは、ストレス解消、自己免疫力向上による疾病予防効果も期待されます。
- ▷ 本市には、総合運動公園や伊勢原射撃場、市営テニスコートなど、多様な運動・スポーツ環境が整っています。一方で、多くの体育施設において、施設の老朽化や設備の劣化等が進行しています。
- ▷ 本市のアンケート調査によると、「週に1回以上運動やスポーツをする人」の割合に変化はありませんが、全くしない人との両極化が見受けられます。



資料：伊勢原市スポーツ課

■ 課 題

- ▶ 生涯を通じて運動・スポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送ることができるよう、運動習慣のない市民を含めた多くの市民が、日常的に運動・スポーツに親しめる環境づくりを進める必要があります。
- ▶ 将来的にも運動・スポーツに親しめる環境を確保するため、施設の利用状況や市民ニーズ等を踏まえ、施設の最適配置や老朽化への対応を進める必要があります。
- ▶ 運動・スポーツを通じて、地域の一体感や活力を醸成するため、地域スポーツを支える人材の確保・育成に取り組む必要があります。



■ めざす姿

●生涯を通じて運動やスポーツに親しむ環境が整い、多くの市民が心身ともに健やかな生活を送っています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
週に1回以上運動やスポーツをする人の割合	市民意識調査における数値
市主催スポーツ事業の参加者数	市が主催する各種スポーツ競技大会や教室、講習会の延べ参加者数
スポーツ施設の利用者数	市有スポーツ施設（総合運動公園や鈴川公園、武道館 等）の延べ利用者数

◇ 想定される主な取組

(生涯スポーツ活動の推進に向けた取組)

- 市選手権・総合体育大会の実施
- 各種スポーツ教室・講習会の実施
- 3大ロードレース大会の開催
- シニアスポーツの推進
- 障がい者スポーツ教室の実施
- スポーツ指導者の養成
- スポーツ関係団体の育成支援
- 総合型地域スポーツクラブの運営支援
- 市内大学との連携によるスポーツ事業の推進

(持続可能なスポーツ環境・施設の確保に向けた取組)

- 施設の集約・複合化等による配置の適正化の検討
- 優先度等に応じた計画的な改修、維持管理
- 指定管理者制度等の効果的な運用
- 適正な受益者負担の促進

◇ 関連する個別計画

- ・伊勢原市市民生涯スポーツ推進基本計画

基本政策Ⅲ

子どもを産み育てやすく

豊かな学びで未来を拓くまちづくり

我が国全体で少子化が長期に渡って継続する中、子育て世代が子育てと子どもの将来に、展望を描くことができる環境をつくる必要があります。

結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目のない支援を充実することで、子どもを産み育てたいと思えるまちづくりを進めます。

これからの時代に求められる資質・能力の育成や個々の教育的ニーズへの対応など、学校教育への要請は複雑多岐にわたります。

学校・家庭・地域の相互の連携と協働により、伊勢原の将来を担う子どもたちが、伊勢原への愛着と誇りを持ち、たくましく未来を切り拓いていくことのできる力を育てていきます。

人生 100 年時代を見据え、生涯学習の重要性は高まっています。市民一人ひとりが、先人から受け継いだ歴史・文化を大切にするとともに、未来に向かって学び合い、学習の成果を生かすことのできるまちづくりを進めます。

11	子育て支援	p.62
12	幼児教育・保育	p.64
13	若者・青少年	p.66
14	学校教育	p.68
15	教育環境整備	p.70
16	生涯学習	p.72
17	歴史文化	p.74

11

子育て支援

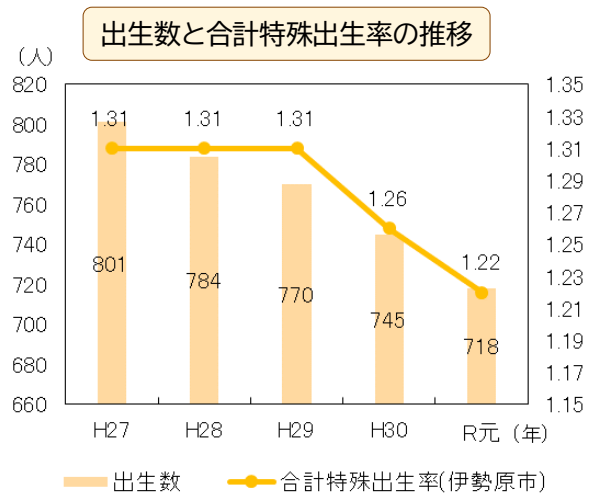
施策の内容

子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産から子育て期までのそれぞれの段階に対応した切れ目のない支援の充実を図るとともに、子どもの健やかな成長に向けた相談・支援体制の充実等を図ります。

■ 現 状

- ▷市の合計特殊出生率は、近年、減少傾向にあり、神奈川県を平均を下回っています。
- ▷夫婦共働き世帯の増加や地域の関わりの希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による交流機会の減少により、出産や育児への不安が高まっています。
- ▷令和2(2020)年に取りまとめた子どもと子育て家庭の生活実態調査では生活支援を必要とする家庭が全体の約15%となっています。
- ▷核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした養育力の低下や、地域の子育て力の低下、子育て家庭が抱える問題の複雑化・複合化など、子どもや子育て家庭の環境が大きく変化しています。

- ▷市では、令和2(2020)年から「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠・出産から就学前までの子育て期に至る継続支援体制として、妊婦の実情に応じた支援プランの作成や産前産後サポート事業、産後ケア事業などを実施しています。



■ 課 題

- ▶子育て世代が、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産から就学前の子育て期までの各段階に対応した切れ目のない支援の充実や、気軽に交流・相談ができる場を整備する必要があります。
- ▶子どもの将来が、生まれ育った家庭の事情などに左右されることのない環境づくりや支援を行う必要があります。
- ▶子育てに困難を抱える家庭への支援や、母子保健と児童福祉の一体的な相談体制の強化が求められており、組織の統合などを含め、効果的に連携・協働を図ることができる体制を整備する必要があります。



■ めざす姿

●妊娠・出産から子育て期までの各段階に応じた切れ目のない支援により、子育て世代が不安を抱えることなく、子どもを産み育てています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
子育て世代の転出超過者数	子育て世代（25～39歳）の、転出超過者数
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査票における数値
子育て親子の交流組数	子育て支援センター、子育て広場、つどいの広場の延べ利用組数

◇ 想定される主な取組

（子育て世代の支援に向けた取組）

- 子育て家庭への経済的支援
- 地域子育て支援拠点の提供
- 子育てに関する講座・教室等の実施
- 母子保健事業の実施
- 子どもの相談・支援機能の充実
- 子育てサポーターの養成

（専門的な支援や配慮が必要な子ども・家庭に向けた取組）

- 発達(療育)相談の実施
- 養育支援の実施
- 児童虐待防止の実施

◇ 関連する個別計画

- ・伊勢原市子ども・子育て支援事業計画
- ・伊勢原市子どもの貧困対策に関する取組方針

12 幼児教育・保育

施策の内容

質の高い幼児教育と、保護者が安心して子どもを預け、仕事と子育てを両立できる環境を整えるため、幼稚園、保育所、認定こども園等の受入体制や、保育が必要な児童を対象とした児童コミュニティクラブ等の受入体制を確保します。

また、将来にわたる保育ニーズに対応するため、公立保育所の改修を行うなど、保育環境の充実に図ります。

■ 現 状

▷子ども・子育て支援新制度や、幼児教育・保育の無償化により、保護者が幼稚園・保育所等の施設を利用する際の費用負担が軽減されました。

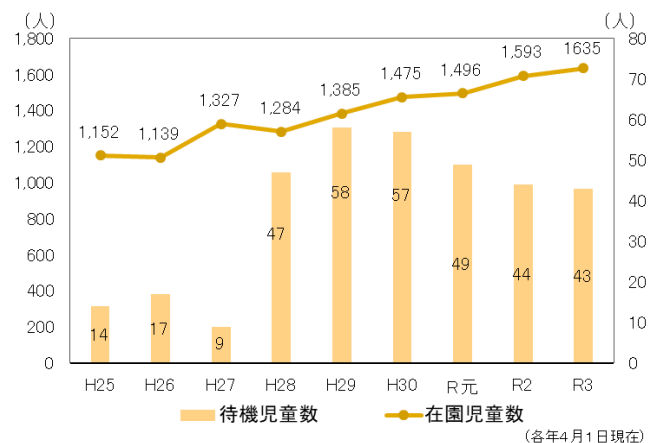
▷就学前児童数は、減少を続けていますが、保育が必要な児童の保育所等申込件数は、横ばい傾向です。

▷保育所等においては、保育士や保育教諭の不足により、定員まで児童を受け入れることが難しい状況があり、待機児童が生じています。

▷小学校1年生から6年生を対象に、児童コミュニティクラブを市内12箇所で開設していますが、支援員不足や場所の確保が困難なことから、希望者が利用できない状況が続いています。

▷公立保育所施設は、建築後30年以上が経過し、建物や設備の老朽化が進んでいます。

保育所等の在園児童数と待機児童数の推移



資料:伊勢原市子ども育成課

■ 課 題

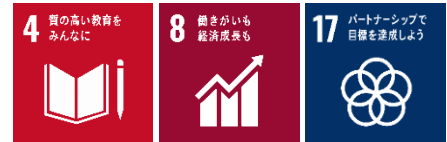
▶就学前児童の待機児童を解消するため、保育士不足対策の支援を行い、保育所等における受入可能人数を確保する必要があります。

▶児童コミュニティクラブの待機児童を解消するため、支援員及び実施場所の確保や、民間放課後児童クラブへの補助の充実等により、受け皿を拡大する必要があります。

▶地域における保育需要を見通した上で、老朽化が進む公立保育所の改修も含めて、今後の施設の在り方や運営方法を検討する必要があります。

▶支援が必要な児童の受入れや、一時預かり事業等の地域の子育て支援を充実するため、保育所等において、さらなる保育士等確保のための取組が必要です。

対応する
SDGs



■ めざす姿

- 健やかな子どもの育ちを支えるため、希望する全ての子どもが、質の高い幼児教育と保育を受けられる環境ができています。
- 就労家庭における、就学児童の放課後の居場所として、児童コミュニティクラブ等で子どもを預けられる環境が整備されています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
保育所待機児童数	厚生労働省の基準における保育関連施設（保育所、認定こども園、小規模保育施設）における待機児童数
児童コミュニティクラブ待機児童数	児童コミュニティクラブにおける待機児童数

◇ 想定される主な取組

（保育サービスの充実に向けた取組）

- 保育士等の確保対策
- 幼稚園・保育所・認定こども園等への補助の充実
- 民間放課後児童クラブへの補助の拡充
- 児童コミュニティクラブの運営及び委託の拡大
- 公立保育所の在り方の検討と機能に応じた施設の整備

◇ 関連する個別計画

- ・ 伊勢原市子ども・子育て支援事業計画
- ・ 伊勢原市公共施設等総合管理計画

13 若者・青少年

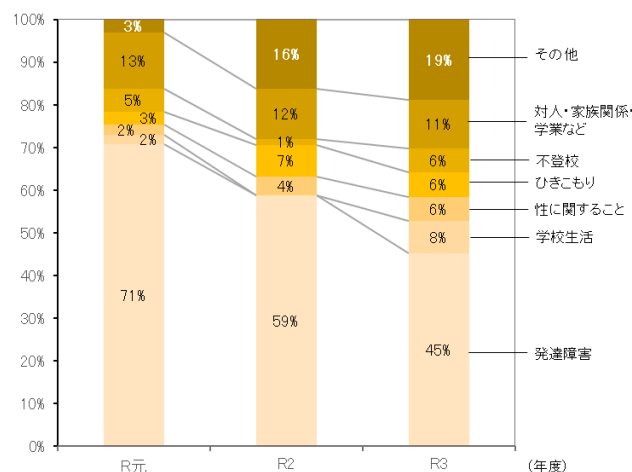
施策の内容

子ども・若者の自立や、健全な成長を促すため、地域における体験学習や地域活動の機会を提供するとともに、複雑・深刻化する悩みや問題を解決するための相談体制の充実を図ります。

■ 現 状

- ▷ 少子高齢化の進展に加え、コロナ禍がもたらした急速なデジタル社会の進展によりインターネット上での交流が加速し、地域住民との直接的な交流機会が減少するなど、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ▷ 本市でも子ども会登録団体数の減少に加え、子ども会への加入率が減少しています。
- ▷ 平成 25(2013)年度から小学校区ごとに放課後子ども教室を順次開設し、令和 3(2021)年度では市内 7 箇所では 594 人の児童が参加登録をしています。
- ▷ ひきこもり状態にある青少年に対し、国・県主導の下、支援体制を整えるための調査研究を進めています。

子ども・若者相談受理の状況



資料：伊勢原市青少年課

■ 課 題

- ▶ 子ども・若者が地域住民や多様な世代と世代間交流をする機会が減少しているため、地域における体験・交流活動などの機会を、地域住民や関係団体等と協力して提供する必要があります。
- ▶ 子ども・若者をめぐる社会環境などの変化により、相談内容が複雑化・深刻化しているため、相談体制の充実や関係機関との連携が求められています。
- ▶ ひきこもり支援のため、庁内の関係部局に加え、関係団体、民間団体・民間企業・NPO法人などが連携・協働し、地域の特性を生かした多様な選択肢を持つ支援体制を構築することが求められています。



■ めざす姿

●子ども・若者が地域の人々と交流し、悩みを抱え込むことなく、健やかに成長しています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
地域住民との交流体験活動に参加した子どもの延べ人数	放課後子ども教室や子ども・若者が体験活動に参加し、地域住民と交流を行った子どもの延べ人数
子ども・若者が生き生きとしていると感じられる市民の割合	市民意識調査による数値

◇ 想定される主な取組

(若者・青少年の育成に向けた取組)

- 地域学校協働活動推進事業との連携
- 子ども・若者に関する相談の実施
- 子ども・若者と地域住民との交流活動の実施
- ひきこもり支援の実施

◇ 関連する個別計画

- ・伊勢原市子ども・若者育成支援指針 /平成 27(2015)年度～
- ・伊勢原市子ども・子育て支援事業計画

14 学校教育

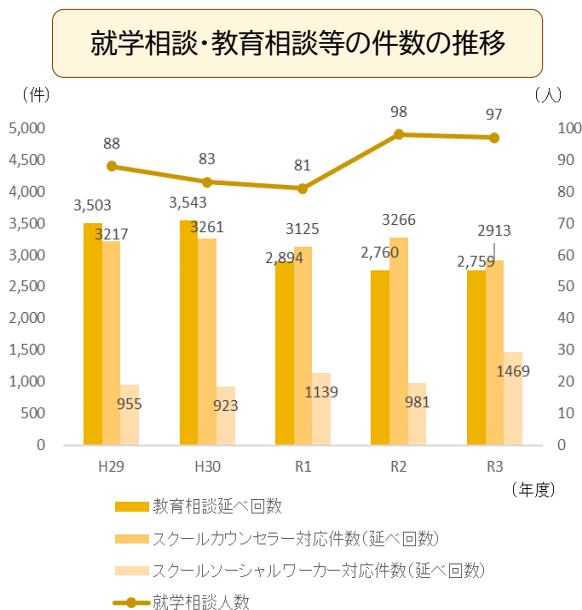
施策の内容

教育を取り巻く環境変化や個々の教育的ニーズに対応した教育を推進するため、きめ細やかな指導体制の充実を図ります。また、多様化・複雑化する課題に対応するため、切れ目のない相談・支援体制の充実を図ります。さらに、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちの健やかな成長を支えるため、地域とともにある学校づくりを推進します。

■ 現 状

- ▷本市では、全小中学校の児童生徒にタブレット端末を1人1台配置するとともに、ネットワーク環境のない家庭に対して家庭用Wi-Fiを整備しました。
- ▷いじめや不登校、特別な支援や日本語指導等、学校現場に対するニーズは複雑・多様化しています。
- ▷学校に求められる役割が拡大する中、教職員の負担が増えてきています。
- ▷これまでの各小中学校の「地域連絡会」を発展させ、教職員、保護者、地域代表者等からなる「学校運営協議会」を令和4年度に設置しました。
- ▷市では、就学相談の実施や、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を配置し、複雑・多

様化する児童生徒や保護者からの相談に対応しています。



資料:伊勢原市教育センター

■ 課 題

- ▶教育を取り巻く環境の変化や個々の教育的ニーズに対応したきめ細やかな指導体制をさらに充実させる必要があります。
- ▶児童生徒や保護者からの相談内容が多様化・複雑化しています。教育・心理・福祉などの多分野で連携した支援と、切れ目のない相談・支援体制を更に充実させる必要があります。
- ▶児童生徒の健やかな成長を育むため、学校、家庭、地域が連携・協働した学校運営（地域とともにある学校づくり）を更に推進する必要があります。
- ▶教員が授業改善に取り組む時間や、子どもと向き合う時間を確保し、教職員の力を高め発揮できる環境を整える必要があります。

対応する
SDGs



■ めざす姿

- 学校・家庭・地域のつながりの中で、教育的ニーズに応じた学びや必要な支援を通して、児童生徒の「生きる力」が育まれています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
自分には良いところがあると回答した児童生徒の割合	学力向上の指標における「自分には良いところがあると思いますか」で「ある」と回答した児童生徒の割合
教育相談員・スクールソーシャルワーカーの配置人数	1日あたりの教育相談員・スクールソーシャルワーカーの配置人数
学校への地域の協力者数	学校教育指導協力者の人数

◇ 想定される主な取組

(教育指導、相談・支援体制の充実及び教職員の多忙化解消に向けた取組)

- 情報教育の推進
- きめ細やかな指導体制の充実
- 通級指導教室の運営
- 豊かな学び(体験活動・読書活動等)の充実
- 学校運営協議会制度等による地域の協力体制の拡充
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
- 教育相談の実施

◇ 関連する個別計画

- ・ 伊勢原市第3期教育振興基本計画／令和5(2023)年度～
- ・ 伊勢原市いじめ防止基本方針　／平成30(2018)年度～

15 教育環境整備

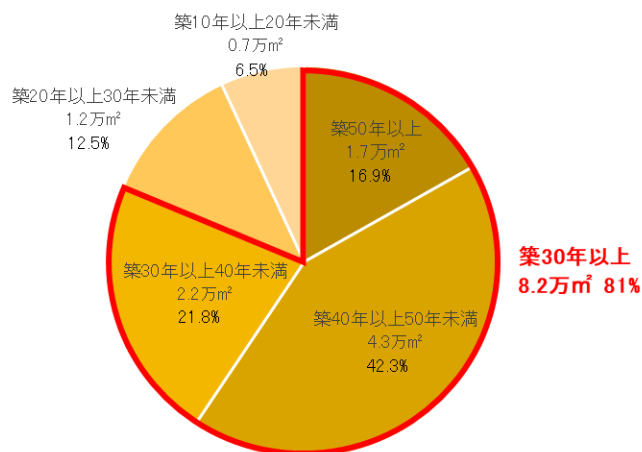
施策の内容

児童生徒が学校で安全かつ快適に学び生活できるよう、老朽化した施設の計画的な改修を図るなど、学校施設の環境改善に取り組みます。
また、教育の公平性や教育水準の維持向上を図るため、学校規模と配置の適正化に関する検討を進めます。

■ 現 状

- ▷ 令和元年度に市内小中学校の普通教室等にエアコンを整備するとともに、令和3年度には中学校全校に給食を導入するなど、教育環境の改善に取り組んでいます。
- ▷ 本市の学校施設は、昭和40年代の後半から昭和50年代の後半にかけて集中して建設されています。
- ▷ この結果、8割以上の建物が建築から30年以上を経過し、建物の外部、内部や設備の劣化に加え、機能面の老朽化も進行しています。
- ▷ 児童生徒数は、昭和58(1983)年からほぼ一貫して減少を続けており、令和2(2020)年度と比較して、令和12(2030)年には約19%減少、令和42(2060)年には約55%減少する見込みです。

小中学校施設の築年別整備状況



資料:伊勢原市教育総務課

■ 課 題

- ▶ 老朽化が進行する学校施設を適切に維持管理し、施設の安全性や必要な機能を確保するとともに、快適性の向上に努める必要があります。
- ▶ 中長期的に児童生徒数の大幅な減少が見込まれており、学校教育の在り方を踏まえ、小中学校の規模等の適正化を図ることが必要です。
- ▶ 今後、学校施設の改修等には多額のコストを要し、整備時期の集中も見込まれるため、計画的な整備に取り組むとともに、改修等に係る経費の縮減等を検討する必要があります。



■ めざす姿

●安全で快適な教育環境が整備され、児童生徒が健やかに学校生活を送っています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
学校トイレの洋式化率	市内小中学校校舎トイレの洋式化率
中規模改修の進捗状況	個別施設計画で位置づける中規模改修を行う小中学校施設棟数
安全で快適な教育施設が整備されていると感じる市民の割合	市民意識調査による数値

◇ 想定される主な取組

(教育環境整備に向けた取組)

- 小中学校トイレの改修
- 学校の適正規模・適正配置の検討
- 学校給食の在り方の検討
- 小中学校校舎・体育館の屋上・外壁等の改修
- 成瀬中学校法面对策工事
- 小中学校校舎・体育館の中規模改修
- 水泳授業の民間施設活用試行

◇ 関連する個別計画

- ・伊勢原市第3期教育振興基本計画／令和5(2023)年度～
- ・伊勢原市学校施設個別施設(長寿命化)計画／令和4(2022)年度～

16

生涯学習

施策の内容

市民一人ひとりが個性と能力を伸ばし、生きがいのある充実した人生を送れるよう、生涯を通じた多様な学習機会の提供を図ります。
また、老朽化した施設の計画的な改修を図るなど、生涯学習環境を整備します。

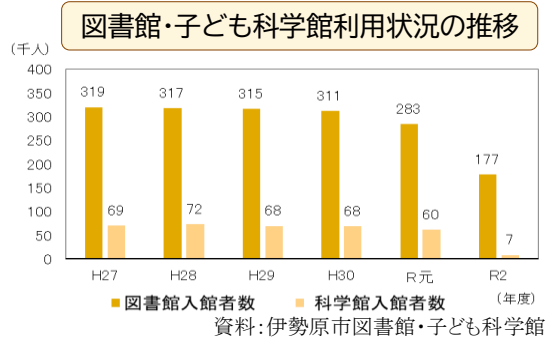
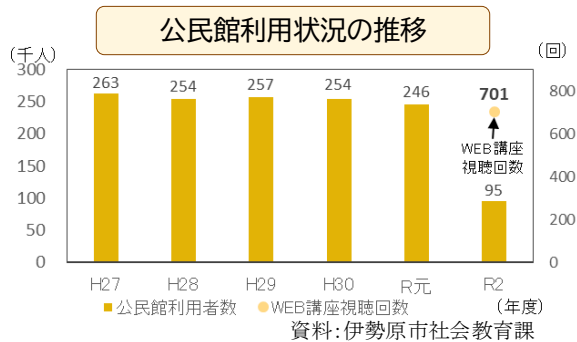
■ 現 状

▶ 公民館では、様々な世代を対象とした学びの機会を提供しています。また、地域で生涯学習活動を自主的に展開するサークルや団体等の活動の場や、文化芸術振興の場としての役割も担っています。

▶ 図書館は、年間約 30 万人の来館者があり、「知の拠点」としての役割を担う施設として、幅広い世代に利用されています。また、子ども科学館は、子育て世代を中心に、市内外から年間約 6 万人の来館者があります。

▶ 新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、令和 2 年度から生涯学習施設の利用を制限したことにより、利用者数等が減少しましたが、WEB 公民館講座の開催やいせはら電子図書館の開設などコロナ禍における新しい生活様式に対応した生涯学習の機会を提供しています。

▶ 公民館や図書館・子ども科学館は、建築から 30 年を経過し、建物や設備の劣化が進んでいます。



■ 課 題

▶ 人生 100 年時代を見据え、ライフステージやライフスタイルの多様性を認識し、それぞれに合った学びの機会を提供する必要があります。

▶ 生涯学習の成果を地域づくりに生かせるようにするため、学んだ人がこれから学ぶ人をサポ

ートする仕組みづくりや、学んだことを地域貢献やボランティア活動につなげることが出来る人材の育成が求められています。

▶ 公民館や図書館・子ども科学館の老朽化が進む中、計画的な施設整備や機能の集約化などが求められています。



■ めざす姿

●生涯を通して学習できる環境や、日頃の学習成果を発揮する場が整い、互いに学び合いながら、生きがいを感じて暮らしています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
公民館利用者数	公民館施設使用及び講座等への参加者数（WEB講座等視聴者含む）
図書館資料の利用点数	図書・AV・デジタル資料等の個人・団体貸出数
生涯学習ができる環境が整っていると感じる市民の割合	市民意識調査による数値

◇ 想定される主な取組

（生涯学習の推進に向けた取組）

- 各種教室・講座の開催
- ICTを活用した多様な学びの機会の提供
- 市民・ボランティアとの協働(地域学校協働活動・読書啓発)
- 図書館資料の充実
- 子ども読書活動の推進
- 科学教育の普及活動

（生涯学習施設の環境整備に向けた取組）

- 個別施設計画による改修

◇ 関連する個別計画

- ・伊勢原市第3期教育振興基本計画 / 令和5(2023)年度～
- ・伊勢原市生涯学習推進指針 / 令和5(2023)年度～
- ・伊勢原市子ども読書活動推進指針 / 令和5(2023)年度～
- ・伊勢原市公民館施設個別施設計画 / 令和4(2022)年度～
- ・伊勢原市立図書館・子ども科学館個別施設計画 / 令和4(2022)年度～

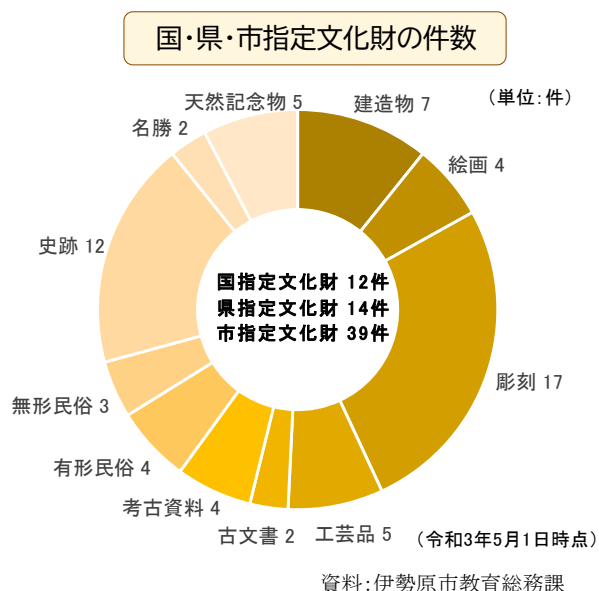
17 歴史文化

施策の内容

文化財の地域資産としての理解を深め、次世代への確実な継承を図るため、伊勢原市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の調査、保存、活用、人材育成に関する取組を推進します。

■ 現 状

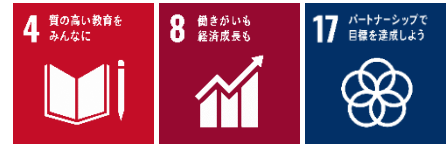
- ▷本市には豊かな自然と歴史に育まれて継承されてきた数多くの文化財があります。
- ▷平成 28(2016)年には本市の歴史的魅力を語るストーリー「大山詣り」が日本遺産に認定され、観光をはじめとする様々な取組を推進しています。
- ▷いせはら文化財サイトの英語版開設や各種文化財関連イベントの実施などにより、本市の歴史文化に対する関心が高まっています。
- ▷文化財の普及活動を行う歴史解説アドバイザーの養成が進んでいます。
- ▷収集した文化財の保存施設のうち、中心的施設である文化財保存室の老朽化が進んでいます。



■ 課 題

- ▶市域の文化財の調査を進めることにより、その評価を定め、所有者と連携して適正に保存していく必要があります。
- ▶文化財の地域資産としての理解を深め、地域の活性化につなげるため、学校教育や生涯学習の場での文化財の活用のほか、歴史文化に関する体験や情報発信等の充実、文化財に関わる人材の育成及び市民活動の支援等が求められています。
- ▶文化財の保存と活用を充実させるため、保管・整理、展示・公開を行う拠点施設の整備が求められています。

対応する
SDGs



■ めざす姿

- 市民の大切な資産である文化財の適正な保存・活用により、その確実な継承が図られ、市民が歴史文化に誇りや愛着を持っています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
文化財関連イベント参加者数	いせはらの歴史文化や、日本遺産に関連するイベント等への延べ参加人数
本市の文化財が適切に保存・活用されていると感じる市民の割合	市民意識調査による数値
本市の歴史文化に誇りや愛着を感じる市民の割合	市民意識調査による数値

◇ 想定される主な取組

(文化財の調査保存に向けた取組)

- 文化財の把握及び評価のための調査
- 文化財の指定・登録の推進
- 大山等日本遺産に関係する文化財の調査
- 文化財の計画的な保存修理と所有者の支援
- 市所有文化財の資料整理と成果の共有化

(文化財の活用に向けた取組)

- 文化財の公開、体験、情報発信事業の充実
- 文化財の保存、活用に向けた施設の再編整備
- 地域活性化へつなげる文化財の観光活用
- 文化財の人材育成と活動支援

◇ 関連する個別計画

- ・伊勢原市第3期教育振興基本計画／令和5(2023)年度～
- ・伊勢原市文化財保存活用地域計画／令和3(2021)年度～

基本政策Ⅳ

活気にあふれ

地球環境にやさしいまちづくり

人口減少に伴う消費活動の低下や担い手不足、さらには経済のグローバル化に伴い、世界情勢の影響を受けやすい国内経済は、持続的な事業活動や地域経済の不安定要素となります。

一方で、広域幹線道路開通による交通アクセスの飛躍的な向上や、マイクロツーリズムの普及など、発展の好機も訪れています。

本市の特性や恵まれた地域資源を活用しながら、商工農のそれぞれの特性に応じた産業の活性化や雇用の創出、魅力ある観光の振興に取り組み、多くの人が行き交い、賑わいと活力があふれるまちづくりを進めます。

また、人間活動の活発化とともに、気候変動や海洋プラスチックごみ問題、生物多様性の損失など、地球規模で環境に及ぼす問題が深刻化しています。

市民・企業・大学・行政が連携しながら、地球温暖化対策の取組を推進し、カーボンニュートラルの実現をめざすとともに、人と自然が調和した自然共生社会の実現に向けた取組や、廃棄物の発生抑制・資源化を推進し、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを進めます。

18	商工業	p.78
19	観光	p.80
20	農林業	p.82
21	地球・生活環境	p.84
22	循環型社会	p.86

18 商工業

施策の内容

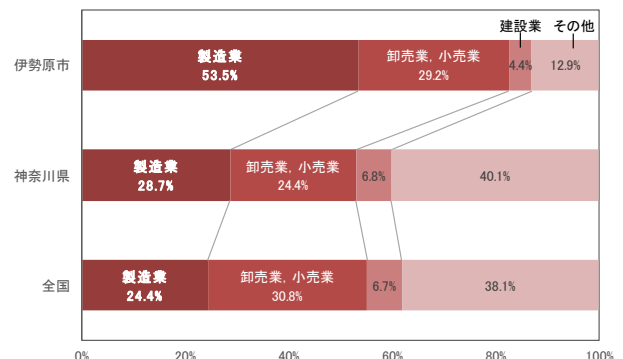
地域産業の活性化に向け、中小企業に対する設備投資や販路拡大などの支援とともに、商店街の賑わいの創出や中心市街地の回遊性の向上を図るため、商店街団体への支援や空き店舗の活用促進に取り組みます。
また、誰もが自分の希望に沿って働くことができる社会を実現するため、就労支援するとともに多様な人材が活躍できる環境づくりを推進します。

■ 現 状

- ▷急激に進むデジタル化等の社会経済環境の変化や、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の抑制など、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- ▷本市の業種別売上高の50%以上を製造業が占めており、全国及び神奈川県内の平均から見ても高い割合となっています。
- ▷伊勢原大山インターチェンジの開設など、広域交通ネットワークが整備されたことで、企業立地の需要が高まる一方、企業誘致の都市間競争の過熱により、既存企業の市外流出が懸念されています。
- ▷商店経営者の高齢化や、店舗の老朽化、大型商業施設の参入の影響などによる、廃業の増加により商店街における店舗数は減少傾向にあり、商店街活動の衰退や中心市街地における回遊性の低下が懸念されます。

- ▷少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、地域経済の縮小や、労働力不足等の影響が懸念される中で、コロナ禍において働き方の多様化が加速したことで、離職した女性や高齢者等の再就職が新たな労働力として期待されています。

本市の産業構造(産業大分類・売上高別)



資料:総務省「経済センサスー活動調査」

■ 課 題

- ▶市の主要産業である製造業を中心とした中小企業の生産性向上のための設備投資や販路拡大等の取組を支援し、持続的な成長を図る必要があります。
- ▶地域特性に適した新たな企業の立地を促進するとともに、既存企業の再投資を支援し、地域産業の活性化を図る必要があります。
- ▶店舗の減少による商店街の衰退や、中心市街地における回遊性の低下を防ぐため、商店街団体などに対する活動支援や空き店舗の活用促進等により、賑わいを創出する必要があります。
- ▶ふるさとハローワークをはじめとする関係機関と連携し、就業機会の情報提供など、多様な人材に対する就労を支援するとともに、女性や障がい者等の安定的な雇用促進を図る必要があります。

対応する
SDGs



■ めざす姿

- 産業の担い手が確保され、設備更新や販路拡大が進み、地域の産業や商店街が活性化しています。また、高齢者、女性、外国人、障がい者などが、希望する仕事に就き、個性や能力を発揮しています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
創業支援件数	創業支援の件数
奨励措置適用件数	伊勢原市企業立地促進条例による奨励措置を行った件数
商工業ににぎわいを感じる市民の割合	市民意識調査における数値

◇ 想定される主な取組

(商工業の振興に向けた取組)

- 商店街活性化事業の支援
- 創業の支援
- 新規立地及び再投資の支援
- 設備投資・販路拡大の支援
- 融資制度・利子補給による支援

(働きやすい職場環境づくりに向けた取組)

- 就労支援・就業機会の拡大
- 働きやすい環境づくりの支援

◇ 関連する個別計画

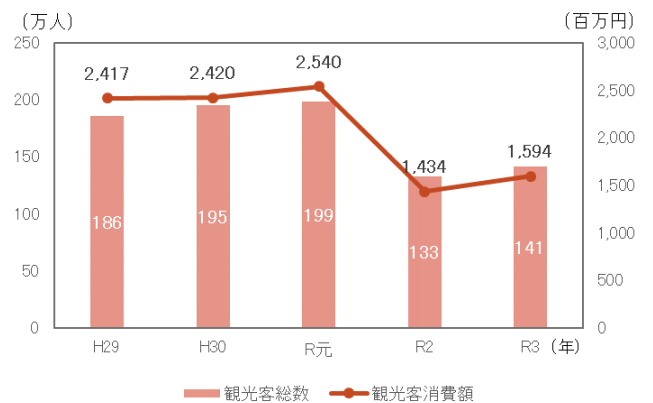
19 観光

施策の内容 国内外から多くの観光客を呼び込むため、広域幹線道路ネットワークを生かした受入態勢の整備を推進するとともに、地域や関係機関と連携しながら、地域の特性や日本遺産ブランドを活用した更なる観光振興を図ります。

■ 現 状

- ▷ 新型コロナウイルス感染症の拡大によりインバウンドは大きな影響を受ける一方で、国内の観光は、マイクロツーリズムやアウトドアへの関心が高まりました。
- ▷ 本市においては観光客数の増加に伴い、観光消費額も増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、令和2(2020)年に減少しています。
- ▷ 日本遺産の認定や新東名高速道路伊勢原大山インターチェンジの開設などの広域幹線道路網の整備により、観光の活性化が期待されます。
- ▷ 自家用車による来訪者の増加による観光地周辺の交通渋滞が懸念されます。

観光入込客数及び観光消費額の推移



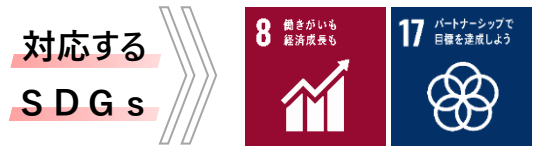
資料:伊勢原市商工観光課

■ 課 題

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で落ち込んだ観光需要の回復による地域経済の活性化を図るため、地域や関係機関などと連携し、アフターコロナを見据えた取組を推進する必要があります。
- ▶ 伊勢原大山インターチェンジの開設やコロナ禍での行動変容により、自家用車による来訪者の増加が見込まれるため、新たな

駐車スペースをはじめとする受入態勢を整備する必要があります。

- ▶ 入込観光客数及び観光消費額の増加を促進するため、地域や関係機関と連携し、更なる日本遺産ブランドの活用が求められています。



■ めざす姿

- 地域や関係機関などと連携した観光振興により、国内外から多くの観光客が訪れ、賑わっています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
1人当たりの観光消費額	観光客1人当たりの観光消費額
観光地としてお勧めしたいと感じる市民の割合	市民意識調査における数値

◇ 想定される主な取組

(観光の振興に向けた取組)

- 観光誘客の宣伝
- 観光客の受入体制の整備
- 日本遺産事業の推進

◇ 関連する個別計画

- ・ 大山魅力再発見「平成大山講」プロジェクト基本計画／平成30(2018)年度～
- ・ 日本遺産を通じた地域活性化計画／令和4(2022)年度～

20

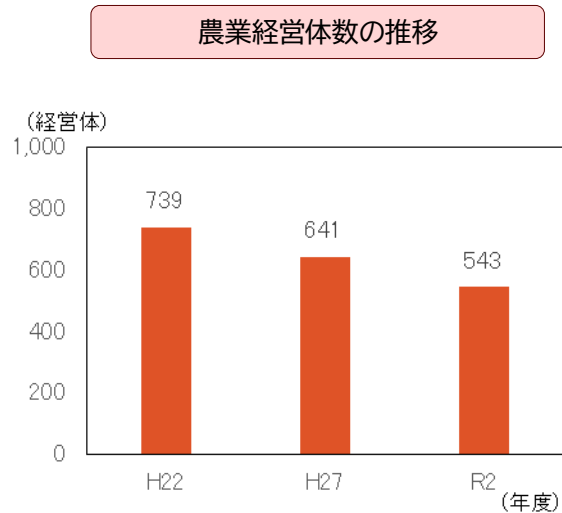
農林業

施策の内容

農業者の持続的かつ安定的な経営を支援するため、営農継続支援や新規就農者の確保とともに、担い手への農地の集積・集約化、農道や水路などの基盤整備、有害鳥獣対策などを推進します。
また、水源の涵養や、災害防止等の多様な機能を保全するため、間伐や作業路の整備など、森林整備を推進します。

■ 現 状

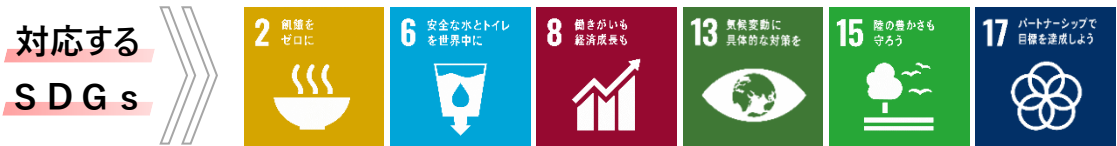
- ▷本市の農業経営体数は減少傾向にあり、農業者の高齢化が進んでいます。また、後継者不足が続いています。
- ▷農地の担い手への集積状況は、平成27(2015)年から開始した農地中間管理事業などにより、増加傾向にあります。
- ▷水路や取水施設などの農業用施設は、築造から年数が経過しているため、老朽化による損傷が懸念されます。
- ▷有害鳥獣による農業被害額や捕獲数は、増減を繰り返していますが、被害自体は後を絶ちません。
- ▷本市の森林は良好で快適な自然環境とのふれあいの場を提供し、また、流域の貴重な水源地として下流域に飲料水や農業用水等の水資源を供給しています。



資料: 農林水産省「農林業センサス」

■ 課 題

- ▶農業者の高齢化や後継者不足などが深刻化する中、農林業を維持・継続するための担い手や労働力を確保する必要があります。
- ▶農地の集積・集約化や農業の持続性を維持するため、農道・用排水路の整備や老朽化した農業施設の更新を進める必要があります。
- ▶有害鳥獣による農業被害が絶えない中、農業を維持・継続するため、農業被害を防除・軽減する必要があります。
- ▶森林の有する多面的機能（水源涵養機能や災害防止機能）を確保するため、森林整備や間伐材の搬出に必要な作業路の整備を推進し、継続的な森林環境の適切な維持管理を行う必要があります。



■ めざす姿

- 農地の集積・集約化が進み、営農環境が整備され、農業者が持続的かつ安定的に農業を営むことができます。
- 森林資源を保全することで、水源の涵養や災害防止機能の確保が図られ、暮らしが守られています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
農地の集積、集約化面積	農業の担い手への農地の集積・集約面積
森林施業面積	水源の森林協力協約推進事業により森林施業を行った面積
農道の整備延長	基盤整備により整備した農道延長

◇ 想定される主な取組

(農業の振興に向けた取組)

- 農業経営支援
- 農地の集積・集約化
- 有害鳥獣対策
- 担い手の育成支援
- 農業基盤の整備

(森林資源の保全に向けた取組)

- 森林の多面的機能の保持
- 林業基盤の整備

◇ 関連する個別計画

- ・伊勢原農業振興地域整備計画
- ・伊勢原市鳥獣被害防止計画 / 令和5(2023)年度～
- ・伊勢原市森林整備計画 / 令和5(2023)年度～

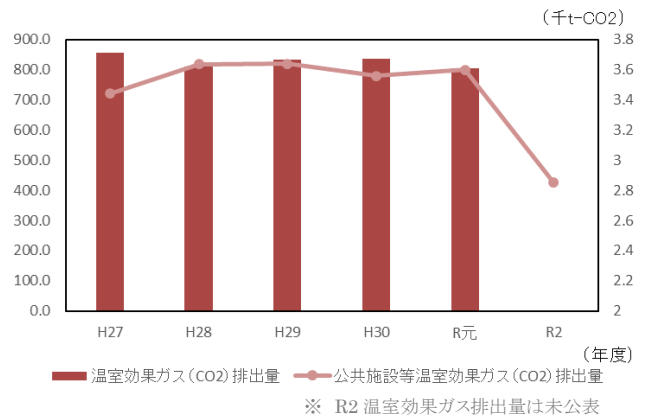
21 地球・生活環境

施策 の内容	<p>令和32(2050)年における二酸化炭素排出量実質ゼロを実現するため、市民や事業者と一体となって再生可能エネルギーや省エネルギーなどの普及を促進します。</p> <p>また、本市の豊かな自然環境や快適な生活環境を守るため、自然環境保全の意識啓発や河川水質の維持・向上を図ります。</p>
-------------------	--

■ 現 状

- ▷平成 27(2015)年のパリ協定の採択により、温室効果ガスの削減は世界的な課題として取り組まれています。
- ▷本市では、令和 3 (2021)年に「ゼロカーボンシティいせはら」を表明し、令和 32(2050)年における二酸化炭素排出量実質ゼロと、気候変動に強いまちの実現を目指しています。
- ▷公共施設をはじめとする市の事業における二酸化炭素排出量は、横ばいから減少傾向にあります。
- ▷大気汚染や河川の水質汚濁、自動車騒音に係る環境基準について、概ね適合しています。

温室効果ガス(CO2)排出量の推移



資料:環境省「自治体排出量カルテ」
環境対策課

■ 課 題

- ▶令和 32(2050)年における「ゼロカーボンシティいせはら」の実現に向け、本市の再エネポテンシャルは限定的であるため、他地域や事業者等と連携した再エネ導入方法の検討が必要です。
- ▶地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に対し、それぞれの関係者が自分事として捉え、行動を変容してもらう必要があります。
- ▶河川の水質汚濁を防止するため、下水道未整備区域において、合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の適正管理に関する啓発を継続して行う必要があります。

対応する
SDGs



■ めざす姿

- 市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいます。また身近な生活環境や自然環境を大切にし、きれいで快適な街が保たれています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
カーボンニュートラルに取り組んでいる市民の割合	市民意識調査における数値
市域の二酸化炭素排出量の削減率	市全体の二酸化炭素排出量の削減率（平成25年(2013年)度排出量基準）
きれいな河川数	汚れの指標となるBOD（生物化学的酸素要求量）について、環境基準に適合した市内の河川数

◇ 想定される主な取組

（カーボンニュートラルに向けた取組）

- 地球温暖化対策「COOLCHOICE」の普及啓発活動の推進
- 市域における再生可能エネルギーの導入
- 公共施設・設備等の省エネ化と再生可能エネルギーの導入
- 市域における電動車等の導入

（生活環境に向けた取組）

- 河川水質の維持・向上
- 騒音対策の実施

◇ 関連する個別計画

- ・第三次伊勢原市環境基本計画 / 令和5(2023)年度～
- ・第四次伊勢原市役所エコオフィスパラン / 平成30(2018)年度～
- ・伊勢原市生活排水処理基本計画 / 令和4(2022)年度～

22

循環型社会

施策の内容

循環型社会を実現するため、行政、市民、企業によるごみの減量化や資源化の取組を推進します。

■ 現 状

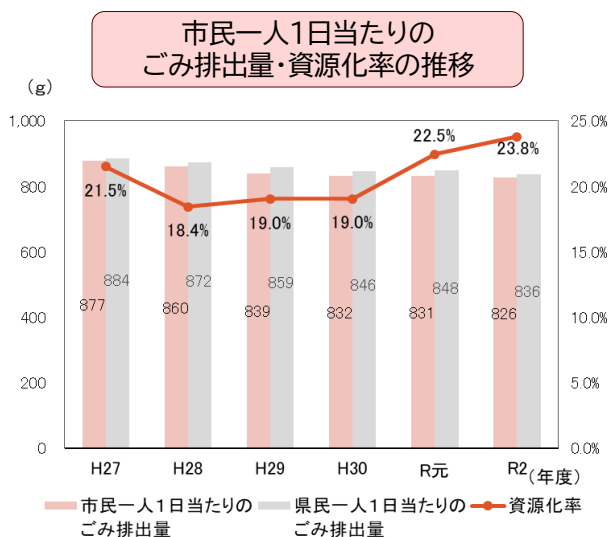
▷令和5(2023)年度末までに、老朽化が進む伊勢原清掃工場の90t/日焼却炉の稼働を停止し、はだのクリーンセンター1施設体制へ移行します。

▷市内全てのごみ排出量は、年々減少し、市民一人1日当たりのごみの排出量は、神奈川県の前より少なくなっています。

▷事業系ごみの排出量は、平成30(2018)年度まで増加し、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元(2019)年度から減少しましたが、令和3(2021)年度より再度増加に転じています。

▷ごみの資源化量は、平成25(2013)年度から減少傾向にありましたが、令和元(2019)年度には再び増加し、資源化率も上昇しています。

▷栗原一般廃棄物最終処分場の埋立終了期限は、令和5(2023)年度末となっています。



■ 課 題

▶持続可能な社会の発展に向け、天然資源の消費抑制及び環境負荷の低減を図るため、排出抑制、再使用、再生利用の促進が求められています。

▶伊勢原清掃工場の稼働停止とはだのクリーンセンター1施設体制へ移行することに向け、更なるごみ減量化・資源化を推進する必要があります。

▶栗原一般廃棄物最終処分場は、令和6(2024)年度以降の焼却灰等について圏外での民間施設による資源化処理や埋立処分を進めていきますが、跡地利用について、関係住民の意向を反映し、関係機関と協議を重ね、将来計画を検討する必要があります。



■ めざす姿

●ごみの資源化・減量化が進み、循環型社会を実現しています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
可燃ごみの排出量	可燃ごみの排出量
総ごみ排出量に占める資源化率	ごみの資源化率
家庭ごみの減量・分別排出に取り組んでいる市民の割合	市民意識調査における数値

◇ 想定される主な取組

(ごみの減量化・資源化に向けた取組)

- ごみの減量化・資源化の推進
- 循環型社会の啓発活動
- プラ資源の分別収集

◇ 関連する個別計画

- ・伊勢原市ごみ処理基本計画 / 令和4(2022)年度～

基本政策Ⅴ

都市基盤が整った 快適で暮らしやすいまちづくり

今後の人口減少社会を見据え、集約型都市構造の実現に向けた効果的かつ効率的な都市基盤の整備が求められます。

広域交通ネットワークを生かした産業系市街地の創出や機能的で魅力ある交流拠点の形成などにより、まちの成長を促す新たな土地利用や都市整備を進めます。

高度経済成長期に整備された都市インフラについて、計画的な機能更新を進めます。

国や県等の取組みとも連携しつつ、市民の暮らしを支える生活基盤を計画的に整備するとともに、利便性の高い交通環境や良好な景観を形成することで、市民誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます。

23	新たな土地利用	p.90
24	都市整備	p.92
25	道路	p.94
26	公園・緑化	p.96
27	河川・下水道	p.98
28	住宅	p.100
29	景観	p.102
30	公共交通	p.104

23 新たな土地利用

施策の内容 都市計画道路や鉄道等の広域交通ネットワークを生かした適切な土地利用を推進するとともに、多様な主体との協働による地域まちづくりを活性化するなど、豊かな自然環境と調和した、将来にわたり持続的に発展する集約型都市づくりを目指します。

■ 現 状

- ▷本市では、都市マスタープラン（平成 28 年 3 月改定）や立地適正化計画（令和 2 年 3 月策定）に基づき、将来の望ましい都市の姿を展望し、都市機能や住居が一定のエリアにまとまって立地する職住近接の集約型都市づくりを推進しています。
- ▷県道 22 号(横浜伊勢原)沿道地区や伊勢原大山インターチェンジ周辺地区において、広域交通ネットワークを生かした新たな産業基盤を創出するための都市づくりが進められています。
- ▷住み続けたいくなるまちづくりを進めるため、地域の特性を生かしながら進める、地域住民が主体となるまちづくり活動を支援しています。

近年の主な土地利用

年度	変更内容
平成 6 年	東部工業団地編入(歌川産業スクエア)
平成22年	市役所周辺(伊勢原協同病院)地区編入
平成26年	横浜伊勢原線沿道地区編入
令和3年	伊勢原大山インターチェンジ周辺地区編入

■ 課 題

- ▶人口減少・少子高齢社会の進行等の社会環境の変化へ適切に対応するため、集約型都市づくりの構築など、持続的に成長し、暮らしの質を高めていくことが求められています。
- ▶広域交通ネットワークの整備を見定めた中で、産業系市街地の創出など、適切な土地利用を推進していく必要があります。
- ▶新しい生活様式への変化や先端技術を活用する社会への対応など、様々な都市活動の場所として選択される都市づくりを進めていく必要があります。
- ▶地域の活力やコミュニティの維持・充実に向けて、地域の拠点や住宅地等における地域でのまちづくり活動を支援する必要があります。

対応する
SDGs



■ めざす姿

- 多様な交流に支えられ、まちなかの活力やにぎわいが持続できる、職住近接で誰もが暮らしやすいまちとなっています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
保留フレームの設定	県の線引き見直しにおける市内の保留フレーム箇所数
工業用宅地の面積	工業系用途地域における工場、倉庫、流通センター等が集中している地区の面積

◇ 想定される主な取組

(将来にわたり持続可能なまちづくりに向けた取組)

- 集約型都市づくりの推進
- 都市計画道路や鉄道等の広域交通ネットワークを生かした適切な土地利用の推進

◇ 関連する個別計画

- ・伊勢原市都市マスタープラン／平成 28 (2016) 年度～
- ・伊勢原市立地適正化計画／令和元 (2019) 年度～

24 都市整備

施策の内容

利便性が高く、賑わいと魅力ある中心市街地を形成するため、伊勢原駅北口地区における再開発事業を推進します。

新たな雇用創出や地域経済の活性化を図るため、広域交通ネットワークの整備効果を生かした新市街地の整備を促進します。

■ 現 状

- ▷ 圏央道や新東名高速道路の開通により広域交通ネットワークが整備され、広域交流拠点としてのポテンシャルが飛躍的に向上しています。
- ▷ 平成 28(2016)年に伊勢原駅への小田急ロマンスカーの停車が開始され、令和 4(2022)年 3 月には増便となり、本市と首都圏等へのアクセス性が向上しました。
- ▷ 令和 3(2021)年 11 月に伊勢原駅北口地区再開発準備組合が設立され、再開発事業の早期事業化に向けた取組を推進しています。
- ▷ 新東名高速道路などの広域交通ネットワークの利便性を生かし、令和 3(2021)年に伊勢原大山インター土地区画整理事業が開始され、企業立地に向けて基盤整備が進んでいます。

- ▷ 平成 27(2015)年から伊勢原市東部第二土地区画整理事業が開始され、令和 2(2020)年から立地企業が操業を開始しています。

再開発事業

年度	主な取組経過
平成27年～	都市計画道路伊勢原駅前線用地の先行取得
平成30年	暫定バス乗降場等の利用開始(H30. 11)
令和元年～	再開発事業検討（企業ヒアリング等）
令和 3 年	伊勢原駅北口地区再開発準備組合の設立(R3. 11)

土地区画整理事業

年度	主な取組経過
平成26年	東部第二土地区画整理組合の設立認可(H27. 3)
令和 2 年	伊勢原大山インター土地区画整理組合の設立認可(R3. 1)
令和 3 年	東部第二土地区画整理事業の換地処分(R4. 1)

■ 課 題

- ▶ 伊勢原駅北口地区について、交通環境の改善などの公共交通ターミナルとしての機能強化に取り組むとともに、関係権利者を中心に再開発事業を推進し、本市の玄関口として活力と魅力ある中心市街地を整備する必要があります。
- ▶ 伊勢原大山インターチェンジ周辺地区の土地区画整理組合を支援するとともに、地域特性を生かした企業誘致による雇用機会の拡大や市税増収等、市の持続的な発展を促す必要があります。



■ めざす姿

- 伊勢原駅北口地区における中心市街地の形成に向け、再開発事業が進んでいます。
- 産業系新市街地への企業集積により、市内で働く人が増え、まちに活気が満たされるよう土地区画整理事業が進んでいます。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
再開発事業の進捗率	伊勢原駅北口地区における再開発事業区域内の建物除却率
土地区画整理事業の進捗率	伊勢原大山インター土地区画整理事業の進捗率
賑わいと魅力あるまちづくりが推進されていると感じる市民の数	市民意識調査

◇ 想定される主な取組

(伊勢原駅北口地区における再開発事業の推進に向けた取組)

- 都市計画の決定
- 再開発組合の設立
- 再開発組合の運営支援
- 都市計画道路伊勢原駅前線の整備

(伊勢原大山インター土地区画整理事業の促進に向けた取組)

- 土地区画整理組合への支援
- 企業誘致活動

◇ 関連する個別計画

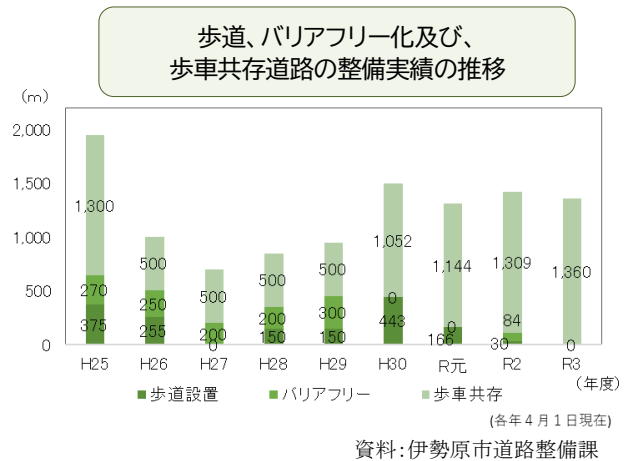
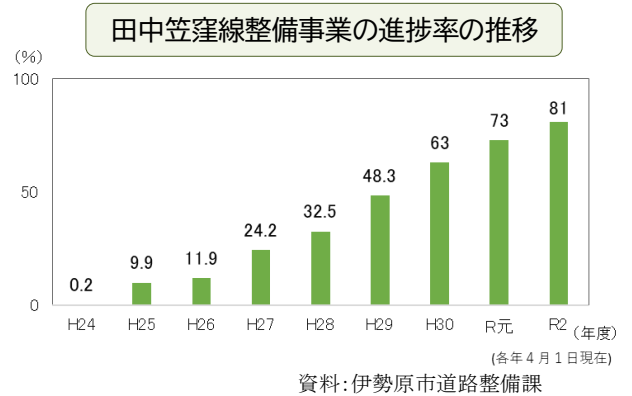
- 都市再開発の方針 / 平成 28(2016)年度～
- 都市マスタープラン / 平成 28(2016)年度～
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 / 平成 28(2016)年度～
- 立地適正化計画 / 令和元(2019)年度～

25 道 路

施策の内容
 便利で快適な道路ネットワークの形成に向け、都市計画道路の整備を推進します。
 また、安全な交通環境や歩行空間を確保するとともに、老朽化している道路施設の計画的な整備を推進します。

■ 現 状

- ▷行政センター地区への交通利便性向上や伊勢原駅周辺の交通緩和を図る都市計画道路田中笠窪線整備事業の計画的な整備を推進しています。
- ▷安全な歩行空間の整備や道路施設の急速な老朽化に対応しており、歩道、バリアフリー化及び歩車共存道路の整備を推進しています。
- ▷予防保全の観点から、機能の保持・回復を図るため、伊勢原市橋りょう長寿命化修繕計画に基づく修繕を、計画的かつ効率的に実施しています。



■ 課 題

- ▶市域の道路ネットワークを構築するため、都市計画道路田中笠窪線の整備推進が求められています。
- ▶安全な交通環境や歩行空間を確保するとともに、橋りょうや道路トンネル、舗装等の維持管理に係るコストを縮減するため、「予防保全型維持管理」を実施する必要があります。



■ めざす姿

- 市域の道路ネットワークが整備され、交通環境の利便性が向上しています。
- 道路施設が計画的に整備され、誰もが安全で快適に利用しています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
都市計画道路田中笠窪線の整備率	都市計画道路田中笠窪線の事業認可を受けた区間の整備率
安全な歩行空間の整備延長	歩道、バリアフリー化及び歩車共存道路の整備延長
安全で快適な市域の道路ネットワークが整備されていると思う市民の割合	市民意識調査

◇ 想定される主な取組

(道路ネットワーク整備に向けた取組)

- 都市計画道路田中笠窪線の整備
- 広域幹線道路等の整備

(安心・安全な交通環境の整備に向けた取組)

- 歩行空間の確保
- 橋りょう長寿命化計画に基づく修繕等

◇ 関連する個別計画

- ・伊勢原市橋りょう長寿命化修繕計画 / 令和2(2020)年度～
- ・伊勢原市道路トンネル・大型カルバート長寿命化修繕計画 / 令和2(2020)年度～

26 公園・緑化

施策の内容

基幹公園等の計画的な整備、公園施設の長寿命化及び防災施設付加を着実に推進するとともに、多様なニーズに応えるため維持管理の新たな担い手の育成を図ります。

■ 現 状

▷丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園は、市を代表する地域資源であり、地域の25%を占めています。

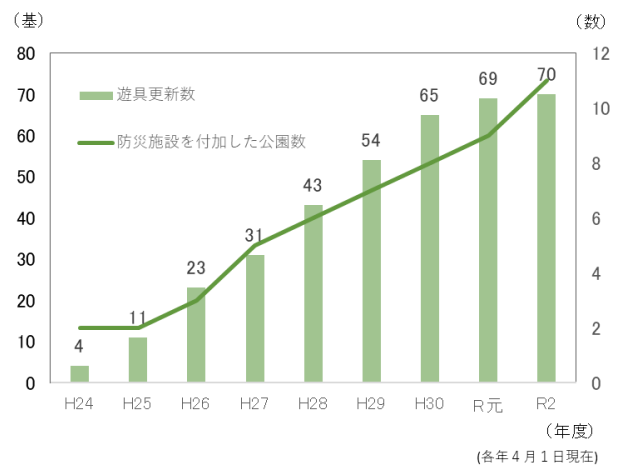
▷県立いせはら塔の山緑地公園は、平成19(2007)年に計画面積の約1/3を借地方式により開園し、平成26(2014)年には、公園パークセンター及び駐車場が供用開始されています。

▷総合運動公園は、令和元(2019)年度から、駐車場、子どもの広場、展望デッキ、自由広場、休憩施設の整備を順次進め、令和4(2022)年度に整備が完了する予定です。

▷公園遊具の更新や公園灯のLED化(防災施設の整備)を計画的に実施しています。

▷公園愛護会制度を活用した市民協働により公園・緑地を管理しています。

遊具の更新数・防災施設を付加した公園数の推移



資料:伊勢原市みどり公園課

■ 課 題

▶基幹公園(スポーツ施設も含む)を計画的に再整備するとともに、身近な住区公園への多様なニーズに応える民間活力の導入など、新たな手法での整備が求められています。

▶老朽化が進む公園施設の適切な更新を推進するとともに、地域の緊急(一時)避難場所である都市公園の防災機能の向上を

図り、安心・安全な公園づくりを推進する必要があります。

▶新しい生活様式により求められる公園の新たな役割を発揮するため、多様な主体が積極的に参加する公園づくりが求められています。

▶生活に身近な緑の魅力が再認識されつつある状況を踏まえ、グリーンインフラの活用を図っていく必要があります。



■ めざす姿

●市民が身近に親しむ公園に、幅広い年齢層が、ふれあい、遊び、学びに訪れ、時には避難の場として活用されます。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
公園施設の更新数	公園施設の更新数
防災機能を付加した公園数	防災機能を付加した公園数
身近に親しめる公園が整備されていると思う市民の割合	市民意識調査

◇ 想定される主な取組

(公園の多機能化に向けた取組)

- 市民の森ふじやま公園ほか住区公園利活用の促進
- 公園施設の長寿命化
- 防災・減災機能の付加

(多様な主体による美化活動に向けた取組)

- 公園愛護会活動への支援
- 新規公園愛護会設立の促進
- 市民緑化活動の促進

◇ 関連する個別計画

- ・伊勢原市緑の基本計画 / 令和 5 (2023) 年度～
- ・伊勢原市地域防災計画 / 平成 25 (2013) 年度～

27

河川・下水道

施策の内容

良好な住環境を確保するため、災害時の被害や施設の損傷を低減し、河川の治水対策と公共下水道（汚水、雨水）の整備を推進します。

■ 現 状

▷ 集中豪雨等により全国的に浸水被害が増加傾向にあり、本市においても浸水被害が毎年のように発生しています。

このような中、神奈川県や関係者が協働し流域治水を計画的に推進するため「金目川水系流域治水プロジェクト」に参加し、情報共有等を図っています。

また、矢羽根排水路について、下流域の農業用排水施設を新たに公共下水道事業計画に位置付け、雨水幹線としての整備事業に着手しています。

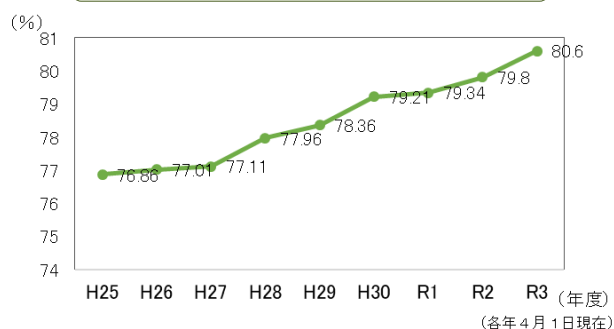
▷ 地震による被災は、市民生活や下水道機能に重大な影響を及ぼすため、下水道総合地震対策計画に基づき、下水道施設の耐震化等を進めています。

▷ 令和3年度末時点での本市の下水道行政人口普及率は80.6%です。

▷ 下水道を支える管路施設は昭和46年度から本格的に整備を推進し、設置から40年以上経過している管渠は、令和3年度末時点で全体の約25%となっています。

下水道施設の老朽化の進行は、都市機能に重大な影響を及ぼすため、下水道ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の長寿命化対策を進めています。

下水道行政人口普及率の推移



資料:伊勢原市下水道経営課

■ 課 題

▶ 浸水被害等の軽減に向けた雨水幹線整備を計画的に進める必要があります。

▶ 大規模地震対策特別措置法に基づき、災害時に最低限の下水道機能を確保するため、耐震化を進める必要があります。

▶ 公共下水道全体計画を踏まえ、下水道整備を推進し、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図る必要があります。

▶ 管渠をはじめとした下水道施設の老朽化による機能低下や道路陥没を未然に防止するため、計画的な維持管理を行う必要があります。



■ めざす姿

- 浸水被害や災害時に生活への影響が最小限に抑えられ、災害に強いまちが築かれています。
- 公共下水道（污水）が拡大（普及）し、衛生的で快適な暮らしが保たれています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
減災対策事業の推進	雨水矢羽根第 1-1 幹線の整備率 (浸水被害面積の減少)
	重要な管渠の耐震化率
下水道の普及率	公共下水道の行政人口普及率

◇ 想定される主な取組

(減災対策の推進に向けた取組)

- 浸水対策
- 地震対策

(公共下水道の普及や推進に向けた取組)

- 公共下水道の整備
- 長寿命化対策

◇ 関連する個別計画

- ・ 伊勢原市公共下水道全体計画 / 令和 2 (2020) 年度～
- ・ 伊勢原市汚水処理整備計画 (アクションプラン) / 令和 3 (2021) 年度～
- ・ 伊勢原市下水道事業経営戦略 / 令和 3 (2021) 年度～
- ・ 伊勢原市下水道総合地震対策計画 / 令和 4 (2022) 年度～
- ・ 伊勢原市下水道ストックマネジメント計画 / 令和元 (2019) 年度～
- ・ 伊勢原市生活排水処理基本計画 / 令和 4 (2022) 年度～

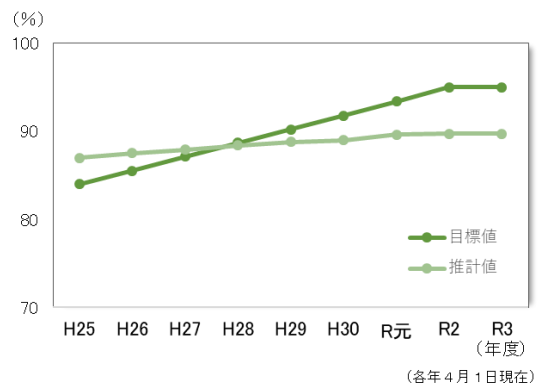
28 住 宅

施策の内容 市民生活の安全・安心を確保するため、木造住宅の耐震化を促進するとともに、市営住宅の居住性の向上などを図るため、計画的に改善事業や長寿命化改修を進めます。また、空き家の適切な管理に向けた対策を推進します。

■ 現 状

- ▷市営住宅長寿命化計画を定め、市営住宅の長寿命化対策を推進しています。
- ▷耐震改修促進計画を定め、住宅の耐震化を推進しています。
- ▷全国的な少子高齢化を背景に、空き家の戸数が増加傾向にあり、防犯面や景観等、周辺地域への影響が懸念されています。
- ▷所有者に対する適切な管理に係る周知啓発を実施するとともに、近隣住民からの苦情に対応しています。なお、本市における特定空き家の指定はありません。

税務部局の家屋データにおける市内住宅の耐震化率の推移



資料:伊勢原市建築住宅課

■ 課 題

- ▶耐震基準を満たさない木造住宅の耐震化の促進を図るため、効果的な各補助制度の周知や所有者が活用しやすい耐震診断等に対する補助制度への見直しが求められています。
- ▶市営住宅の居住環境の保全と確保のため、市営住宅長寿命化計画に基づく居住性の向上等に向けた改善事業を実施する必要があります。
- ▶地域の生活環境の保全を図るため、空き家の所有者等に対する適切な管理を啓発する必要があります。

対応する
SDGs



■ めざす姿

- 災害による被害を最小限にするなど、誰もが住み続けられる良好な住環境が整っています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
住宅の耐震化率	住宅の耐震化率
市営住宅の長寿命化の進捗率	長寿命化事業の進捗率
安全で安心して暮らせる住まいが実現されていると感じている市民の数	市民意識調査

◇ 想定される主な取組

(耐震化・長寿命化に向けた取組)

- 周知啓発活動の実施
- 耐震診断等に対する支援
- 木造住宅耐震改修工事等補助制度の改定
- 市営住宅の改修

(空き家対策の推進に向けた取組)

- 状況管理と活用検討
- 適切な空き家管理の周知啓発
- 管理不全な空き家への対応
- シルバー人材センターとの協定運用

◇ 関連する個別計画

- ・ 伊勢原市市営住宅長寿命化計画 / 令和2(2020)年度～
- ・ 伊勢原市耐震改修促進計画 / 令和5(2023)年度～

29 景 観

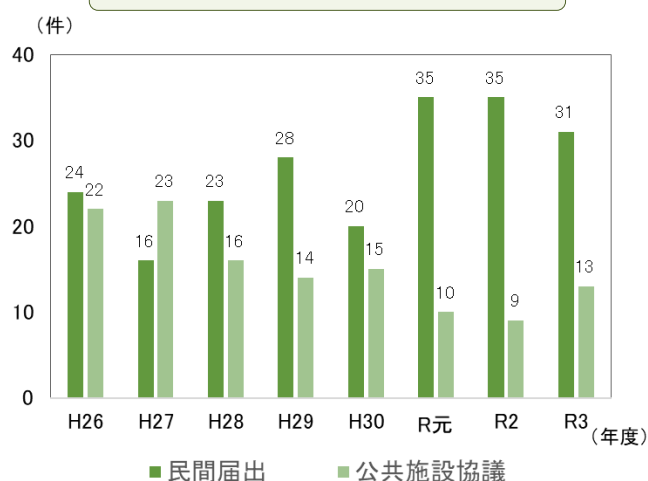
施策の内容

地域の個性と魅力を生かしたまちづくりを実現するため、建築物や公共施設などの適切な景観誘導を図るとともに、市民参加・協働による景観まちづくりを推進します。

■ 現 状

- ▷平成 16(2004)年に景観法が制定され、全国の自治体による積極的な取組が推進されています。
- ▷本市では、平成 25(2013)年度に景観計画を策定し、平成 26(2014)年 4 月に景観計画及び景観条例を制定し、良好な景観の形成をめざした景観まちづくりを推進しています。
- ▷令和元(2019)年度から、景観条例に基づく地域景観資源の登録を開始しており、令和 4 年 3 月末時点で 22 件を登録しています。
- ▷江戸時代から続く「大山詣り」の風情や江戸情緒を感じるまちなみを次世代に継承していくため、令和 2(2020)年に大山地区を景観重点地区(地区名称：大山まちなみ継承地区)に指定しました。

民間開発の景観協議件数の推移



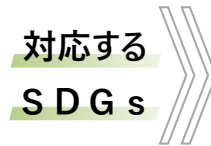
(各年 4 月 1 日現在)

資料：伊勢原市都市政策課

■ 課 題

- ▶景観まちづくりを継続的に推進していくため、地域特性を把握し、多様な主体との連携・協働による取組を進めていく必要があります。
- ▶景観重点地区の指定や地域景観資源の登録、景観写真展等の啓発事業により、景観

に関する市民意識を更に向上させていく必要があります。



■ めざす姿

- 大山の眺望や緑豊かな美しい風景などの伊勢原らしさを生かした良好な景観の形成により、誰もが住み続けたいと思える愛着のあるまちとなっています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
景観協議の件数	建築物の建築や公共施設の整備等の景観協議を行った件数（累計）
地域景観資源登録数	地域景観資源の登録数
伊勢原らしい景観が保全されていると思う市民の割合	市民意識調査

◇ 想定される主な取組

（景観まちづくりに向けた取組）

- 建築物等の景観誘導
- 地域景観資源の登録
- 景観写真展の開催
- 新市街地の良好な景観形成
- 景観計画の改定

◇ 関連する個別計画

- ・ 伊勢原市景観計画／平成 25(2013)年度～
- ・ 伊勢原市都市マスタープラン／平成 28(2016)年度～
- ・ 伊勢原市緑の基本計画／平成 20(2008)年度～

30

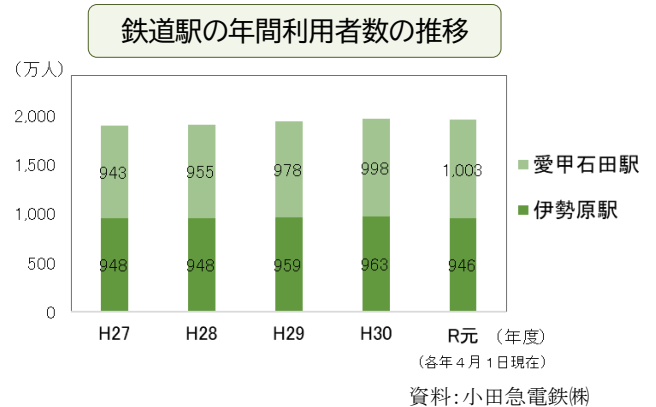
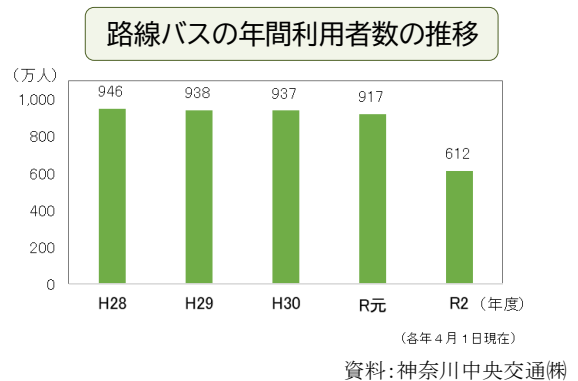
公共交通

施策の内容

快適で利用しやすい公共交通ネットワークの形成に向け、交通事業者との連携による取組を推進します。

■ 現 状

- ▷人口減少や高齢社会の進行による利用者の減少などにより、鉄道や路線バスの縮小や廃止されるケースが全国的に増加しています。
- ▷近年では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動自粛などにより、公共交通利用者が減少傾向にあります。
- ▷本市は、小田急小田原線が市域の中央を東西に走り、また、伊勢原駅や愛甲石田駅を発着点とする路線バスや個別ニーズに対応したタクシーが運行され、比較的恵まれた公共交通ネットワークを形成しています。
- ▷ノンステップバスの計画的な導入促進や、バスの乗り方教室などを開催し、公共交通の利用を促進しています。



■ 課 題

- ▶地域公共交通ネットワークの維持・充実とともに、脱炭素・循環型社会の実現を目指すため、公共交通の利用を中心とする生活習慣の普及に努め、市民の行動変容を促す必要があります。
- ▶高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが利用しやすい地域公共交通とするため、更なるバリアフリー化の推進や安全性が向上する取組が求められています。



■ めざす姿

●本市のまちづくりに対応した快適で利用しやすい公共交通ネットワークが形成され、誰もが安全で快適に移動することができます。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
市内の公共交通の利用者数	路線バス輸送人員、タクシー輸送人員
ノンステップバスの導入率	市内運行路線のノンステップバスの導入率
快適で利用しやすい公共交通ネットワークが形成されていると思う市民の割合	市民意識調査

◇ 想定される主な取組

(公共交通ネットワークの維持・充実に向けた取組)

- 公共交通ネットワークの維持・充実
- 地域公共交通計画の推進
- 公共交通の利用促進
- 公共交通の在り方等の検討

(利用しやすい公共交通環境に向けた取組)

- ノンステップバス、UD タクシー等の導入促進
- 鉄道の利便性の向上
- 駅周辺整備における交通施設のバリアフリー化

◇ 関連する個別計画

- ・伊勢原市地域公共交通計画／令和5(2023)年度～

基本政策VI

みんなの力で進める

持続可能なまちづくり

核家族化や個人主義化により地縁の結びつきが希薄化する中、相次ぐ大規模災害や感染症の流行を契機に、人と人とのつながりや地域コミュニティの大切さが再認識されています。

また、国籍や人種、性別などの違いを互いに認め合い、多様性を尊重し合える社会の実現が求められています。

誰もが他者をいたわり・思いやる心もち、将来にわたってつながり合える地域づくりを進めます。

人口減少・少子高齢社会が進む中、公共施設の老朽化、市民ニーズの多様化、都市間競争の激化など、地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増しています。

限られた行政資源を戦略的に活用しながら、人口減少時代に対応した行財政運営に取り組み、選ばれ続けるまちづくりを進めます。

31	コミュニティ・市民協働	p.108
32	人権・男女共同参画	p.110
33	平和・多文化共生	p.112
34	広報・シティプロモーション	p.114
35	行財政運営	p.116
36	公共施設マネジメント	p.118
37	ICTの利活用	p.120

31

コミュニティ・市民協働

施策の内容

住民自らが地域の課題を解決するまちづくりを進めるため、自治会活動を支援し、地域コミュニティの充実を図ります。
 また、地域の多様化する課題に対応するため、市民活動団体や事業者などとの連携を強化し、市民協働の活性化を図ります。

■ 現 状

▷ 少子高齢化や核家族化の進行に伴い、地域を取り巻く環境変化や価値観の多様化により、地域でのつながりが希薄になりつつあります。また、地域の課題や住民ニーズが複雑・多様化しています。

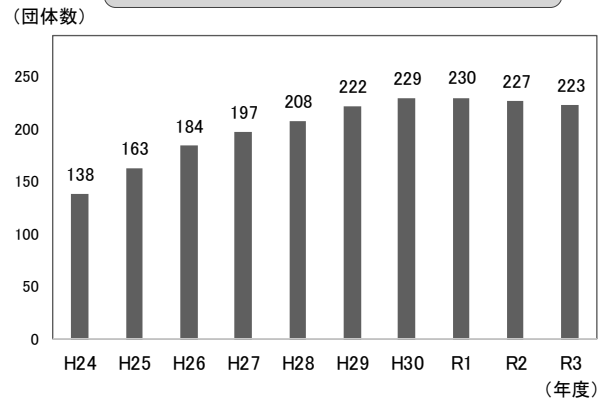
▷ 近年、頻発する災害発生時における共助の必要性から、地域の役割が重要になっています。安全・安心なまちづくりを進めるうえで自治会をはじめとする地域コミュニティに期待される役割は高まっています。

▷ 市民活動サポートセンターの利用登録団体数は、増加傾向にあります。

▷ 市民活動サポートセンターについて、県内の多くは、公設公営から公設民営への移行が進んでいます。

▷ 市有の集会所は、地域の実情等を勘案したうえで、地元自治会への移管協議などを進めています。

市民活動サポートセンター
利用登録団体数の推移



資料:伊勢原市市民協働課

■ 課 題

▶ 多様化する地域課題を解決できるよう、自治会活動等を支援するなど、地域住民の活動基盤づくりを推進し、自立したコミュニティの形成を促進する必要があります。

▶ 市民活動を活発にするため、市、団体、事業者などによる市民協働事業への参加手法の再構築が求められています。

▶ 市民活動団体の利用実態にあわせた市民活動サポートセンターの運営の在り方を検討していく必要があります。



■ めざす姿

- 多くの市民が地域に関心を持ち、自立したコミュニティが形成され、活発に地域活動が行われています。
- 市民や地域の団体と協働したまちづくりが進められていて、地域課題の解決が図られています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
自治会の法人化数	地縁認可を受けた団体数(累計)
自治会等の地域コミュニティが生活に重要であると思う市民の割合	市民意識調査における数値
市民協働事業の採択件数	提案型協働事業制度を活用した事業の採択件数

◇ 想定される主な取組

(地域コミュニティの充実に向けた取組)

- 全自治会ホームページ開設等の側面的支援
- 地縁団体の法人化支援
- 地域の拠点づくりの検討

(市民協働の活性化に向けた取組)

- 提案型協働事業の実施
- 市民活動サポートセンターの運営の在り方・機能移転の検討
- 市民活動講座の実施

◇ 関連する個別計画

- ・伊勢原市市民参加推進指針／平成 17(2005)年度～
- ・伊勢原市市民活動促進指針／平成 19(2007)年度～

32

人権・男女共同参画

施策の内容

人権啓発や人権教育等の推進により、市民が互いの人権を尊重できる環境の充実に努めるとともに、犯罪被害者等に対する相談窓口の充実や関係機関と連携した支援制度の構築に努めます。

また、性別に関わらず対等な立場で働き、暮らすことができる環境を整えるため、男女共同参画に関する啓発などの取組を推進します。

■ 現 状

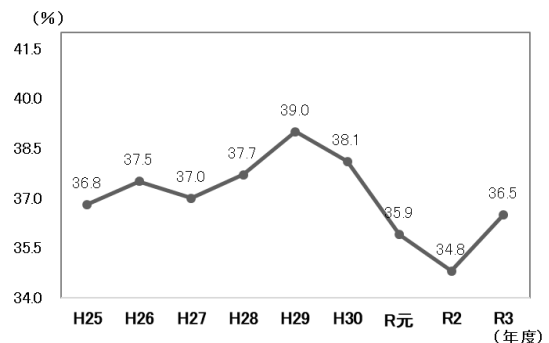
▷新型コロナウイルス感染症に起因する差別やインターネットにまつわる人権侵害、性的マイノリティに関わる人権問題など、人権に関わる課題が多様化、複雑化しています。

▷令和2(2020)年度に市内在住・在学・在勤の人を対象に実施したアンケートでは、「性的少数者(性的マイノリティ)」または「LGBT」という用語を「知っている」「少しは知っている」と回答した人の割合は95%となっています。

▷国が令和3(2021)年に策定した「第4次犯罪被害者等基本計画」では、国、地方公共団体、民間団体等が連携・協力し、犯罪被害者等に対する生活再建に向けた支援を一層強化することを求めています。

▷本市における各種審議会等の女性委員の割合は、36.5%となっています。

各種審議会等における女性委員の割合の推移



資料:伊勢原市人権・広聴相談課

■ 課 題

▶性的マイノリティなど、多様化する人権問題に対し、あらゆる機会を通じた人権啓発や関係機関と連携した支援体制の充実に努める必要があります。

▶犯罪被害者等が受けた被害の軽減または回復を図り、安全で安心して暮らすことができる環境を整える必要があります。

▶男女が対等なパートナーとして社会参画できる環境づくりに向け、市民への男女共同参画の意識啓発を図るなど、更なる取組を進める必要があります。



■ めざす姿

- すべての人が互いに支え尊重し合い、安心して暮らすことができ、自らの意思によって積極的に社会参画し様々な分野で活躍しています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
人権について考えたことがある市民の割合	市民意識調査における数値
犯罪被害者等のための相談窓口を知っている市民の割合	市民意識調査における数値 (犯罪被害者等：犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族のこと)
各種審議会等の女性委員の割合	市が設置する各種審議会等の委員総数に対する女性委員数の割合

◇ 想定される主な取組

(人権尊重の推進に向けた取組)

- パートナーシップ制度の運用
- 人権教育・啓発
- 人権相談

(犯罪被害者等支援の充実にに向けた取組)

- 犯罪被害者等支援条例・要綱の運用
- 犯罪被害者等に特化した日常生活支援
- 被害者の状況や相談窓口の広報啓発

(男女共同参画社会の形成に向けた取組)

- 男女共同参画の普及啓発

◇ 関連する個別計画

- ・ 第3次伊勢原市男女共同参画プラン / 令和5(2023)年度～
- ・ 伊勢原市人権施策推進指針(改定版) / 平成29(2017)年度～

33

平和・多文化共生

施策の内容

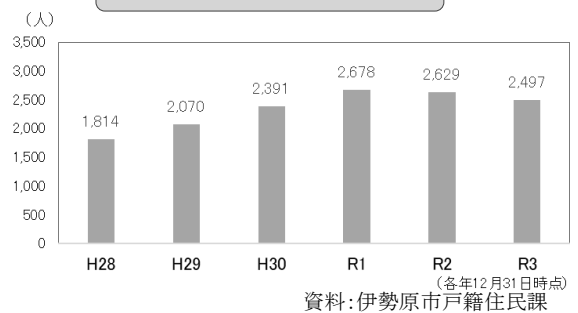
平和な社会を次代へ継承するため、幅広い年代に対する啓発活動により、平和の尊さを伝えていきます。

また、外国籍市民等にも暮らしやすいまちづくりを進めるため、多言語での情報提供の充実や市民との交流を促進し、多文化共生のまちづくりを推進します。

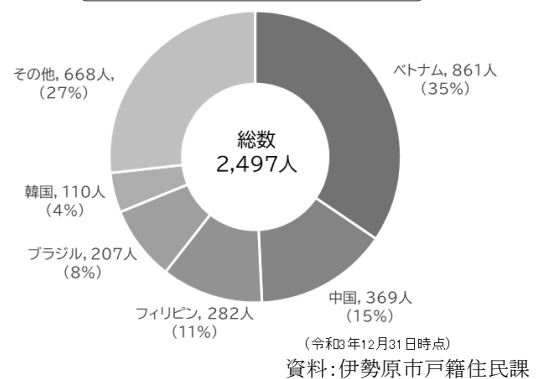
■ 現 状

- ▷ 現在も世界各地で戦争や紛争が起きています。一方で、国内では、戦争を体験した世代が年々少なくなっています。
- ▷ 伊勢原市平和都市宣言の理念のもと、中学生平和学習や平和史料収集をはじめとした啓発事業等を実施し、平和に関する意識啓発を図っています。
- ▷ 外国籍市民等は年々増加傾向にあり、最も多い国はベトナム、次いで中国、フィリピンの順となっています。
- ▷ アンケートやニーズ調査などを通じて、外国籍市民等の生活状況や必要な情報の把握に努めています。
- ▷ 外国籍市民等が必要とする情報を多言語化し、ホームページに公開するなどの支援を行っています。

外国人住民の人口の推移



外国人住民の人口の内訳



■ 課 題

- ▶ 戦争体験者が高齢化し、実体験を語ることができる人が減少する中、平和の尊さを後世につないでいく取組を継続する必要があります。
- ▶ 増加傾向にある外国籍市民等が安心して暮らせる多文化共生社会の実現に向け、日本語学習の支援や生活情報の提供を行うとともに、地域レベルでの交流の場を通じた国際的な相互理解を促進する必要があります。



■ めざす姿

- いつまでも戦争の記憶が継承され、市民一人ひとりが平和の尊さを実感しています。
- 互いの文化を理解し合い、外国籍市民等との交流が活発に進んでいます。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
平和関連事業への参加人数	平和意識の啓発を目的とした事業への参加者数
国際交流事業等への参加者数	多文化共生推進事業や国際交流活動への参加者数
平和や国際交流に関心がある市民の割合	市民意識調査における数値

◇ 想定される主な取組

(平和の継承に向けた取組)

- 平和月間事業の実施
- 中学生平和学習の実施
- 平和関連施設を巡るツアー型イベントの実施

(多文化共生の推進に向けた取組)

- 日本語ボランティア養成講座の開催
- 異文化交流事業の実施
- 外国籍市民等に向けた情報発信事業の実施

◇ 関連する個別計画

34

広報・シティプロモーション

施策の内容

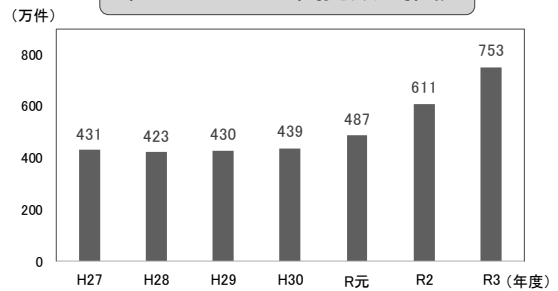
市民が必要とする情報を確実に入手できるように、様々な媒体を活用した広報活動に取り組みます。

また、定住人口・交流人口の増加を図るため、市民や事業者等と連携した戦略的かつ効果的なシティプロモーションを推進します。

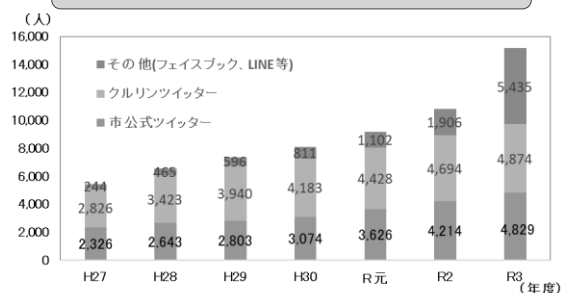
■ 現 状

- ▷ デジタル社会の進展や市民ニーズの多様化等を受け、様々な媒体による情報発信が求められており、広報いせはらやホームページ、SNS（フェイスブック、ツイッター等）を活用し、情報発信を進めています。
- ▷ スマートフォンの普及や検索サイトの精度が向上したことなどにより、本市のホームページ閲覧数は増加しています。
- ▷ 少子高齢化が進行する中、移住・定住促進に向けた都市間競争が行われています。
- ▷ 地域・行政が一丸となり、シティプロモーションに取り組んでいます。
- ▷ 愛郷心の向上により、プロモーション公認サポーター数は増加傾向にあります。

市ホームページ閲覧数の推移



市が運用するSNS等の登録者数の推移



■ 課 題

- ▶ デジタル社会の進展や多様化する市民ニーズ等に対応するため、「誰に」「どのような情報を」「どのように届けるべきか」を明確にし、有効な媒体を活用して情報を発信する必要があります。
- ▶ 少子高齢化が進行する中でも、地域の活力を維持し、持続的に発展するまちづくりを後押しするため、市民や事業者等と連携したシティプロモーションを進める必要があります。



■ めざす姿

- 情報の取得手段が充実し、市民の誰もがいつでも必要な市政情報を入手できています。
- 市民や事業者等と連携したシティプロモーションが行われ、本市の様々な魅力が全国に広まり、多くの人から選ばれるまちになっています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
必要な市政情報を手軽に入手できる環境が整っていると思う市民の割合	市民意識調査における数値
市ホームページ閲覧数	年間の市ホームページ全体のページビュー数
市が運用するSNSの登録者数	市が運用する各種SNSの登録者数の総計

◇ 想定される主な取組

(広報活動の充実に向けた取組)

- 多様な媒体による市政情報の発信

(シティプロモーションの推進に向けた取組)

- 定住人口・交流人口の増加に向けた情報発信等の強化
- 新たなシティプロモーションの検討・推進

◇ 関連する個別計画

35

行財政運営

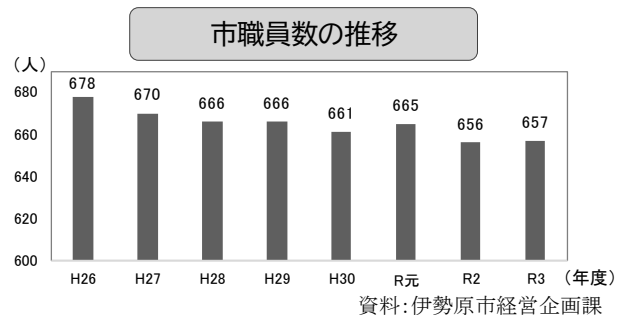
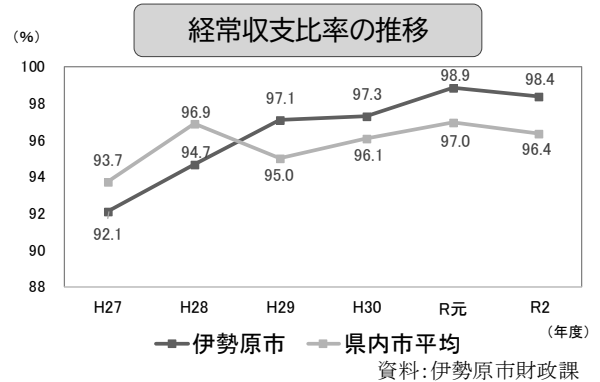
施策の内容

市民に信頼され、健全で安定した財政運営を図るため、税収の確保、市債残高の縮減や財政調整基金の確保など、財務マネジメントの強化を図ります。

また、限られた経営資源で持続的に質の高い行政サービスを提供していくため、事務事業の見直しや様々な主体との連携、職員の人材育成などを図り、効果的かつ効率的な行政運営を推進します。

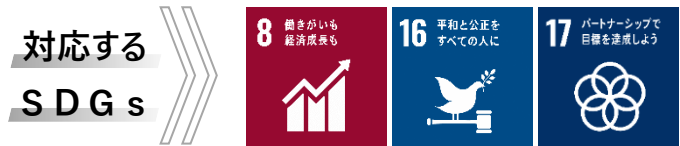
■ 現 状

- ▷人口減少・少子高齢化の更なる進行や人口構成の変化により、扶助費などの社会保障関連経費の増加と税収の減少が見込まれます。
- ▷本市の経常収支比率は、義務的経費の増加等により、平成29(2017)年度以降、県内市の平均より高い状況が続いています。
- ▷効率的な行政運営を実現するため、事務の合理化や外部委託など、事務事業の見直しを進めています。
- ▷定員管理計画に基づく適正職員数の計画的な管理を行っています。
- ▷様々な分野における課題解決や地域の活性化に向け、近隣自治体をはじめ、協定を締結している大学や民間企業との連携事業を行っています。



■ 課 題

- ▶少子高齢社会の更なる進行や社会情勢の変化などに対応し、将来にわたり行政サービスを提供できる財政構造を確保するため、財政健全化に継続して取り組んでいく必要があります。
- ▶厳しい財政状況が見込まれる中でも、持続可能で健全かつ質の高い行財政運営を推進する必要があります。
- ▶地方公務員の定年引上げ等の影響や組織を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、多様化する市民ニーズに的確に応じるため、機動的かつ柔軟に対応できる職員の配置や組織体制の整備とともに、職員の能力向上に向けた取組を推進する必要があります。
- ▶単独の自治体では解決できない広域的・専門的な行政課題に対応するため、多様な主体との連携を図る必要があります。



■ めざす姿

- 自立した財政基盤が構築され、健全で安定的な財政運営が行われています。
- 経営資源の効果的な活用や、他自治体や企業などとの連携により、必要な行政サービスが適切に提供されています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
経常収支比率	市税や譲与税・交付金などの経常一般財源額に占める経常経費充当一般財源額の割合
職員数	定員管理計画に基づく職員数 (次年度4月1日時点)
必要な行政サービスが適切に提供されていると思う市民の割合	市民意識調査における数値

◇ 想定される主な取組

(財務マネジメントの強化に向けた取組)

- 起債の計画的活用
- 事業公社・土地開発公社の健全化
- 特別会計・企業会計の経営健全化
- 市税徴収率の向上
- 基金の適正管理

(効率的な行政運営の推進に向けた取組)

- 伊勢原市第6次行財政改革推進計画の運用
- 職員の人材育成の推進
- 大学・企業等との提携事業の推進

◇ 関連する個別計画

- ・ 財団法人伊勢原市事業公社経営健全化計画 / 平成24(2012)年度～
- ・ 伊勢原市第6次行財政改革推進計画 / 令和5(2023)年度～
- ・ 定員管理計画 / 令和5(2023)年度～
- ・ 伊勢原市障がいのある職員の活躍推進プラン / 令和2(2020)年度～
- ・ 伊勢原市職員の仕事と生活の両立応援プラン / 令和3(2021)年度～

36

公共施設マネジメント

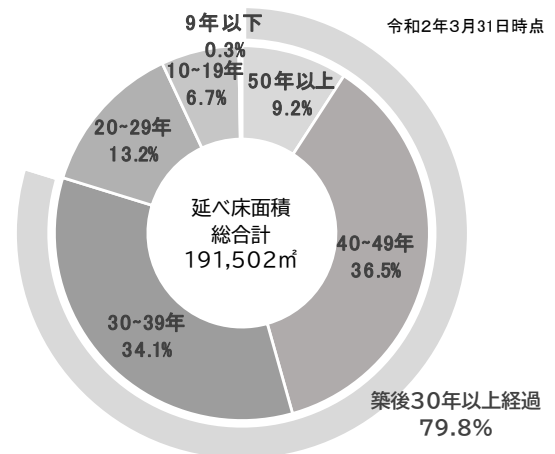
施策の内容

公共施設の安全・安心の確保と利便性の向上を図り、市民に持続可能な施設サービスを提供できるよう、既存公共施設を適切に維持管理するとともに、様々な機能を融合させ、施設の規模は縮めても機能は充実させる「縮充」の考えのもとで、長寿命化、統廃合・多機能化・複合化・集約化など公共施設の適正管理・適正配置の取組を進めます。

■ 現 状

- ▷昭和 40(1965)年代から 50(1975)年代にかけて多く建設された公共施設などが老朽化し、今後一斉に更新時期を迎えます。
- ▷本市には、公共建築物と多目的広場をあわせると、213 の公共施設があります。このうち、築 30 年以上経過している建物の延床面積の合計は、全体の約 80%を占めています。
- ▷本市では、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な取組を推進しています。
- ▷受益者負担の適正化を図るため、令和元(2019)年度に公共施設の有料化及び使用料の改定を行いました。

公共施設の建築時期別内訳(延べ床面積)



資料:伊勢原市公共施設マネジメント課

■ 課 題

- ▶人口減少等に伴う厳しい財政状況や公共施設の利用需要等の変化に対応するため、公共施設の多機能化・複合化による機能集約や統廃合などにより、公共施設の適正配置の取組を進める必要があります。
- ▶今後も厳しい財政状況が見込まれる中で、効率性・経済性を考慮した施設整備手法や運営管理方法の導入に向けた検討を進めるとともに、引き続き、施設利用に係る受益者負担の適正化を図る必要があります。
- ▶公共施設等の老朽化が進行していることから、施設利用者の安全・安心を確保するため、適切な維持管理や計画的な修繕などを行う必要があります。



■ めざす姿

- 市民生活に必要不可欠な公共施設が適切に管理され、安全・安心で持続可能な施設サービスが提供されています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
(仮称) 公共施設再配置プランの進捗状況	(仮称) 公共施設再配置プランに基づく取組の実績件数(累計)
公共施設を利用しやすいと思う市民の割合	市民意識調査における数値

◇ 想定される主な取組

(公共施設の適正管理・適正配置に向けた取組)

- (仮称) 公共施設再配置プランの推進
- 特定目的基金の管理

◇ 関連する個別計画

- ・ 伊勢原市公共施設等総合管理計画／令和5(2023)年度～
- ・ (仮称) 伊勢原市公共施設再配置プラン／令和5(2023)年度～

37

ICTの利活用

施策の内容

市民の利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、行政手続きのオンライン化を推進するとともに、AIやRPAなどの技術の活用や情報システムの標準化などを進めます。

また、ICTの利活用を支えるシステムの安定稼働と情報セキュリティの強化を進めるほか、デジタルの活用に不安のある方が取り残されないよう、デジタルデバйд対策を推進します。

■ 現 状

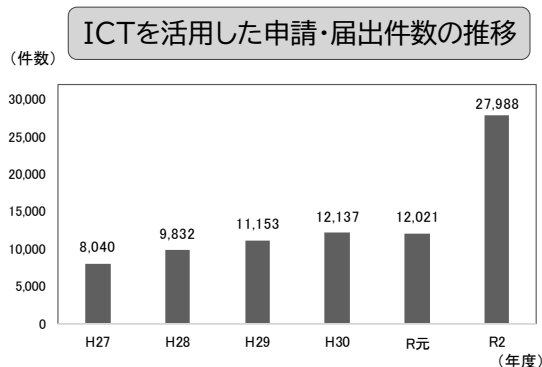
▷世界では、IOT、ロボット(RPA)、人工知能(AI)、ビッグデータなどの技術革新が進んでいます。

▷新型コロナウイルス感染症の影響により、社会全体で急速なデジタル化が進んでいます。

▷ICTを活用した電子申請の拡充や、公的個人認証に必要となるマイナンバーカードの普及を進めており、本市のマイナンバーカード交付枚数率は、令和3(2021)年2月時点で26.3%となっています。

▷行政事務の効率化を図るため、AIやRPAなどの導入により、業務の自動化を進めています。

▷行政運営に欠かせない情報システムについて、職員一人ひとりが情報セキュリティに関する正しい知識を修得して業務に取り組むため、情報セキュリティ研修や情報セキュリティ監査を実施しています。



資料:伊勢原市情報政策課

■ 課 題

▶市民の利便性を向上させるため、行政手続きのオンライン化や「書かない窓口」導入による窓口業務の効率化、マイナンバーカードの普及を促進する必要があります。

▶ICTを活用した行政事務の効率化を図るため、先端的な技術の更なる活用など、情報基盤の整備を進める必要があります。

▶市民がデジタル機器を身近に感じながら、利用できる環境づくりやデジタルデバйдへの対応を推進する必要があります。

▶ICTによる安全・安心な社会の構築を図るため、災害時における多様な情報化の推進や情報セキュリティ対策の強化を進める必要があります。



■ めざす姿

- 市民や事業者等が、ICTを有効活用できる環境が整い、利便性や効率性などを実感できるデジタル社会が実現されています。
- ICTを活用した行政事務が進み、行政運営の効率化や経費削減につながっています。

■ 成果指標の項目

指標名	指標の定義
ICTを活用した便利な行政サービスが提供されていると思う市民の割合	市民意識調査における数値 *パソコンやスマートフォン等を使った便利な行政サービスが提供されていると思うと回答した人の割合
ICT技術活用による業務時間削減数	事務執行にICT技術を活用し、効率化が図られた時間数
セキュリティ事故件数	情報漏えいやウイルス感染等によるセキュリティ事故件数

◇ 想定される主な取組

(ICTの利活用に向けた取組)

- オンライン手続きの拡充
- AI・RPA等の活用推進
- 自治体情報システムの標準化
- デジタルデバイドの解消
- 統合型GIS(地図情報システム)の活用

◇ 関連する個別計画

- ・伊勢原市ICT推進計画／令和2(2020)年度～

4 未来を見据えた いせはら元気創生戦略

(第2期伊勢原市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

(1) 目的

第6次総合計画では、本市の持つ特性や強みを生かしながら、将来にわたり市民の暮らしやすさを維持・向上させ、更に発展できるまちづくりを推進し、人口の減少幅を可能な限り小さくする持続可能な地域社会をめざします。

今後の本格的な人口減少・少子高齢化の進行は、市民生活の様々な分野に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるため、本市のまちづくりにおける最大の課題であると捉え、各施策が緊密に連携を図りながら取組を進める必要があります。

については、人口減少・少子高齢化に伴う課題に的確に対応し、総合計画に掲げる人口の将来展望の実現を図るため、重点的に取り組む施策を分野横断的に整理し、「未来を見据えた いせはら元気創生戦略」として位置付け、全庁一丸となって総合的に推進します。



(2) 位置付け

元気創生戦略については、人口減少や地域経済縮小の課題に対応する「伊勢原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として取り扱うこととし、総合戦略への位置付けを要件とする地方創生関係交付金及び企業版ふるさと納税等の活用を推進するなど、地方創生の取組を進めます。

なお、計画期間については、前期基本計画と同じ令和5(2023)年度から9(2027)年度の5年間とします。

(3) 構成

元気創生戦略は、4つの「基本目標」と、その方向性を示す「ねらい」、具体的な施策を示す「個別戦略」で構成します。

また、基本目標に対する「数値目標」及び個別戦略に対する「重要業績評価指標(KPI)」を設定します。なお、KPIについては、前期基本計画との一体的な推進や事務の効率化などの観点から、施策に設定する成果指標を活用して進行管理を行います。

(4) 基本目標

基本目標は、国や神奈川県総合戦略を勘案し、次のとおり設定します。

基本目標1 まちの特性や強みを生かした地域産業の振興により、新たな雇用を創出する

基本目標2 魅力の効果的な発信により、多彩な人の流れをつくる

基本目標3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望に応え、選ばれるまちをつくる

基本目標4 持続可能な地域社会を築き、健康で快適な暮らしを創出する

(参考) 国の体系

国は、令和元(2019)年度に策定した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共にめざすため、第1期の成果と課題等を踏まえて、次の4つの基本目標と2つの横断的な目標の下に取り組むこととしました。

基本目標1

稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

- └ 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
- └ 安心して働ける環境の実現

基本目標2

地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

- └ 地方への移住・定着の推進
- └ 地方とのつながりの構築

基本目標3

結婚・妊娠・子育ての希望をかなえる

- └ 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

基本目標4

ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

- └ 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

【横断的な目標】

- ① 多様な人材の活躍を推進する
- ② 新しい時代の流れを力にする

(5) 基本目標の展開

基本目標 1 **まちの特性や強みを生かした地域産業の
振興により、新たな雇用を創出する**



新東名高速道路等の整備や伊勢原大山インターチェンジの開設など、広域交通網の要衝としての優位性を生かし、産業用地の創出や地域産業の振興を促進することで、安定した雇用と地域経済の活力の創出をめざします。

数値目標の項目

① 法人市民税均等割納税義務者数

定義 法人市民税の納税義務を負う、市内に事務所や事業所等がある法人等の数

② 一人当たり課税対象所得の平均額

定義 市全体の課税対象所得額を納税義務者数(所得割)で除して算出した平均額

個別戦略

■ 雇用の創出に大きな役割を果たす企業の誘致推進

地域の優位性を生かした企業誘致を促進し、雇用機会の拡大を図ります。また、広域幹線道路等の整備効果を生かすため、計画的な市街地の拡大を図ります。

■ 地域経済の活性化につなげる企業活動支援

製造業、農業、観光関連産業など、本市の多様な産業の振興や企業の競争力強化を図ります。

■ 魅力的な働き場の創出と多様な就労ニーズに応じた就労環境づくり

多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルを踏まえ、誰もがその力を発揮できる就業環境づくりを促進します。

基本目標 2

魅力の効果的な発信により 多彩な人の流れをつくる


 ねらい

「やま」「おか」「まち」「さと」の変化に富んだ本市固有の地勢と地域資源を活用した魅力を効果的に発信し、地域内外の多様な結び付きの創出による地域の活性化を促し、定住人口・交流人口の増加をめざします。

数値目標の項目

① 観光入込客数

定義 1年間の観光客総数

② 市の魅力が効果的に発信できていると感じる市民の割合

定義 市民意識調査における数値

個別戦略

■ 観光資源等を活用した交流機能の強化

自然や景観、歴史文化など、本市の多彩な観光資源の発掘・磨き上げを行い、交流機能の強化を図ります。

■ にぎわいと関係人口の創出

将来的な移住の促進も見据え、にぎわいの創出など、継続的かつ多様な形で本市に関わる関係人口の創出・拡大に取り組みます。

■ 伊勢原の魅力発信・転入促進

本市の魅力を効果的に発信するため、多様なデジタルツールを活用した情報発信等に取り組むとともに、快適に暮らせる住環境を整え、様々な世代の定住を促進します。

基本目標 3

結婚・妊娠・出産・子育ての希望に応え、 選ばれるまちをつくる



結婚・妊娠・出産・育児への切れ目ない支援を行うとともに、地域や企業などと連携し、社会全体として誰もが将来への希望を持ち、安心して子育てができる環境づくりの実現をめざします。また、伊勢原の次代を担う子ども・若者が夢を持ち、希望を叶えたいと思える環境づくりをめざします。

数値目標の項目

① 合計特殊出生率

定義 15歳から49歳までの女性が
一生に産む子どもの平均数

② 安心して子どもを産み育てられる環境 が整っていると思う市民の割合

定義 市民意識調査における数値

個別戦略

■ 子育て世代に選ばれる子育てしやすい環境づくり

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援サービスの充実や負担軽減を図ります。また、安心して結婚、出産、子育てができるよう、子ども子育てを支える温かい社会環境づくりを進めます。

■ 仕事と子育ての両立支援

多様な働き方ができる環境づくりを進め、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。また、男女共同参画や女性の活躍支援の取組を推進します。

■ 子ども・若者が将来に希望を持てる環境づくり

次代の「いせはら」を担う子どもや若者が、将来に夢と希望を持てるよう、教育環境の整備・充実等を進め、豊かな人間性や社会性等を育むとともに、様々な不安や困難への対応や居場所づくりなどを進めます。

基本目標 4

持続可能な地域社会を築き、 健康で快適な暮らしを創出する


 ねらい

誰もが生涯にわたり健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。また、人口が減少する局面にあっても、持続可能な地域社会の実現に向けた取組を進めるなど、活力と魅力あふれるまちづくりをめざします。

数値目標の項目

① 市民の健康寿命

定義 日常生活動作が自立している期間の平均
(要介護2以上になるまでの期間)

② 伊勢原市に住み続けたいと思う 市民の割合

定義 市民意識調査における数値

個別戦略

■ 都市機能の向上、公共施設の縮充

居住環境の向上の取組や都市機能の集約等を進め、徒歩や公共交通により互いにアクセスできるコンパクトで持続可能な都市の形成をめざします。

■ 災害や様々な脅威に強い暮らしやすいまちづくり

多様な主体が連携し、防災・減災力や防犯力の向上を図り、安全安心を感じることができる地域社会をめざします。

■ 地域コミュニティ機能の再生・強化

年齢、障がい、国籍などにかかわらず、誰もが役割を持って活躍できる、互いに支え合う地域社会づくりを進め、コミュニティの再生・活性化を図ります。

■ デジタル化の推進

ICT 技術の積極的な活用とともに、デジタルデバインド解消の取り組みを進め、利便性の高いサービス提供や行政事務の効率化を図ります。

■ 人生100年時代の健康づくり

ライフステージに応じた健康増進や疾病予防などの取組により、健康長寿のまちづくりを進めます。

■ カーボンニュートラルに向けたまちづくり

エネルギーと資源の有効活用に向けた取組を進め、気候変動の影響が最小限に抑えられた豊かな自然と共生する快適な生活ができるまちをめざします。

(6) 基本目標と施策の関連付け

元気創生戦略の基本目標と関連する主な施策を「●」で示しています。

元気創生 戦略 施策		基本目標			
		基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4
01	防災				●
02	消防・救急				●
03	防犯・消費生活				●
04	交通安全				●
05	地域福祉				●
06	高齢者福祉	●			●
07	障がい者福祉	●			●
08	健康づくり				●
09	地域医療				●
10	運動・スポーツ				●
11	子育て支援			●	
12	幼児教育・保育			●	
13	若者・青少年			●	
14	学校教育			●	●
15	教育環境整備			●	
16	生涯学習			●	
17	歴史文化		●		
18	商工業	●		●	
19	観光	●	●		
20	農林業	●			
21	地球・生活環境				●
22	循環型社会				●
23	新たな土地利用	●			
24	都市整備	●	●		
25	道路				●
26	公園・緑化				●
27	河川・下水道				●
28	住宅				●
29	景観		●		
30	公共交通		●		●
31	コミュニティ・市民協働				●
32	人権・男女共同参画	●		●	
33	平和・多文化共生				●
34	広報シティプロモーション		●		
35	行財政運営				●
36	公共施設マネジメント				●
37	ICTの利活用				●

(仮称)伊勢原市第6次総合計画
基本構想(案)・前期基本計画(案)

令和4(2022)年9月

伊勢原市
